

令和 8 年度

経営事項審査申請の手引き

三重県県土整備部 建設業課

目 次

I 経営事項審査の概要

1. 経営事項審査の受審義務者	1
2. 経営事項審査の有効期間	2
3. 審査基準日	4
4. 審査項目	4
5. 経営事項審査の流れ	5
6. 虚偽の申請者への罰則規定及び行政処分	6
7. 経営規模等評価手数料及び総合評定値請求手数料	6

II 申請手続

1. 経営規模等評価申請等	
(1) 受付日程	6
(2) 相手方の確認	6
(3) 審査の順序	7
(4) 審査における注意事項	7
(5) 補正指示書	7
(6) 受付後の申請書類の取扱い	7
(7) 申請内容に対する照会	7
(8) 行政書士による代理申請	7
(9) 同一審査基準日の受け直しについて	8
(10) 提出書類	11
(11) 確認書類	14
2. 審査結果通知について	24
3. 再審査の申立てについて	24
4. その他	24

III 経営規模等評価申請書等

1. 経営規模等評価申請書等	25
〔各種事例に対する利益額（2期平均）の記入方法〕	27
継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)	31
2. 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高	32
〔各種事例に対する工事種類別完成工事高の記入方法〕	43
3. 技術職員名簿	49
〔各種事例に対する技術職員名簿の記入方法〕	51

令和8年4月

4. その他の審査項目(社会性等)	53
経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第2号)	60
建設機械の保有状況一覧表(別添様式)	65
CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号)	71
技能者名簿(様式第5号)	75
CPD取得単位数計算シート	77
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書 及び情報共有に関する同意書(様式第6号)	79
法定外労働災害補償制度加入証明書	81
証明書(防災協定の加入証明書例)	82
[記入例]	
記入例1 経営規模等評価申請書	83
記入例2 工事種類別完成工事高(2年平均を選択した場合)	88
記入例2 工事種類別完成工事高(3年平均を選択した場合)	90
記入例3 工事経歴書	94
記入例4 技術職員名簿	98
記入例5 その他の審査項目(社会性等)	100
記入例6 行政書士委任状記載例	105
登録経営状況分析機関一覧	107
国土交通大臣・都道府県知事コード・市町コード	107
建設業業種コード及び建設工事の種類	108
技術職員有資格区分コード「001」～「005」について	115
技術職員有資格区分コード表	116

IV 総合評定値の算出方法

1. 工事種類別年間平均完成工事高の評点 (X_1)	119
2. 自己資本額及び平均利益額に係る評点 (X_2)	120
3. 経営状況に係る評点 (Y)	122
4. 技術力の評点 (Z)	123
(1) 技術職員数の点数 (Z_1)	123
(2) 年間平均元請完成工事高の点数 (Z_2)	124
5. その他の審査項目(社会性等)の評点 (W)	125
(1) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 (W_1)	125
(2) 建設業の営業継続の状況 (W_2)	129
(3) 防災協定締結の有無 (W_3)	129
(4) 法令遵守の状況 (W_4)	129
(5) 建設業の経理に関する状況 (W_5)	129
(6) 研究開発の状況 (W_6)	130
(7) 建設機械の保有状況 (W_7)	131
(8) 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況 (W_8)	131
経営事項審査総合評定値自己計算表	132
資料編	133

※この手引きは、令和8年4月現在で作成しています。法令等の改正等により記載内容の変更をする場合がありますので
ご了承ください。なお、経営事項審査に関する制度やお知らせ等につきましては、三重県ホームページ「建設業のための
広場」の経営事項審査のページを参照してください。

経営事項審査の概要や改正点等について、以下に説明動画を掲載しております。ぜひご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/m0158300132.htm>

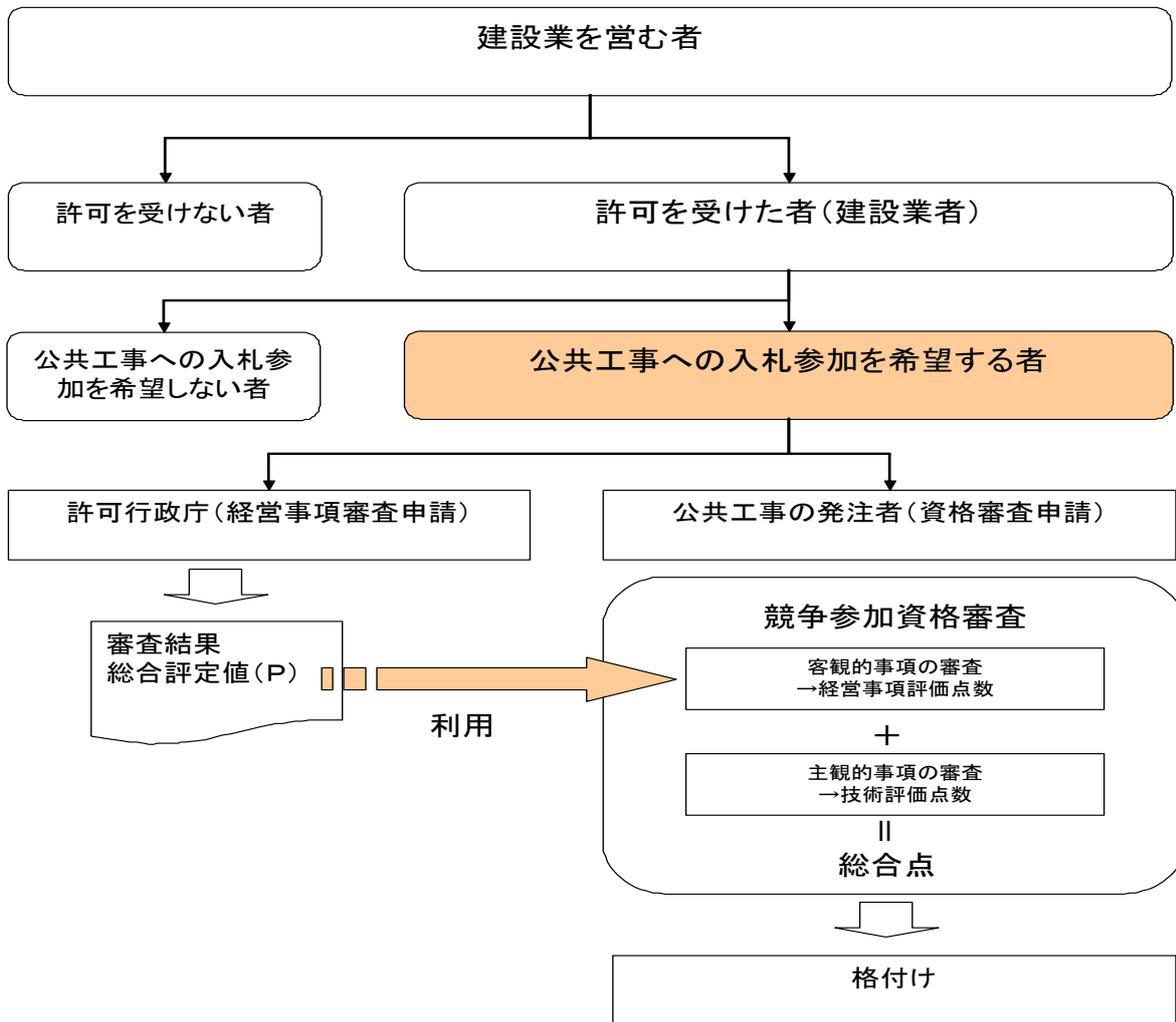
I 経営事項審査の概要

1. 経営事項審査の受審義務者

建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定により、「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。この経営事項審査の義務付けの対象となる「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」の範囲は、建設業法施行令第 45 条に定められており、国、地方公共団体等が発注者である施設又は工作物に関する建設工事です。

但し、軽微な建設工事（建築一式工事は 1,500 万円未満、その他の建設工事は 500 万円未満）や、物理的・経済的に影響の大きい災害等により必要を生じた応急の建設工事については、義務付けの対象外とされています。なお、通常の災害復旧工事は、義務付けの対象となります。

(図-1)



※客観的事項の審査は、経営状況、経営規模、技術的能力等について全国統一基準で審査されます。

※主観的事項の審査は、発注者ごとに評価する事項のことで、発注者によって異なります。

※民間工事しか請け負わない若しくは公共工事を発注者から直接請け負おうとしない場合(下請のみ)の場合は、経営事項審査を受ける必要はありません。

※「三重県建設工事入札参加資格者名簿」へ掲載されるには、経営事項審査を受けることが必須要件です。

2. 経営事項審査の有効期間

経営事項審査義務付けの対象となる公共工事等について発注者と請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の事業年度終了の日（＝審査基準日）から**1年7ヶ月**の間に限られています。（図－2参照）

したがって、毎年公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7ヶ月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要となります。（図－3参照）

このことに関連して次の点に注意が必要です。

毎事業年度経過後、決算関係書類が整い次第、**速やかに**経営事項審査の申請を行う必要があります。

「公共工事を請け負うことができる期間」は、申請の時期に関わりなく審査基準日から1年7ヶ月とされていますので、申請が遅れると審査や結果通知が遅れ、その分だけ「公共工事を請け負うことができる期間」が短くなり、「公共工事を請け負うことができる期間」が継続せず切れ目ができてしまう（公共工事を請け負うことができない期間が発生する）ことがあるためです。

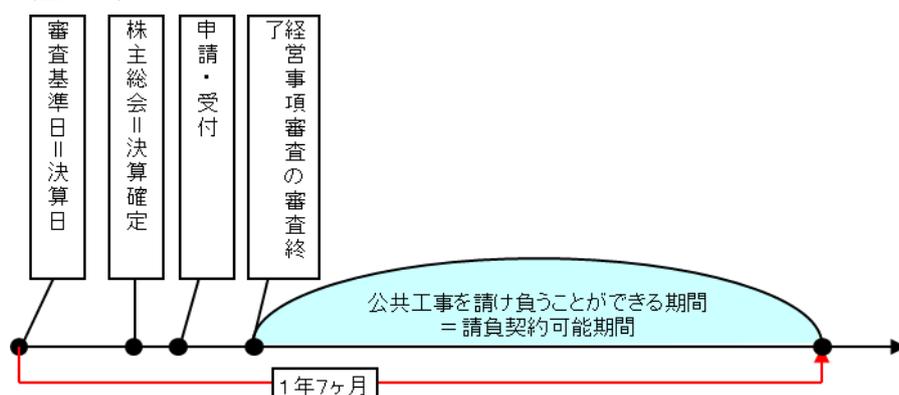
図－4は、2年目の申請時期が遅れたために、公共工事を請け負うことができる期間が短くなり、しかも「公共工事を請け負うことができる期間」が継続せず、公共工事を請け負うことができない期間が生じてしまった例です。

当然のことですが、単に申請を行っただけでは公共工事を請け負うことはできず、審査が終了していなければなりません。「**経営事項審査の審査終了**」とは、**経営事項審査の結果通知書の交付がなされたことを指します。**

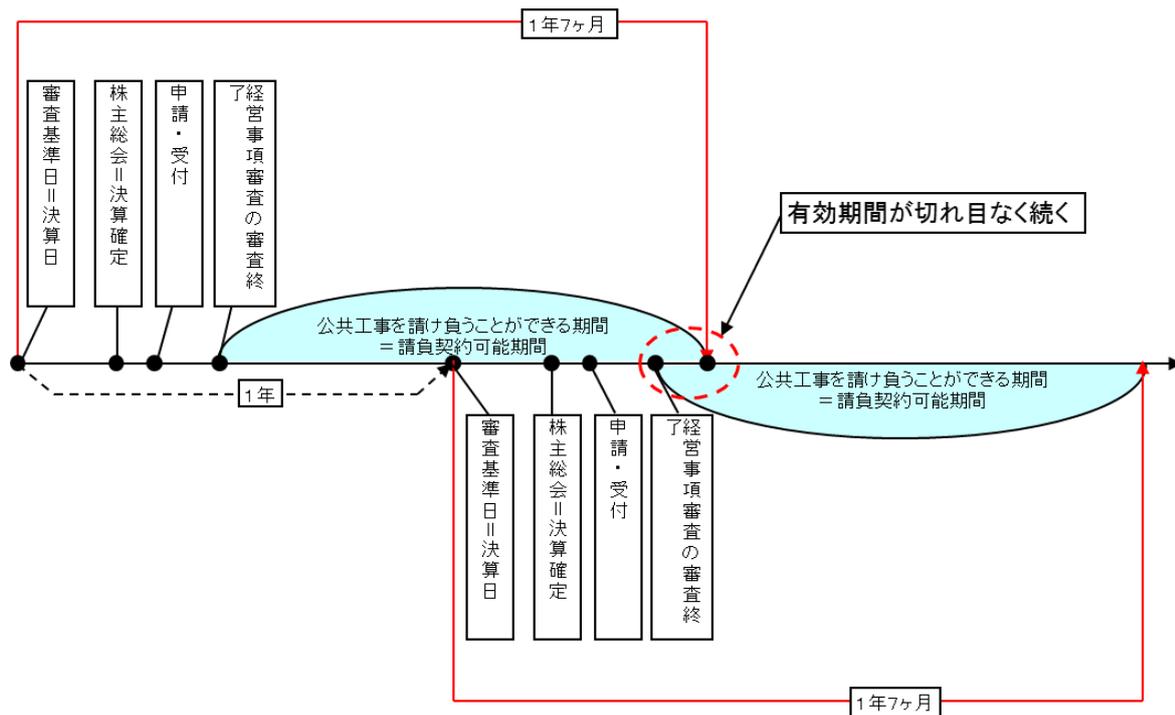
したがって、申請後審査が終了するまでの時間的余裕を十分見込んだ上で、早めに申請を行うことが必要です。

そこで、**決算後4～5ヶ月**の間に、別添で定める受付日程で経営事項審査の申請をしてください。

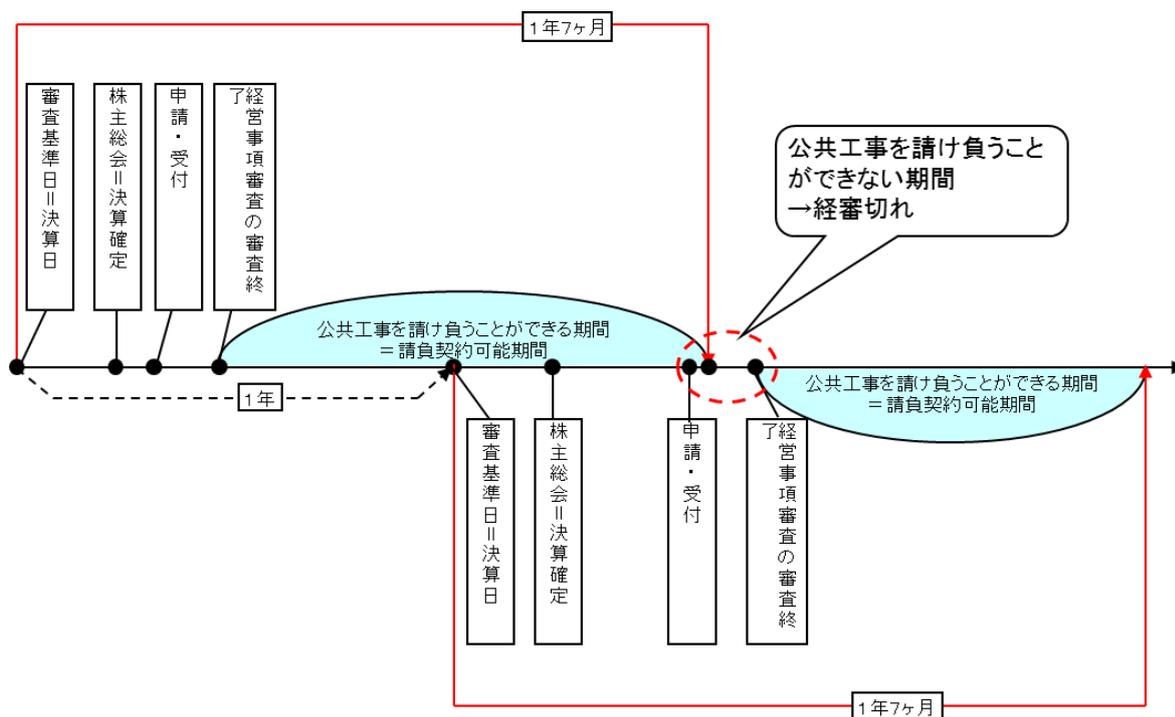
（図－2）



(図-3)



(図-4)

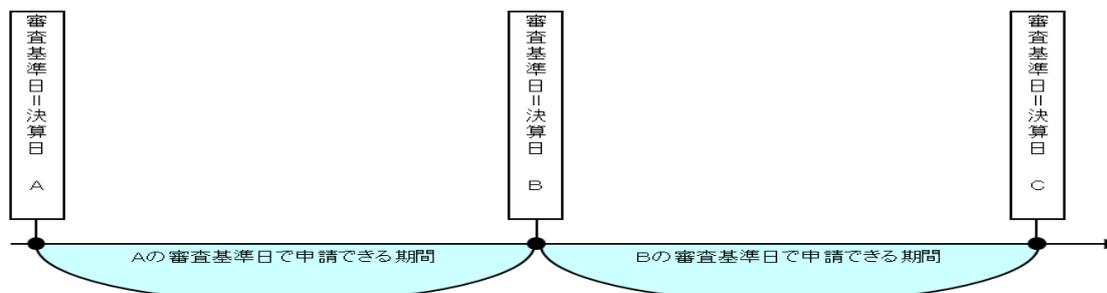


3. 審査基準日

審査基準日は、原則として、経営事項審査申請をする日の直前の事業年度終了の日（直前の決算日）となります。経営事項審査申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできませんのでご注意ください。

なお法令に定めのある場合等特別の場合を除き、同一の審査基準日に対して審査の受け直しはできませんので、ご注意ください。

(図-5)



<具体例>事業年度終了の日が毎年12月31日の場合

令和7年12月31日を審査基準日として経営事項審査申請をすることができるのは、令和8年12月31日までです。（12月の受付日程が最終となります。）

事業を開始した個人又は新たに設立された法人の場合、最初の事業年度終了の日より前に申請することができ、事業開始の日（個人）又は法人設立の日（法人）が審査基準日になります。

また、会社更生法及び民事再生法の適用を裁判所に申請した場合、会社合併・分割・営業譲渡・法人成り・相続の認可の場合等は、上記と審査基準日が異なる場合がありますので、事前にご相談ください。

4. 審査項目

(表1) 経営事項審査項目

項目区分		審査項目		最高点	最低点	ウェイト	
経営状況	Y	負債抵抗力指標	①純支払利息比率 ②負債回転期間	1,595	0	0.2	
		収益性・効率性指標	③総資本売上総利益率 ④売上高経常利益率				
		財務健全性指標	⑤自己資本対固定資産比率 ⑥自己資本比率				
		絶対的力量指標	⑦営業キャッシュフロー（絶対額） ⑧利益剰余金（絶対額）				
経営規模	X 1	工事種類別年間平均完成工事高		2,309	397	0.25	
	X 2	自己資本額・利益額		2,280	454	0.15	
	技術力	Z	技術職員数（業種別） 元請完工高（業種別）		2,441	456	0.25
その他の審査項目 （社会性等）			W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況		2,073	-1,837
	総合評定値	P		0.25X1+0.15X2+0.2Y+0.25Z+0.15W		2,159	6

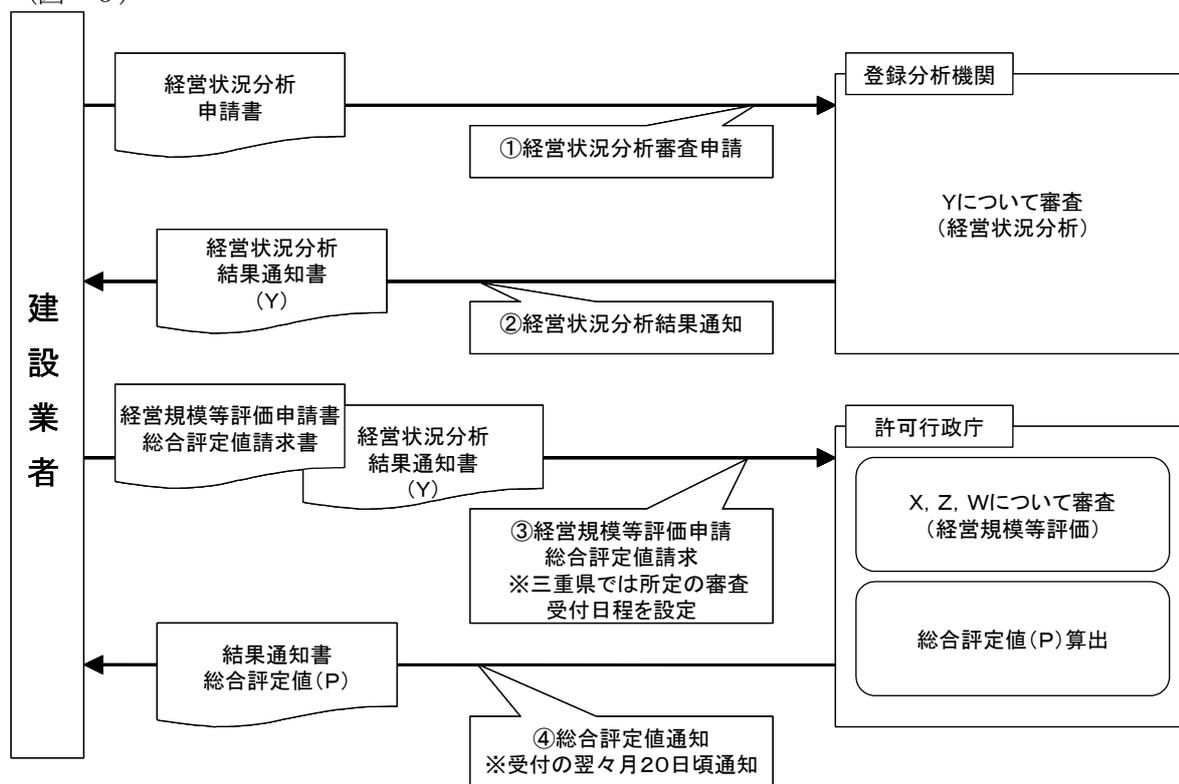
※総合評定値算出の詳細はP119～P132の総合評定値算の算出方法をご覧ください。

5. 経営事項審査の流れ

(1) 申請の順序

- ①経営状況分析（Y）を国土交通大臣の登録を受けた審査機関（登録経営状況分析機関）に申請します。
 ※登録経営状況分析機関については、国土交通省より公示されます。最新の一覧については以下のホームページでご覧いただけます。
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html
- ②登録経営状況分析機関から「経営状況分析結果通知書」が送付されます。
 ※申請にかかる手続き、手数料、日数等は各登録経営状況分析機関で異なりますので、各機関（P107参照）にお問合せください。
 ※経営規模等評価申請・総合評定値請求に「経営状況分析結果通知書」の添付が必要ですので、日数の余裕をもって申請してください。
- ③経営規模等評価 {経営規模（X）、技術力（Z）、及びその他の審査項目（W）} の申請及び総合評定値（P）の請求を三重県知事あてに行います。
 ※申請の際に「経営状況分析結果通知書」の添付が必要です。
 ※審査基準日において建設業の許可を有している業種でも、申請日までに廃業した場合は、その業種について受審することはできません。
- ④経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が送付されます。
 ※通知書は概ね申請日の翌々月20日頃に、簡易書留郵便で発送します。
 ※通知書は再発行いたしません。大切な書類ですから、紛失しないよう充分ご注意ください。

(図-6)



6. 虚偽の申請者への罰則規定及び行政処分

【建設業法第50条第1項第4号、第52条第4号、第53条】

経営事項審査においては、下記に該当する行為をした場合には罰則（拘禁刑又は罰金）に処せられることがあります。

【建設業法第28条第1項第2号、第28条第3項】

(1) 申請書類に虚偽の記載をして提出したもの

(2) 審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したもの

また、申請書類に虚偽の記載をして提出した結果得た経営事項審査結果通知書を各発注機関に提出した場合等、契約行為に関し不誠実な行為をした場合には、許可行政庁より指示又は営業停止（行政処分）に処せられることがあります。

なお、三重県では、これらを原因として資格停止の措置も実施しています。

7. 経営規模等評価手数料及び総合評定値請求手数料

(表2) 手数料一覧

申請 業種数	申請等の区分（申請書項番「05」）			申請 業種数	申請等の区分（申請書項番「05」）		
	1	2	3		1	2	3
	経営規模等評価 総合評定値請求	経営規模等評価	総合評定値請求		経営規模等評価 総合評定値請求	経営規模等評価	総合評定値請求
1	11,000円	10,400円	600円	16	48,500円	44,900円	3,600円
2	13,500円	12,700円	800円	17	51,000円	47,200円	3,800円
3	16,000円	15,000円	1,000円	18	53,500円	49,500円	4,000円
4	18,500円	17,300円	1,200円	19	56,000円	51,800円	4,200円
5	21,000円	19,600円	1,400円	20	58,500円	54,100円	4,400円
6	23,500円	21,900円	1,600円	21	61,000円	56,400円	4,600円
7	26,000円	24,200円	1,800円	22	63,500円	58,700円	4,800円
8	28,500円	26,500円	2,000円	23	66,000円	61,000円	5,000円
9	31,000円	28,800円	2,200円	24	68,500円	63,300円	5,200円
10	33,500円	31,100円	2,400円	25	71,000円	65,600円	5,400円
11	36,000円	33,400円	2,600円	26	73,500円	67,900円	5,600円
12	38,500円	35,700円	2,800円	27	76,000円	70,200円	5,800円
13	41,000円	38,000円	3,000円	28	78,500円	72,500円	6,000円
14	43,500円	40,300円	3,200円	29	81,000円	74,800円	6,200円
15	46,000円	42,600円	3,400円				

手数料の額は、建設業法施行令及び三重県手数料条例により定められています。

II 申請手続

1. 経営規模等評価申請等

(1) 受付日程

三重県ホームページに掲載されている「経営事項審査日程表」の会場及び日程で行います。

(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001128488.pdf>)

必ず**予約申込期限まで**に審査会場を管轄する建設事務所（P10～11参照）へ審査日時を予約してください（電話可）。予約がない場合、審査をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

※原則、**主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所で受審してください。**

やむを得ない理由で受審できない場合は、他の建設事務所で審査を受けた後、その審査済の申請書類を**速やかに**主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所へ提出してください。

※電子申請の場合は、三重県ホームページ「建設業のための広場」をご覧ください。

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/m0158300131.htm>)

(2) 相手方の確認（平成30年7月から実施）

審査会場の受付窓口または県の総合審査において、経営規模等評価申請書を提出される方の確認をさせていただきます。

(3) 審査の順序（電子申請の場合は指示がある場合を除き来場不要です。）

当日の審査会場では、建設事務所の指示に従い、次の順序で審査に臨んで頂くことになります。

①受付→②要員審査→③総括審査→④総合審査→⑤申請書受付

※受付には予約された時間でお越しください。

※受付後、審査が自社の順番になるまでの間は、待合席にて静かにお待ちください。

※審査の順番は当日の受付順にご案内しますが、申請内容による審査の進み具合により、③総括審査以降の順番が前後することがありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 審査における注意事項

審査会場で受審できるのは、申請者（従業員を含む）、行政書士（補助者除く）等の代理人・作成権限のある書類作成者に限られます。審査を円滑に行うために書類を事前に整理し、申請書の記載項目に関して、審査員の求めに応じ速やかに必要書類の提出又は提示ができるようにしてください。

なお、審査員に対し、挑発や威圧的な態度あるいは威嚇を伴うような行動は厳に慎んでください。

審査中に大声を張り上げる等、審査の妨げとなるような行為があった場合には、直ちに審査を中止し退場して頂きます。

(5) 補正指示書

審査を円滑に実施するために、審査に際しては補正指示書を使用し、審査上、要件に適合していない事項や不備がある事項に対し、補正指示を行うこととしています。

この補正指示書は、審査上の次回への申し送りも兼ねておりますので、受付後に申請書控えとしてお渡しする際に、申請書に併せて綴じてお渡しさせて頂いております。初めて審査を受けられる場合を除き、直近の申請書控えとして、ご持参頂くようお願いいたします。

(6) 受付後の申請書類の取扱い

審査の適否は持参書類にて判断しています。申請者側に起因する理由での申請書類の誤り（持参書類の不備を含みます。）については、受付後での記載内容の修正、不備のあった書類の差し替え、追加はできませんので、申請書類の記載、持参書類については、お間違いや不備のないように十分にご注意ください。但し、審査会場において審査保留となり、その旨、補正指示書に記載されている申請については除きます。

申請書類の受付後、結果通知書が出るまでの間で、申請書類の記載内容の修正や審査で認められなかった項目について再度審査を求められる場合には、取下げのうえ、日を改めて申請頂くことになります。（取下げ願い（任意様式：申請者名での記名要、取下げの理由を記載のこと）を作成のうえ提出ください。）

※取下げ後の申請に際しては、改めての審査手数料の納付が必要となります。

※取下げから改めての申請を行うことにより、経審切れを生じることがあっても、その責任は負いかねますので、あらかじめ、ご了承ください。

※受付済の申請書及び審査手数料は返却いたしませんので、あらかじめ、ご了承ください。

(7) 申請内容に対する照会

申請書類の受付後に申請内容について、許可行政庁から照会を行うことがあります。この場合に申請内容に対して、報告又は資料の提出を求めることがあります。（建設業法第27条の26第4項）

また審査後に申請内容に対する疑義が生じた場合には、事実関係を調査のうえ、審査の受け直し（有料：改めての審査手数料の納付が必要となります。）を指示することがありますので、ご注意ください。

(8) 行政書士による代理申請

申請者から委任を受けた行政書士が代理申請する場合、申請書の申請代理人欄に行政書士の住所、氏名及び電話番号を明記のうえ、職印を押印して申請してください。また、郵送・事前持込の場合には必ず行政書士証の写しを**1申請者ごとに1部**同封し、予約時間帯での審査会場からの電話については、必ず代理人行政書士が対応してください。

行政書士法第1条の3に基づく代理申請による場合、申請者からの委任状（写し可、押印の有無は問いません。正本副本に添付。代理受領の場合は受領権限が委任されていること。）を添付してください。

なお、行政書士でない者がいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁止されています。

(9) 同一審査基準日の受け直しについて

受審後、同一の審査基準日で申請内容を変更して審査を受け直しすることはできません。

ただし、受審後に、業種の追加を行い、その業種を審査対象業種とする場合は、次の審査基準日を迎えるまでは、再度、同一審査基準日で申請することができます。(業種の追加を行った場合に必ずしも受審する義務はありません。)

○同一審査基準日で申請する場合の提出・提示書類

(提出) ■経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

・項番02、08～15は、再度申請時点での内容で記入します。

(03～07は、当初申請時の内容のままです。)

・項番16は、新たに審査対象とする業種と、前回申請業種の両方を記入します。(追加業種は○で囲む)

・項番17以降は、前回申請時における内容に、新たに審査対象とする業種の完成工事高や技術職員の記載を追加する形で記入します。(新たに審査対象とする業種以外は変更できません。)

※既に2業種の選択をしている技術職員については、資格・業種の変更はできません。

・経営状況分析結果通知書は、前回の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書に添付してあるもののコピーを添付します。

(提示) ■新たに審査対象とした業種の契約関係確認書類および技術職員関係確認書類(該当がない場合は不要)

(提示) ■前回申請時の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(本人控)

審査会場では、新たに審査対象とした業種についてのみ審査を行います。

それ以外の審査項目については、原則、前回申請時と同内容が記載してあるか、返還した前回の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(本人控)の副本で確認します。

その他の確認資料は持参不要です。

経営事項審査申請の受付方法等について

※令和5年1月以降、インターネットでの申請（電子申請）による受付も可能です。詳しくは、三重県ホームページ「建設業のための広場」をご覧ください。なお、紙申請について廃止の予定はなく、審査内容や結果通知などに関して電子申請との違いはありません。

以下では、従来どおり紙による申請（紙申請）の場合の受付方法について記します。

経営事項審査の受審について、当日の書類提出による受付に加えて、郵送及び窓口での書類の事前預かりによる受付も行っています。受付方法等注意事項については、下記のとおりですが、詳細については受付窓口にて確認をお願いします。

○受付について

・当日の書類提出

会場受付にて、連絡先、受審業種数を申し出て頂いたうえで、全ての書類を提出していただき、受付後は連絡がとれる状態にて審査会場外でお待ち下さい。提出書類に疑義がある場合等に審査員から連絡する場合がありますので、連絡があった際は速やかに対応をお願いします。

なお、審査終了後は伺った連絡先に連絡致しますので、受領に受付までお越しく下さい。

・郵送及び窓口での書類の事前預かり

郵送を希望される場合は、事前に審査会場を管轄する建設事務所総務課担当者にご連絡のうえ、審査予約日の**3開庁日前**までに申請書類、提示書類及び返信用レターパックを、**審査会場を管轄する建設事務所総務課**あて送付してください（必着のこと）。封筒の表面に、必ず日中に連絡がとれる電話番号をご記入下さい。

確認用として、提出する副本とは別に申請書類及び提示書類一式を複写してお手元に保管下さい。審査終了後には返信用レターパックで副本をお手元に送付します。

なお、主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所以外の会場で郵送により経営事項審査を受審した場合は、受審した会場を管轄する建設事務所の受付印で封印された封筒が送付されますので、**開封せず**に主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所へ持参してください。

窓口での書類の事前預かりを希望される場合は、事前に**審査会場を管轄する建設事務所**へ連絡のうえ、審査予約日の**3開庁日前**までに提出をお願いします。

予約日直前には混み合いますので、余裕を持っての提出にご協力ください。

○確認書類について

これまで当日審査会場にお持ちいただいていた持参書類（原本）に代えて、確認書類として資料（**写し**）の提出（できるだけ両面コピーとしてください）を求めます。（但し、コピー枚数が多い場合などの理由から、従来どおり受審当日に原本書類を提示頂くことでも差し支えないものとします。）

なお、許可申請書、決算変更届など、許可申請時等に提出済の書類であっても、取り扱いについては対面審査の場合と同様としますので、副本又は写しを同封してください。

※確認書類については、各書類に番号を記した付箋を添付して頂くなど、審査の円滑な進行にご協力をお願いします。（付箋に記す番号は、「（10）提出書類（表3）経営事項審査提出書類一覧表」の確認書類の番号（No.）を参考としてください。）

工事確認にかかる契約書、注文書・請書等については、業種ごとに工事経歴書に**記載順の上から3件分**工事名を記載した工事のみで3件に満たない場合で、その他工事がある場合は、3件分になるよう、その他工事のうちのどれかの工事書類が必要です。工事名、契約額、工期、工事内容が確認できる部分のコピーを提出して下さい。（前年度未受審の場合は、2期分ないし3期分必要です。）

契約書、注文書・請書等の右上余白部分に、業種、工事経歴書記載順に番号を記入して下さい。（例、土木一式工事の場合：土一1、土一2）

○郵送による受付の場合の書類等の郵送について

個人情報を含む書類が含まれること、申請手数料（三重県収入証紙）を貼り付けの上提出をいただくことから、信書便（レターパック（赤）や書留郵便）など、確実に受け取り確認ができる方法により送付して下さい。※レターパック（青）や普通郵便は不可。

表面に送付物「**経営事項審査申請書在中**」と朱書して下さい。

郵送料は申請者の負担となります。

郵便事故に関し、県は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。

○郵送による受付の場合の申請手数料について

申請手数料は、受審業種数に応じた額面金額の県証紙を、収入証紙納付書様式に貼付して同封して下さい。県証紙は、指定金融機関の百五銀行等でお買い求め頂けます。

〔三重県収入証紙の販売場所一覧〕 <http://www.pref.mie.lg.jp/D1SUITO/39046033383.htm>

○当日の審査について

審査については、いずれの提出方法であっても、審査会場で当日審査を実施します。

当日提出の場合は、書類一式を受付にて預かったのち、会場からいったん退出していただきます。

補正等が必要な場合には、受審日に電話やファックス等にて連絡しますので、審査を円滑に行うために、当日は連絡が取れるようにして頂き、**速やかな**対応をお願いします。

連絡が取れず追加の書類が提出されない場合は審査内容にかかる不利益を被ることがありますので予めご了承下さい。

近年、審査時間が長くなっております。審査を円滑に行うために、書類提出にあたっては不備や過不足がないよう「経営事項審査申請の手引き」を確認のうえ、準備をお願いします。書類は整理し、必要な箇所に付箋を貼るなど、スムーズな審査進行にご協力をお願いします。

審査件数の増加に伴い、午前中で予約を頂いた方であっても、審査完了が午後になることもございます。また、補正対応等により、お預かりした書類一式を当日中に返却できない場合もございますので予めご了承下さい。

○郵送受付による審査の場合の申請書控えの返送について

紙申請の場合は、審査完了後、受付印及び審査済印を押印した申請書の副本を返送します。返送先を記入した返信用のレターパック（赤）を必ず同封して下さい。

○申請に係る問い合わせ及び郵送受付による場合の郵送先

（審査会場を管轄する建設事務所の所在地に郵送して下さい。）

提出先	住所	電話番号
桑名建設事務所 総務課	〒511-8567 桑名市中央町5丁目71	0594-24-3661
四日市建設事務所 総務課	〒510-8511 四日市市新正4丁目21-5	059-352-0665
鈴鹿建設事務所 総務課	〒513-0809 鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8680
津建設事務所 総務課	〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34	059-223-5200
松阪建設事務所 総務課	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0577
伊勢建設事務所 総務課	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	0596-27-5197
志摩建設事務所 総務課	〒517-0501 志摩市阿児町鶴方3098-9	0599-43-5125

伊賀建設事務所 総務課	〒518-8533 伊賀市四十九町 2802	0595-24-8200
尾鷲建設事務所 総務課	〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1 番 1 号	0597-23-3524
熊野建設事務所 総務課	〒519-4393 熊野市井戸町 371	0597-89-6142
県土整備部建設業課	〒514-8570 津市広明町 13	059-224-2660

※国土交通省が定める「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」による事業承継（認可など）については、建設業課（本庁）審査になる場合がありますので、事前に連絡をお願いします。
※事前のお問い合わせは、当日の審査通過を担保するものではありませんのでご了承ください。

（10）提出書類（提出部数 正本**1部** 副本**1部**）※提出書類はA4片面で印刷してください。

（表3）経営事項審査提出書類一覧表

No.	書類名	摘要	記入例
1	経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書 (様式第二十五号の十四)	記入要領及び記入例参照 (申請者の押印は不要。ただし行政書士の代理申請及び行政書士が書類を作成した場合の職印の押印は必要)	P83～ P87
2	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (別紙一)	課税事業者は消費税抜き 免税事業者は消費税込み ※1	P88～ P91
	工事種類別完成工事高付表 (別記様式第1-2号)	完成工事高の積み上げを行う場合のみ添付してください。詳細はP36～P41を参照。	P39
	工事種類別完成工事高付表 (別記様式第1-1号)	完成工事高の分割分類を行う場合のみ添付してください。詳細はP42を参照。	P42
3	工事経歴書 (様式第二号)	変更届出書 (事業年度終了届出書) 等で提出している場合は添付不要。 ※2、※3	P94
4	技術職員名簿 (別紙二)	建設業に従事する職員のうちP116～P118の資格者等に該当する者を記入 ※P49～P52も参照してください。	P98
5	その他の審査項目 (社会性等) (別紙三)	建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況、建設業の営業継続の状況、防災活動への貢献の状況、法令遵守の状況、建設業の経理の状況、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況について記入	P100
6	様式第4号 (CPD単位を取得した技術者名簿)	<u>技術職員名簿 (別紙二) に記載がない者でCPD単位を取得した者を計上する場合</u> に提出 ※常勤性の確認資料 (確認書類No. 8) 及び技術資格を証する確認資料 (確認書類No. 9) が必要。 ※CPD単位取得者の該当がない場合又は技術職員名簿に記載した者以外にCPD単位取得者がいない場合は提出不要。 ※この様式を提出する場合は、様式第5号 (技能者名簿) も併せて提出が必要 (0人の場合も「0」(人) と記入して提出。詳細は※4を参照。)	P73
7	様式第5号 (技能者名簿)	申請書別紙三 (その他の審査項目) <u>項番49「CPD単位取得数」又は項番50「技能レベル向上者数」に計上する場合</u> に提出。※4 ※技能者に計上する場合は、技術職員と同様の常勤性の確認資料 (確認書類No. 8) が必要。	P76
8	様式 (CPD単位取得数計算シート)	CPD単位を取得した者がいる場合に提出	P77
9	収入証紙納付書	三重県収入証紙を購入のうえ、貼付	

10	経営状況分析結果通知書	申請書項番05「申請等の区分」が「1」、「3」、「4」の場合、添付が必要。（正本には原本添付）	
11	次の①～④のいずれかの認定に係る、「 基準適合事業主認定通知書 」又は「 基準適合一般事業主認定通知書 」等の写し ①「えるぼし認定（1段階目）」 ②「えるぼし認定（2段階目）」 ③「えるぼし認定（3段階目）」 ④「プラチナえるぼし認定」	申請書別紙三（その他の審査項目）項番51「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」が「1」の場合は①、「2」の場合は②、「3」の場合は③、「4」の場合は④を添付が必要。「5」の場合は添付不要。 審査基準日時点で取得している認定のうち、最も配点が高いものだけが評価対象となります。※5	
12	次の①～④のいずれかの認定に係る、「 基準適合事業主認定通知書 」又は「 基準適合一般事業主認定通知書 」等の写し ①「くるみん認定」 ②「トライくるみん認定」 ③「プラチナくるみん認定」	申請書別紙三（その他の審査項目）項番52「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」が「1」の場合は①、「2」の場合は②、「3」の場合は③を添付が必要。「4」の場合は添付不要。 審査基準日時点で取得している認定のうち、最も配点が高いものだけが評価対象となります。※5	
13	各都道府県労働局が発行した、 ユースエール認定通知書 の写し	申請書別紙三（その他の審査項目）項番53「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」が「1」の場合は添付が必要。「2」の場合は添付不要。※5	
14	様式第6号（ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書 ）※6	申請書別紙三（その他の審査項目）項番54「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」が「1」又は「2」の場合は添付が必要。「3」の場合は添付不要。 ※CCUS上で事業者情報が登録されていることが分かる書類（CCUSの帳票「3-1 事業者情報」等）を確認書類として持参してください。	
15	防災協定書の写し及び証明書 ※新規又は、昨年度と内容に変更がある場合のみ提出必要。昨年度と同じ内容で、期間のみ更新又は継続の場合に限り、提出書類ではなく確認書類となる。（代表者名や会社の住所のみの変更の場合は昨年度と同じ内容とみなします。）	申請書別紙三（その他の審査項目）項番57「防災協定締結の有無」が「1」の場合は添付が必要。 ※証明書の証明者印は必要。写し不可。 ※昨年度と同じ内容かつ、期間のみ更新又は継続の場合は、確認書類No. 14参照	
16	① 有価証券報告書の写し又は監査証明書の写し （無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているもの） ② 会計参与報告書の写し ③ 経理処理の適正を確認した旨の書類 （別添含む） ※③は項番61「公認会計士等の数」に掲げられた者のみが作成可能。	申請書別紙三（その他の審査項目）項番60「監査の受審状況」が「1」の場合は①、「2」の場合は②、「3」の場合は③の添付が必要。「4」の場合は添付不要。	
17	別添様式「 建設機械の保有状況一覧表 」及び ① 建設機械の売買契約書等の写し ② 建設機械のリース契約書の写し ③ 特定自主検査記録表、自動車検査記録事項又は移動式クレーン検査証の写し （P68～70参照） ※①～③は、新規掲載分のみ提出。継続の場合は確認書類として提示。確認書類 No. 16参照。	申請書別紙三（その他の審査項目）項番64「建設機械の所有及びリース台数」が「0」以外の場合、別添様式「建設機械の保有状況一覧表」に加え、 自社所有 の場合は①+③、 リース契約 の場合は②+③の添付が必要。但し、提出資料は15台分まで可。P19～20 注11～15も参照。	別添様式 P65 記入例 P67
18	一般財団法人持続性推進機構が発行した、 エコアクション21の「認証・登録証」 の写し	申請書別紙三（その他の審査項目）項番65「エコアクション21の認証の有無」が「1」の場合、添付が必要。 ※7	

19	(公財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証した ISO9001、ISO14001の認証を証する書類 の写し ※当面の間、確認書類でなく提出書類とします。	申請書別紙三(その他の審査項目)項番66、67それぞれについて、登録の有無が「1」の場合、添付が必要。 ※認証範囲に建設業が含まれていない場合や認証範囲が一部の支店等に限定されている場合(会社単位(建設業許可を取得している全営業所:登記の有無にかかわらず)で認証されている必要があります。)は不可。	
20	公認会計士・税理士等による「資本性借入金」該当証明書 ※項番17「自己資本額」において、資本性借入金のうち自己資本とみなす金額を加算した自己資本額を記載した場合に必要	平成20年国土交通省告示85号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の四5(二)イに規定する公認会計士等が証明した証明書(資本性借入金を自己資本に加算した場合のみ必要)	
	委任状 (代理申請の場合)	写し可、押印の有無は問いません。 正本、副本両方に添付すること。代理受領の場合は、受領権限が委任されていることが必要。	P105 ~106
	経営事項審査申請書類確認書 (三重県知事許可業者用)	P23(表5)のチェック表を使用してください。 この書類については、 1部 提出してください。	

- ※1 契約後 VE に係る完成工事高の評価の特例の利用を行う場合、契約後 VE による契約額の減額金額が証明できる書類を提出してください。
- ※2 建設業の許可を取得して間もない場合や業種追加をした直後に申請するため、工事種類別完成工事高(別紙一)で2年平均あるいは3年平均の選択した期間に対応する工事経歴書(様式第二号)を、建設業許可申請書等(事業年度終了届出書を含む)に添付して提出していない場合は添付が必要です。
- ※3 建設業許可申請書等(事業年度終了届出書を含む)に添付した工事経歴書(様式第二号)の記載が当該記載要領3(1)によらない場合は、当該記載要領3(1)に適合した工事経歴書(様式第二号)の添付が必要です。当該記載要領3(1)に適合した工事経歴書(様式第二号)の記載方法は、P94を参照してください。
- ※4 様式第5号(技能者名簿)の提出の要・不要については、下図のとおりです。CPD単位取得数は、項番49に記載するCPD単位取得数が「0」以外ならば下図の「有」に該当するので、たとえ技能者数が0人であっても、様式第5号の合計人数に「0」(人)と記入して提出してください。

—		技能レベル向上者数	
		有	無
CPD 単位 取得数	有	提出必要	提出必要 (技能者数が0人でも「0」(人)と記入)
	無	提出必要	提出任意

- ※5 審査基準日以前に認定・認証を受けており、かつ、審査基準日において、取消又は辞退がなされていないことが必要です。
- ※6 評価対象となる「民間工事を含む全ての建設工事」及び「全ての公共工事」については、日本国内以外の工事、建設業許可を要しない軽微な工事(請負代金額500万円未満(建築一式工事の場合は1,500万円)の工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建築する工事)、災害協定に基づき行う災害応急対策及び既契約において発注者の指示により行う災害応急対策は、対象となりません。また、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点されません。
加点対象となるのは、次の①~③の全てを実施している場合です。
①CCUS上での現場・契約情報の登録
②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法(就業履歴データ登録標準API連携認定システムにより、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等)でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
③経営事項審査申請時における様式第6号の提出。
- ※7 審査基準日が有効期限内のものであることが必要です。また、「認証・登録証」に「段階的認証」又は「サイト認証」と記載があり、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限定されている場合には、加点対象となりません。なお、判定結果通知書の場合は認められません。
また、地域版EMSの相互認証は確認書類ではなく、一般財団法人持続性推進機構が発行した、エコアクション21の「認証・登録証」の写しが必要です。

(11) 確認書類

(表4) 確認書類一覧表〔三重県知事許可業者用〕

No.	書類名	摘要	チェック	
1	経営事項審査結果通知書	申請時点で直近の結果通知		
2	経営事項審査申請書（本人控） 注1)	申請時点で直近の申請書控（P50 3. (3)イの「なお」以降も参照）		
3	建設業許可申請書（本人控）	申請日時時点で有する全ての許可に係る最新のもの		
4	変更等届出書（事業年度終了届出書） 注2)	直前決算2年又は3年分 ※財務諸表、工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額について、課税事業者は消費税抜き、免税事業者は消費税込みで作成してください。	未提出の方は審査が受けられませんので、必ず事前に提出してください。 ※法定期限内の提出であっても、書類不備が見受けられる場合がありますので早めにご提出ください。	
	変更等届出書（本人控）	変更のあった場合のみ必要 ※新規許可又は直近の更新以降にあった変更にかかるもの全て		
5	廃業届（本人控）	新規許可又は直近の更新以降に一部業種の廃業がある場合のみ必要		
6	決算関係書類 （審査基準日以前2年又は3年の間に終了した事業年度に係る分） 注3) （電子申告の場合は、申告データ及び受信通知を出力したもの）	法人	法人税確定申告書の控及び添付書類 決算報告書、別表等	
		個人	青色	確定申告書、青色申告決算書及びその添付資料
			白色	確定申告書、収支内訳書 年間完成工事高の確認できる書類
		共通	消費税確定申告書（免税事業者は不要）	
7	消費税納税証明書（その1）注4)	審査対象事業年度分の原本又は写し ※免税事業者についても必要		
8	技術職員、技能者及び公認会計士等の雇用等が確認できる書類 注5)	審査基準日以前6ヶ月を超える雇用（ただし、項番61「公認会計士等の数」及び項番62「二級登録経理試験合格者等の数」に計上する者については、審査基準日時点の雇用）が確認できる書類（「1」及び「2」両方の書類の持参が必要です） 1. 雇用保険事業所別被保険者台帳（基準日以降に発行されたもの）又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（出向者については、審査基準日以前6ヶ月を超える出向契約書又は出向協定書） 2. 申請時直近の標準報酬月額決定通知書（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書） （ただし、掲載されていない70歳以上被用者に該当する場合は、『厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ』） ※上記の書類で確認できない場合は、「源泉徴収簿」及び「賃金台帳」や、「履歴事項全部証明書」等の雇用が確認できる資料が必要です。 ※紛失した場合は、再発行可能かご確認願います。		
		技術職員のうち高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者（6ヶ月超前からの雇用者：65歳以下に限る）がある場合 継続雇用制度対象者であることを証する会社の代表者の記載のある書面（様式第3号） P31 参照 ※常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則も必要		

9	<p>技術職員の資格等を証する書類</p>	<p>申請しようとする資格に関する合格証明書、免許証、登録証、免状、合格証書、能力評価（レベル判定）結果通知書等。 ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、その写しで可（この場合は有効期限が切れていても可）。注6）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 実務経験が必要な資格については実務経験証明書 注7) ※ 登録基幹技能者講習を修了した者については登録基幹技能者講習修了証（登録基幹技能者講習修了証に基幹技能者が申請した実務を有する業種名が記載されるので、その業種で申請があった場合のみ加点評価の対象です。有効期限内のもの）の写し ※ 認定能力評価基準によりレベル4又はレベル3と判定された者は能力評価結果通知書（評価年月日は、審査基準日より前の日付） ※ 講習受講で加点の場合は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し 注8) ※ CPD取得単位数がある場合は、審査基準日前1年間に取得したCPD単位数取得数を証する書面（CPD受講証明書等） ※ 監理技術者補佐の場合は主任技術者としての資格を証する書類と1級技士補の資格証（一次試験合格通知書）の双方が必要 	
10	<p>建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況を確認する書類</p> <p>※申請書別紙三（その他の審査項目）項番41から項番46の各項目をそれぞれ「有」として申請する場合に必要。</p> <p>※雇用保険（項番41）、健康保険（項番42）、厚生年金保険（項番43）については、対象者がいない場合は、「2(無)」ではなく「3(適用除外)」となりますので書き間違いにご注意ください。</p>	<p>【雇用保険】（以下の①及び②を提示）</p> <p>①審査基準日を含む年度の雇用保険（労働保険）に関する『概算・増加概算・確定保険料申告書』（控え）（労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険料等納入通知書の写し）</p> <p>②雇用保険分の保険料の納付が確認できる領収済通知書、納付書、領収証書、保険料納付済証明書（口座振替の場合は口座振替結果通知ハガキまたは「労働保険料に係る口座振替結果のお知らせ」、電子納付の場合は電子納付完了通知で可）のいずれか</p> <p>【健康保険】</p> <p>審査基準日を含む月の健康保険に関する『保険料納入告知額・領収済額通知書』又は『納入告知書・領収証書』又は『保険料納付済証明書』※健康保険組合に加入の場合は、健康保険組合の『納入告知書』及び『領収書』</p> <p>【厚生年金保険】</p> <p>審査基準日を含む月の厚生年金保険に関する『保険料納入告知額・領収済額通知書』又は『納入告知書・領収証書』又は『保険料納付済証明書』</p> <p>【建退共】</p> <p>建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査用）で審査基準日が含まれるもの</p> <p>【退職一時金・企業年金】</p> <p>次のいずれかの書類（「就業規則書」を除き、いずれも審査基準日の含まれるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度中退共の加入証明書、共済契約書 ●特定退職金共済団体の加入証明書又は共済契約書 ●退職手当の定めがある就業規則書（ただし、常時10人以上の労働者を雇用している場合は、労働基準監督署の届出印のあるもの。また、財源が明らかでないものは不可。） ●厚生年金基金の加入証明書あるいは領収証書（審査基準日を含む月の掛け金を納付したもの） ●確定給付企業年金の導入が確認できるもの（基金型にあつては企業年金基金の発行する加入証明書、規約型にあつては資金管理運用機関の発行する加入証明書） ●確定拠出年金（企業型）の導入が確認できるもの（確定拠出年金管理運営機関の発行する加入証明書） ●適格退職年金として認可を受けた保険等の契約書 	

		<p>【法定外労災】 次のいずれかの書類（審査基準日において有効なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（公財）建設業福祉共済団加入証明書 ●（一社）全国建設業労災互助会加入証明書 ※「新労災（傷害プラン）補償制度」、「労災上積み補償制度」は可ですが、「第三者賠償補償制度」は認められません。 ●中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者（全日本火災共済協同組合連合会等）の労働災害補償共済契約加入証明書 ●（一社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害共済加入証明書 ●民間保険事業者との直接契約の場合 以下の要件がすべて確認できる保険証券（証券だけで確認が難しい場合には、約款、契約明細書等も持参のこと。）又は加入証明書（様式例はP81参照） <ul style="list-style-type: none"> ①通勤災害（出勤及び退勤中の災害）も補償対象であること ②すべての下請業者の職員も補償対象であること ③補償の範囲が死亡・労災障害等級1～7級すべてを対象としていること ●公益法人の建設業者団体が取り扱う団体保険の場合 建設業者団体又はその団体保険を扱う保険会社が発行する団体保険制度の加入証明書で、上記①～③要件がすべて確認できるもの <p>※ 保険会社の保険については、政府の労働災害保険の概算・確定保険料申告書及び領収証書（<u>審査基準日を含む年度分</u>）も必要です。詳しくはP54 オ(ウ) bをご覧ください。</p>	
11	CCUS 上で事業者情報が登録されていることが分かる書類（CCUS の帳票「3-1 事業者情報」等）	項番 54「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」が「1」又は「2」の場合に必要	
12	営業年数を確認できる書類	最初の許可申請書又は許可通知書（No. 3）で代用可能	
13	民事再生法又は会社更生法の適用を確認する書類 ※申請書別紙三（その他の審査項目）項番 56 を「有」で申請する場合に必要。	<p>手続開始の決定日を証明する書面 手続終了の決定日を証明する書面（官報公告の写し等） ※審査対象事業年度に受けた決定にかかるもの</p>	
14	<p>防災協定締結の有無を確認できる書類（内容変更がなく、期間のみ更新又は継続の場合） ※申請書別紙三（その他の審査項目）項番 57「防災協定の締結の有無」が「1」の場合に必要。 ※新規又は内容変更ありの場合は、<u>防災協定書の写し及び証明書の提出（提出書類一覧表の No. 15）が必要です。</u> 注9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体と申請者が協定を直接締結している場合は、<u>防災協定書の写し（証明書は不要）</u> ・社団法人等の団体が防災協定を締結している場合は、申請者が審査基準日時点で一定の役割を負っていることを証する、当該団体の長が発行した証明書（確認書類の場合は写し可。防災協定書の写しは不要） 	
15	登録経理試験等の資格等を証する書類 注10)	登録経理試験（建設業経理士1、2級）、公認会計士、及び税理士の資格を有する者の資格者証、合格証明書、研修・登録経理講習修了証等	
16	<p>建設機械の保有状況を確認できる書類 注11) ※新規掲載分は提出書類。 継続分は確認（提示）書類。 ※申請書別紙三 項番 64 を「0」以外で申請する場合に必要。</p>	<p>別添様式「建設機械の保有状況一覧表」(P65)を提出するとともに、以下の①及び②を提示。（確認資料は15台分までとする。）</p> <p>① 審査基準日において自ら所有又はリース契約していることを証する書類（下記ア、イ、ウのいずれか） 注12)</p> <p>ア 売買契約書の写し 注13)</p> <p>イ 譲渡証明書、売買証明書等の写し 注13)</p> <p>ウ リース契約書の写し</p> <p>※ リース契約の場合は、審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間のあるものに限り。注14)</p> <p>②対象機械が正常に稼働する状態であること及び種別または規格を確認できる書類 （特定自主検査記録表、自動車検査証記録事項又は移動式クレーン検査証の写し） 注15)</p>	

17	<p>知識及び技術又は技能の向上に関する取組の確認書類 注16)</p> <p>※項番49「CPD取得単位数」、 項番50「技能レベル向上者数」 に計上する場合に必要。</p>	<p>・項番49「CPD取得単位数」に計上する場合は、審査基準日以前1年以内に取得した、CPD認定団体が記載されたCPD単位数取得数を証する書面（CPD受講証明書、学習履歴証明書等） (証明期間は、審査対象事業年度のもの)</p> <p>・項番50「技能レベル向上者数」に計上する場合は、次の①及び②の書類</p> <p>①審査基準日時点における能力評価（レベル判定）結果通知書（※） ②様式第5号（技能者名簿）に記載された者が1名以上ある場合、人数が確認できる、作成建設業者（元請負人）又は下請負人となって施工したものに係る施工体制台帳のうちの作業員名簿の写し（審査基準日時点で稼働している工事分の名簿を確認。当該名簿で確認できない者は、完成日が審査基準日に近い工事分の名簿で確認。作成義務のない申請者の場合は下記（1）～（3）が確認できる任意様式の名簿を作成すること）。 下記事項が確認できること。 （1）氏名、生年月日及び年齢 （2）職種 （3）医療保険、年金及び雇用保険の加入等の状況</p> <p>※建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価実施団体が発行したものを指す。カード（写し含む）では不可。能力評価実施団体については、下記の国交省HPを参照。 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/nouryokuhyouka_otoiawase.html</p>	
18	<p>完成工事高に計上した工事の契約関係書類 注17)</p>	<p>各審査対象業種の完成工事高に計上した工事に係る工事請負契約書、注文書・請書（控）等 (該当の工事経歴書記載上から3件分(その他0件として記載したのもを含む))</p>	
19	<p>会計監査人・参加が記載された登記簿謄本 ※項番60「監査の受審状況」が「1」又は「2」の場合に必要。</p>	<p>審査基準日時点における会計監査人・参加が確認できる直近のもの</p>	

※ **提出書類、確認書類は、上記に記載された書類以外の資料の提示や写しの提出等を求める場合がありますので、予めご了承ください。**

注1) 審査対象事業年度において、完成工事高の業種間積み上げ（P36）を行う際、前年の申請において積み上げ元の業種が審査対象業種として受審されておらず、かつ、工事種類別完成工事高（別紙1）で3年平均を選択した場合は、前々回の経営事項審査申請書（本人控）も持参してください。

経営事項審査申請書（本人控）が紛失等により持参できない場合は、三重県県土整備部建設業課（三重県津市広明町13番地：6F）で保管している前回の経営事項審査申請書の開示・複写請求ができますので、申請までに来庁の上、準備をお願いします。なお、開示・複写を行うためには準備に時間を要することから、希望される方については、事前に審査を受ける前に必ず県土整備部建設業課（059-224-2660）に問い合わせをしてください。

注2) 工事種類別完成工事高（別紙1）で2年平均を選択した場合は2年分、3年平均を選択した場合は3年分を持参してください。

審査対象となる期間に事業年度の変更や法人成り等により12ヶ月に満たない期間で終了した事業年度を含む場合は、当該期間に対応する変更届出書（事業年度終了届出書）が必要です。

「完成工事高」の2年平均、3年平均の選択に合わせて、必要年数分を経営事項審査用の記載方法とする必要があります。必要に応じて以下の様式について、提出済みの事業年度終了届出書の差替えを行ってください。

①工事経歴書（様式第二号）

…「経営規模等評価の申請を行う場合」の記載要領（P95）に従い記載したもの

②直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）

③財務諸表（様式第15、16、17、17-2号、若しくは様式第18、19号）

…税抜き処理にしたもの（ただし、免税事業者を除く）

注3) 審査基準日以前2年分を持参してください。

なお、初めて経営事項審査を受ける場合や直前2年（工事種別完成工事高において3年平均を選択する場合は3年）に経営事項審査を受けていない事業年度がある場合は、選択した完成工事高の期間に対応する決算関係書類を持参してください。

注4) 4月に審査を受ける予定の個人業者の方の場合、消費税の申告、納付の時期及び税務署の事務処理の関係で、審査までに証明書の交付が間に合わない可能性があります。

この場合については、主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所又は審査会場の担当者に事前にご相談ください。

なお、納税証明書は課税・免税及び課税額の確認のために提示を求めるもので、未納の税額の有無は審査に影響しませんが、税額の全部または一部に未納がある場合、審査を受けることはできませんが、発注機関の入札参加資格が得られない可能性がありますのでご注意ください。

また、初めて経営事項審査を受ける場合や直前2年（工事種別完成工事高において3年平均を選択する場合は3年）に経営事項審査を受けていない事業年度がある場合は、選択した完成工事高の期間に対応する納税証明書を持参してください。

注5) 雇用保険事業所別被保険者台帳については審査基準日以降に取得したものがが必要です。

前回の経営事項審査において記載されていない法人役員を新たに記載する場合には、役員就任変更届、履歴事項全部証明書等、審査基準日以前6か月を超える在任期間が確認できる書類を提示してください。

●法人役員については下記①及び②

①前年経審申請書の「技術職員名簿」（記載確認できない場合は役員就任日が確認できる書類）

②法人税確定申告書の勘定科目内訳明細書「⑭役員給与等の内訳書」（常勤として記載されていること）

●個人事業主及び事業専従者については所得税確定申告書の「第一表」「第二表」

●従業員については雇用保険事業所別被保険者台帳（基準日以降に発行されたもの）または雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の「資格取得年月日」により審査基準日以前6ヶ月を超える雇用を確認します。

また、賃金額については

●法人の従業員→標準報酬月額決定通知書「標準報酬月額」（申請時直近のもの）

●個人事業主の従業員→所得税確定申告書「給与賃金の内訳」

により確認を行います。

注6) 前回の経営事項審査において提示のあった合格証や資格を証する書類のうち、変更がなく有効期限の定めのないものは、再度の提示は不要です（例、合格証明書、免状）。

ただし、新規掲載者、有資格区分コードを変更する者及び実務経験を必要とする有資格区分コードで申請する全ての者の実務経験証明書は提示が必要です。

合格証明書等（卒業証書及び卒業証明書を除く。）の交付年月日は、審査基準日以前のものでなければなりません。また、有効期限に関する記載がある場合は、審査基準日時点で有効であるものが必須です。

建設業の許可換え（大臣→三重県知事許可、他県の知事許可→三重県知事許可）をされた場合、前年（前回）、受審した時の技術職員名簿の写しを提出してください。許可換えの場合においても、前回受審時と有資格の変更がない場合は、資格に関する確認資料の提出は不要です。

注7) 実務経験証明書の様式は、建設業許可申請にかかる法定様式（様式第9号）によることとしてください。（証明者の押印は不要です）

なお令和3年6月以降、新規掲載者（過去の申請において掲載がない者）の場合は記載内容確認と在籍確認を行っています。

実務経験証明書とともに、記載した建設工事の契約書、注文書・請書等の確認資料及び実務経験期間に在籍していたことがわかる資料を、事前に余裕をもって主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所へ提出してください。※確認要件については、建設業許可における営業所技術者等の実務経験と同様です。

- 注 8) 審査基準日以前5年以内に交付された監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講修了証（講習を受講した日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれていること）の写しを持参してください。
- 注 9) 防災協定を社団法人等の団体が締結している場合、申請者が**審査基準日時点**で一定の役割を負っていることを証する、団体の長が発行する証明書は、P82 の様式例を参考に、記載内容に漏れがないようにしてください。（団体への加入証明書のみでは認められません。）
なお、新規又は内容変更のいずれかに該当する場合は「防災協定書の写し」及び「団体証明書」を提出してください。
- 注 10) 公認会計士・税理士・登録経理試験（1級、2級）の合格者に対する加点の条件として、継続的な研修・講習の受講が必要です。1級・2級登録経理試験（建設業経理士）の合格者は、登録講習を5年に1度受講することが必要となります。詳細はP57～58をご覧ください。
※登録講習については、実施機関（建設業振興基金）にお問い合わせください。
- 注 11) 評価対象となる機械は、建設機械抵当法施行令別表に規定する**ショベル系掘削機**（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）、**ブルドーザー**（自重が3トン以上のもの）、**トラクターショベル**（バケット容量が0.4立方メートル以上のもの）、**モーターグレーダー**（自重が5トン以上のもの）、**土砂等を運搬する貨物自動車**であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（ただし、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両や、貨物自動車でない場合は認められません）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の**移動式クレーン**、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の**高所作業車**、同令別表第7第4号に掲げる**締固め用機械**（このうち、「ローラー」については、自主検査指針に記載の「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」が該当します。なお、一般に締固め用機械として認知されているハンドガイドローラーは移動用エンジンにより自走可能であり、ロードローラーの一種であるため、加点対象となりますが、コンパクトやランマー等明確に自走能力が無い建設機械は特定自主検査の対象ではないため、加点対象建設機械に該当しません）及び同表第6号に掲げる**解体用機械**（「ブレーカ」および同法施行規則第151条の175に定める「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」が該当する。また、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合については、重複して加点しない）に限ります。
- 注 12) 前回認められた機械については、自己所有及びリース契約で内容に変更のない場合、契約書類は不要です。
その場合、別添様式「建設機械の保有状況一覧表」の「No.」に○を付けてください。
ただし、リース契約で自動車検査証記録事項の**使用者**と経営事項審査の受審業者が異なっている場合は、毎年、審査基準日においてリース契約を実施していることを確認するため、原契約と転貸借の両方の契約書類の添付が必要です。
- 注 13) 自ら所有していることを証する書類は、売買契約書、譲渡証明書、売買証明書のほか、注文書及び注文請書、注文書及び領収書、自動車検査証記録事項（※）（審査基準日において有効なもの（審査基準日後に発行されたものは不可）等、所有者・対象となる車両が特定できる型番等・車両の引渡日などが確認できる書類が必要です。所有者・使用者ともに自社名義のものに限る）等も可としますが、それらにより建設機械のメーカー名、型式、製造番号等が特定できる場合に限るものとしします。なお、資産台帳や税務申告関係書類等、自己申告に基づくような書類は不可とします。

また、建設機械の保有状況一覧表の「型式／製造番号」欄には特定自主検査記録表に記載されている型式及び製造番号を記載してください。

※自動車検査証記録事項は、ICタグに格納された情報を、汎用のICカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンでPDFファイルとしてダウンロード可能です。AタイプとBタイプがありますが、必要な情報が記載されている方を添付してください。なお、電子車検証に関する詳細やお問い合わせ先は、自動車検査証についての国土交通省ホームページをご覧ください。

注14) リース契約において、将来に渡っての期間が**1年7ヶ月**に満たないものについては自動更新の条項があっても認められません。**(受審日時点までに契約更新がなされ、審査基準日から将来に渡り1年7ヶ月以上**の使用期間が確認できることが必要です。)

リース後の買取については、リース契約とは別に買取契約書等（日付は審査基準日の後でも可）が交わされているなど、所有権の移転に確実性があると判断される場合に認められるものです。また、使用貸借の場合は認められません。

注15) ①ショベル系掘削機、②ブルドーザー、③トラクターショベル、④モーターグレーダー、⑤高所作業車、⑥締固め用機械及び⑦解体用機械、については特定自主検査記録表（検査年月日が審査基準日以前1年以内のもの）、⑧「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」については、自動車検査証記録事項（審査基準日において有効なもの。（審査基準日後に発行されたものは不可。※審査基準日以降に記録事項の記載内容の変更が生じる場合、**必ず変更前の自動車検査証記録事項を保管**しておいてください）。ただし、備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり土砂等の運搬が制限されている車両や、貨物自動車でない場合は認められません）

⑨移動式クレーンについては、移動式クレーン検査証（審査基準日が有効期間内のもの）を提出してください。

審査基準日以前1年以内に購入（又はリース）した場合は、①～⑦については、特定自主検査記録表に代えて特定自主検査実施時期証明書等の写し及び対象機械であることを確認できる書類（カタログ等）を提出（継続の場合は提示）してください。⑨については、移動式クレーン検査証に代えて移動式クレーン製造時検査証、性能検査証等の写しを提出（継続の場合は提示）してください。

注16) 規則第7条の3第3号（建設業許可の営業所技術者等の要件に該当する登録基幹技能者講習を修了した者）若しくは規則第18条の3第2項第1号に規定する者（建設業許可の営業所技術者等の要件に該当する者）又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（建設業許可の営業所技術者等の要件に該当する者を除く。）が、審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）がある場合は、CPD単位取得数（記載要領P102の算出式により計算）に記入し、CPD認定団体が発行したCPD単位取得数を証する書面（CPD受講証明書、学習履歴証明書等）を提示してください。

※CPD認定団体が発行したCPD単位取得数を証する書面については、証明書発行時点で退職されている方は発行できない場合もあります。そのため、証明書の発行は十分余裕をもって行ってください。

なお、令和5年4月1日以降に開催した「建設業経理士CPD講習」を技術職員が受講した場合はCPD単位付与の対象となりました。（経営事項審査で認定するためには、取得単位数が証明できる場合に限りです。）それ以前の講習につきましては、CPD単位付与の対象外となります。CPD単位の取得申請などに関する詳細は一般財団法人建設業振興基金までお問い合わせください。

※建設業経理士CPD講習が全ての「CPD制度」において認定プログラムとなっているわけではありません。参加登録されている「CPD制度」の運営団体にお問い合わせください。

また、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した技能者（施工の管理のみに従事した者を除く）のうち、審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1

以上上位であった技能者がいる場合は、技能レベル向上者数の欄に記入し、能力評価（レベル判定）結果通知書を提示してください。

注17) 令和3年4月以降の審査における契約関係書類の確認は、工事経歴書記載の上から3件分を基本とします。ただし、申請内容に疑義がある場合は3件分以外の工事を確認する場合があります。初めて経営事項審査を受ける場合や前年若しくは前々年に経営事項審査を受けていない場合等、工事経歴書の確認がされていない事業年度を含む場合は、該当する事業年度の工事に係る契約関係書類も持参してください。

また、前年若しくは前々年に経営事項審査を受けていても、今回、申請する業種が、前年若しくは前々年に審査対象業種として申請しておらず、工事経歴書の確認がされていない事業年度がある場合は、該当する事業年度の工事に係る契約関係書類も持参してください。

請負契約書、注文書・請書（控）により最終請負額及び工事内容が確認できない場合や請負契約書、注文書・請書（控）の持参が困難な場合は、工事内容が確認できる書面（工事台帳、注文書、請求書（控）、見積書（控））及び入金状況が確認できる書面（総勘定元帳、入金状況が記帳された工事台帳、通帳、領収書（控）、インターネットバンキング出入金記録）を持参してください。

特に、工事経歴書の記載金額と確認書類の契約金額が合わないために、審査に時間がかかる事例が見受けられるため、上記書類がすぐに提示ができるようあらかじめ書類の整合性を確認していただくとともに、付箋を貼るなど、迅速・円滑な審査の実施にご協力いただきますようお願いいたします。

【その他資料の提示を求めるもの】

※公共工事にかかる契約（元請に限ります。）においては、契約書（鑑：変更分すべてを含む）及び工事概要が明記された発注仕様書（鑑）の写しがあれば、原本の持参を省略できるものとします。なお、**一式工事で発注された工事については、これに併せて発注業種がわかる資料をご持参ください。**

※一式工事の工事経歴書に下請の区分で記載された工事については、その工事の配置技術者にかかる資格確認を行います。このため、**配置技術者の資格者証等をご持参ください。**

（なお、技術職員名簿で資格を確認された技術者については資格者証等の確認は省略とします。）

※建設工事の請負契約であることや業種区分が請負契約書等から明確に読み取れない場合は、**設計書、仕様書等の契約内容のわかる書類を併せて提示してください。**

※維持管理業務委託については、建設工事と兼業（除草、側溝清掃、雪氷対策等）が混在している場合がありますので、適切に区分した上で、建設工事の部分を完成工事高に計上してください。また、**契約書、工事経歴書に計上した金額の内訳が分かる資料（指示書単位の案件名と金額が分かる一覧表など）、入金が分かる通帳を提示してください。**

※単価契約（あるいは年間契約）で当初契約時に請負代金総額を定めていない場合は、当初の単価（あるいは年間契約）契約書と併せて、工事経歴書に記載されている請負代金総額が確認できるもの（指示書、請求書（控）など）を提示してください。

※共同企業体（JV）による請負工事については、**全体の請負金額及び構成員の出資比率（甲型JV）、分担した工事額（乙型JV）が分かる資料**を提示してください。

※建設工事の契約書が電子契約である場合、**契約書（工事名、契約額、契約者名などの記載された書類）及び締結（合意）証明書など電子契約を締結したことがわかるもの**を提示してください。

【その他の注意点】

- ・法人の合併、組織替え、営業権の譲渡等の特殊な場合、又は必要と認める場合は、他の参考書類の提出、提示を求めることがあります。また、申請内容の確認ができないときは、審査中止とする場合や、審査を保留し、後日確認とする場合がありますのでご了承ください。
- ・原本の持参が困難な場合や書類紛失のおそれがある場合はコピーをお持ち頂いて構いません。但し、コピーの際は部分的なものではなく、原本をそのままコピーしたものをご持参ください。（審査に関係のない部分はマーカー等で隠していただいても結構です）
- ・電子商取引により締結された契約で、電磁的記録のみにより保管されており、紙出力が不可能なものについては、申請者において表示装置の持ち込みにより対応していただいても構い

ません。ただし、審査会場のコンセント等は使用できませんので、電源・通信環境等は申請者において担保してください。

(表5) 三重県知事許可業者用提出書類チェック表

三重県知事許可業者用(R8.4)

三重県知事許可業者用 経営事項審査申請書類 確認書

申請日: 令和 年 月 日

申請者名:
(許可番号) (24 -)

審査基準日: 令和 年 月 日

* 提出書類は、収入証紙納付書以外は、正、副各1部合計2部ご準備ください。また、正、副は同じ物を揃えてご提出ください。

* 提出書類、確認書類については、**経営事項審査申請の手引き**をよく読んでご準備ください。

※チェック欄は、申請者が必ず確認し○をつける

	No.	書類名	チェック		メモ
			チェック	審査チェック	
提出書類 (P113)	1	経営規模等評価申請書・総合評価値請求書(様式第二十五号の十四)			
	2	工事種類別完成工事高(別紙一) 工事種類別完成工事高付表			
	3	工事経歴書			
	4	技術職員名簿(別紙二)			
	5	その他の審査項目(社会性等)(別紙三)			
	6	様式第4号(CPD単位を取得した技術者名簿)※別紙二に記載がない者			
	7	様式第5号(技能者名簿)			
	8	CPD単位取得数計算シート			
	10	経営状況分析結果通知(原本)			
	11	「女性活躍推進法に基づく認定」(える/乱認定等)の認定通知書(写し)			
	12	「次世代法に基づく認定」(くるみん認定等)の認定通知書(写し)			
	13	「若者雇用促進法に基づく認定」(ユースエール認定)の認定通知書(写し)			
	14	様式第6号(就業履歴蓄積措置の誓約書及び同意書)			
	15	防災協定書写し又は証明書(新規・変更は提出、継続・更新は確認書類No.14)			
	16	建設業の経理(監査受審)の状況を証明する書類 建設機械の保有状況一覧表			
	17	保有状況を証明する書類(新規は提出、継続は確認書類No.16) 特定自主検査記録表等(新規は提出、継続は確認書類No.16)			
	18	エコアクション21認証・登録証(写し)			
	19	ISO9001, 14001認証証明書(写し)			
	20	「資本性借入金」該当証明書 委任状(代理申請の場合)			
	9	収入証紙納付書			
確認書類 (P14517)	1	経営事項審査結果通知書			
	2	経営事項審査申請書(本人控)			
	3	建設業許可申請書(本人控)			
	4	a 事業年度終了届出書(本人控) b 各種変更届(本人控)			
	5	廃業届(本人控)			
	6	決算関係書類			
	7	消費税納税証明書(その1)			
	8	a 雇用保険事業所別被保険者台帳 等 b 標準報酬月額決定通知書 等			
	9	技術職員の資格等を証する書類			
	10	a 雇用保険の保険料申告書 b 雇用保険の領収書 c 健康保険の領収書 d 厚生年金保険の領収書 e 建退共の加入証明書 f 退職一時金・企業年金加入の証明書類 g 法定外労災加入の証明書類			
	11	CCUS上で事業者情報が登録されていることが分かる書類(CCUSの帳票「3-1 事業者情報」等)			
	14	防災協定書写し又は証明書(新規・変更は提出書類No.15)			
	15	登録建設業経理士等の資格等を証する書類			
	16	建設機械の保有状況を証明する書類(新規は提出書類No.17) 建設機械の特定自主検査記録表等(新規は提出書類No.17)			
	17	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の確認書類			
	18	完成工事高の契約関係書類			
	19	会計監査人・参与が記載された登記簿謄本			
		その他 経営事項審査申請者確認			

2. 審査結果通知について

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、概ね申請した日の属する月の**翌々月20日頃**（ただし、建設業者の地位の承継における申請については、申し出により翌月20日頃）に簡易書留郵便にて郵送します。（認可等における経審の受審の場合は、別途定めます。）

（例）令和8年6月24日に受審すれば、令和8年8月20日に結果通知書を発送します。

なお、20日が土・日・祝日の場合、その前の開庁日に発送します。

※経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は再発行しておりません。入札参加資格申請等で使用する大切な書類ですので、紛失しないようご注意ください。

3. 再審査の申立てについて

(1) 行政庁側の処理誤り等により、経営規模等評価結果通知書の記載に誤りがあった場合には、その結果通知書を受け取った日から**30日以内**であれば審査行政庁に再審査の申立てができます（建設業法第27条の28）ので、結果通知書を受領した時は、直ちに内容を必ず確認してください。誤りがあった場合には直ちに修正しますので、建設業課建設業班までご連絡ください。

なお、申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、“申請者の責任に帰する案件”については、再審査の対象にはなりません。

そのため、申請書提出前に、記載内容に記入漏れや誤りがないか十分ご確認ください。

(2) 国土交通省が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合には、当該改正前の基準に基づく結果通知を受けた申請者は、当該改正の日から120日以内であれば審査行政庁に再審査の申立てができます。

審査基準の改正等があった場合には、別途三重県HP「建設業のための広場」内の経営事項審査のページにて取扱いをお知らせします。

4. その他

(1) 審査基準に係る参考法令等

○建設業法第27条の23第3項

○建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件
（平成20年1月31日国土交通省告示第85号）

○経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件
（平成16年4月19日国土交通省告示第482号）

○経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日国総建第269号）

(2) 建設業許可証明書の発行

知事許可業者における証明書は、各建設事務所において発行〔手数料400円〕

(3) 経営事項審査結果の公表

経営事項審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表を行っています。

経営規模等評価結果及び総合評定値は、**通知した日の約1か月後**から、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページ（<http://www7.ciic.or.jp/>）でご覧いただけます。

(4) 経営事項審査に関するお問合せ先

桑名建設事務所総務課	0594-24-3661	伊勢建設事務所総務課	0596-27-5197
四日市建設事務所総務課	059-352-0665	志摩建設事務所総務課	0599-43-5125
鈴鹿建設事務所総務課	059-382-8680	伊賀建設事務所総務課	0595-24-8200
津建設事務所総務課	059-223-5200	尾鷲建設事務所総務課	0597-23-3524
松阪建設事務所総務課	0598-50-0577	熊野建設事務所総務課	0597-89-6142
		県土整備部建設業課	059-224-2660

※大臣許可業者は、中部地方整備局建設産業課へお問い合わせください。（052-953-8572）

Ⅲ 経営規模等評価申請書等

1. 経営規模等評価申請書等〔20001帳票〕

(1) 各項番の記入方法 ※数値がマイナスになった場合は数字の左側に△を付けてください。

経営規模等評価申請書等の裏面記載要領及び下記の内容をよくお読み下さい。

i) 許可番号等の記入方法

「許可番号」(項番02)、「許可年月日」(項番02)、「許可を受けている建設業」(項番15)は、申請日現在における申請者の許可の状況により記入してください。

「許可年月日」(項番02)については、許可を受けた年月日が複数ある場合には、最も古いものを記入してください。

「前回の申請時の許可番号」(項番03)は、許可切れ後に再度新規に許可を取得した場合や、許可換えにより異なる許可行政庁の許可番号を取得した場合などに限り、記入してください。

「商号又は名称」(項番08、項番09)、「代表者又は個人の氏名」(項番10)、「主たる営業所の所在地」(項番13)、「電話番号」(項番14)に変更があつて、許可申請における所定の「変更届出書」が未提出の場合は、申請日までに必ず「変更届出書」を提出してください。

また、「主たる営業所の所在地」(項番13)には、市町に続く町名街区以下を記入してください。この際、「丁目」、「番」、「号」などは「-」(ハイフン)で記入してください。

ii) 審査基準日(項番04)

「審査基準日」(項番04)は、原則として、経営規模等評価を申請する日の直前の事業年度の終了の日(決算日)です。

なお、法人成りや事業継承をした後に新たな決算が未到来の時点で申請する場合は、法人設立日又は新事業主の事業開始日が審査基準日となります。

iii) 法人又は個人の別(項番07)

「資本金額又は出資総額」の欄は、**審査基準日時点**の資本金額等を記入してください。(個人事業者は記入不要です。)

「法人番号」の欄は、国税庁から通知された「法人番号指定通知書」に記載されている法人番号(13桁)を記入してください(国税庁HP「国税庁法人番号公表サイト」でも確認可能です。)

なお、個人事業の場合は空白で提出してください。

※ 個人番号(マイナンバー)が記載された申請書は受理しません。

iv) 経営規模等評価等対象建設業(項番16)

「経営規模等評価等対象建設業」(項番16)の欄は、申請日時点で許可を受けている業種のうち、経営規模等評価を申請する業種のカラムに「9」を記入してください。

なお、審査基準日時点で許可を受けていなくても、業種の追加等によって申請日時点で許可を受けている場合は審査を受けることができます。

※申請日時点で廃業した業種に係る経営事項審査申請はできません。経営事項審査申請日以後に、評価を受ける予定(項番16に「9」を記入した)の業種の許可を廃業した場合は、建設業課建設業班へご連絡をお願いします。(経営事項審査申請前又は結果通知書受領後に廃業した場合は、不要です。)

(2) 自己資本額(項番17)

ア 審査基準日の決算(以下「基準決算」という。)の自己資本額または2期平均(基準決算及び基準決算の直前の審査基準日における自己資本の額の平均)のいずれかを記入します。

イ カラム欄右の表内には2期平均を選択した場合に、それぞれ基準決算、基準決算の直前の審査基準日の自己資本の額を記入します。**(基準決算を選択した場合は、表内は記入不要)**

ウ 自己資本額は、経営状況分析申請書に添付した財務諸表から次の要領により算出します。

(ア) 法人の場合

自己資本額=貸借対照表【純資産合計】

※2期平均選択時に、基準決算の直前の審査基準日における財務諸表を、旧商法に基づき作

成している場合、基準決算の直前の審査基準日における自己資本の額は、貸借対照表〔資本合計〕を読み替えて適用します。

(イ) 個人の場合

自己資本額＝貸借対照表〔純資産合計〕

※2 期平均選択時に、基準決算の直前の審査基準日における財務諸表を、旧様式で作成している場合、基準決算の直前の審査基準日における自己資本の額は、貸借対照表〔資本合計〕を読み替えて適用します。

エ 事業を開始した個人または新たに設立された法人が、最初の決算の到来までに申請する場合、また、最初の決算を審査基準日として申請する場合の自己資本額算出に用いる財務諸表は以下のとおりです。

最初の決算	審査基準日	基準決算	2 期平均
未到来	【個人】事業開始の日 【法人】法人設立日	開始貸借対照表	選択できません。
到来	最初の決算日	決算日における貸借対照表	【基準決算】 決算日における貸借対照表 【直前の審査基準日】 開始貸借対照表

※法人成りの場合、個人廃業時点の貸借対照表を用いることはできません。

(3) 利益額（項番18）

利益額は「営業利益」に「減価償却実施額」を加算した額で、全ての申請者に対して2期平均が適用され、次の要領で記入します。

ア 表中の左上（「審査対象事業年度」の「営業利益」）の欄には、当期事業年度開始日の直前1年（以下「審査対象年」という。）の各事業年度（以下「審査対象事業年度」という。）における営業利益の額を記入します。

イ 表中の右上（「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の「営業利益」）の欄には、審査対象年開始日の直前1年（以下「前審査対象年」という。）の各事業年度（以下「前審査対象事業年度」という。）における営業利益の額を記入します。

ウ 表中の左下（「審査対象事業年度」の「減価償却実施額」）の欄には審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額を記入します。

エ 表中の右下（「審査対象事業年度の前審査対象事業年度」の「減価償却実施額」）の欄には、前審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額を記入します。

オ 利益額（2期平均）は、審査対象事業年度における利払前税引前償却前利益（上記アの額及びウの額の合計）及び前審査対象事業年度における利払前税引前償却前利益（上記イの額及びエの額の合計）の平均の額（千円未満切捨て）を記入します。

カ 上記ア～エの額は決算期変更、合併、事業譲渡、会社分割等の特殊な場合を除き、「**経営状況分析結果通知書**」の下部に記載された参考値を転記します。転記できない場合は、営業利益は損益計算書で、減価償却実施額は次の資料で確認します。

(ア) 法人

法人税確定申告書別表16（一）、（二）等

(イ) 個人（青色申告者）

所得税青色申告決算書

(ウ) 個人（白色申告者）

収支内訳書

「利益額」(項番18)のカラム右下欄に記入できる「営業利益」及び「減価償却実施額」は次表のとおりです。

法人の場合	営業利益	損益計算書(規則別記様式第16号)の営業利益(または営業損失)
	減価償却実施額	<p>以下に掲げる金額の合計額。ただし、16(七)、(八)については、減価償却費として処理されている場合のみ計上可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人税確定申告書別表16(一)「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の当期償却額(「35」の欄) ○法人税確定申告書別表16(二)「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する細書」の当期償却額(「39」の欄) ○法人税確定申告書別表16(四)「旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書」の当期償却額(「31」の欄) ○法人税確定申告書別表16(六)「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」の当期償却額(「7」及び「16」の欄) ○法人税確定申告書別表16(七)「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」の当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額(「8」の欄) ○法人税確定申告書別表16(八)「一括償却資産の損金算入に関する明細書」の当期損金算入額(「5」の欄)
個人の場合	営業利益	損益計算書(規則別記様式第19号)の営業利益(または営業損失)
	減価償却実施額	<p>【青色申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所得税青色申告決算書(一般用)の「損益計算書」における減価償却費(「18」の欄)及び「製造原価の計算」における減価償却費(「11」の欄)又は「減価償却費の計算」における「本年分の必要経費算入額」 <p>【白色申告の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○白色申告収支内訳書(一般用)の損益計算書における減価償却費(「13」の欄)又は「減価償却費の計算」における「本年分の必要経費算入額」

キ 事業年度を変更したため審査対象年及び前審査対象年に含まれる月数が24ヶ月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、法人成りの場合、事業承継の場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における平均利益額は年間平均完成工事高の要領で算定するものとします。

ク 各種事例に対する利益額(2期平均)の記入方法

なお、按分処理を行う場合(例2~5)は、以下の例のように、「審査対象事業年度」、「審査対象年度の前審査対象事業年度」の下に必ず按分計算を記載してください。

【例1】通常の場合

(12ヶ月)	(12ヶ月)						
R 2.4.1 ← 前審査対象事業年度	R 3.3.31 → 3.4.1 審査対象事業年度 → R 4.3.31						
審査対象事業年度 令和3年4月1日~令和4年3月31日(12ヶ月) 前審査対象事業年度 令和2年4月1日~令和3年3月31日(12ヶ月)	営業利益10,000千円 減価償却実施額6,000千円 営業利益12,000千円 減価償却実施額5,000千円						
利益額(2期平均) <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)							
利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">審査対象事業年度</th> <th style="width: 50%;">審査対象事業年度の前審査対象事業年度</th> </tr> <tr> <td>営業利益 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)</td> <td>営業利益 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)</td> </tr> <tr> <td>減価償却実施額 <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)</td> <td>減価償却実施額 <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)</td> </tr> </table>	審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	営業利益 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	営業利益 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	減価償却実施額 <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	減価償却実施額 <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	
審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度						
営業利益 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	営業利益 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)						
減価償却実施額 <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	減価償却実施額 <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)						
技術職員数 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> (人)							

〔例5〕 個人事業から法人を設立（法人成り）し、法人最初の決算が到来した場合

R 2. 1. 1	(12ヶ月)	R 2. 12. 31	R 3. 1. 1	(12ヶ月)	R 3. 12. 31	(3ヶ月)	R 4. 3. 31	(3ヶ月)	R 4. 6. 30
前審査対象事業年度				審査対象事業年度					
法人設立日	令和4年4月1日	決算日	令和4年6月30日	法人成り					
審査対象事業年度	令和3年7月1日～令和4年6月30日(12ヶ月)								
前審査対象事業年度	令和2年7月1日～令和3年6月30日(12ヶ月)								
基準決算	令和4年4月1日～令和4年6月30日(3ヶ月)			営業利益	4,000千円	減価償却実施額	1,000千円		
基準決算の前期	令和4年1月1日～令和4年3月31日(3ヶ月)			営業利益	5,000千円	減価償却実施額	1,200千円		
基準決算の前々期	令和3年1月1日～令和3年12月31日(12ヶ月)			営業利益	12,345千円	減価償却実施額	7,111千円		
基準決算の前々々期	令和2年1月1日～令和2年12月31日(12ヶ月)			営業利益	11,111千円	減価償却実施額	6,530千円		
利益額 (2期平均)	18,000			利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額					

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
営業利益	11,733 (千円)
減価償却 実施額	5,556 (千円)
$4,000 \times 3 / 3 = 4,000$ $5,000 \times 3 / 3 = 5,000$ $12,345 \times 6 / 12 = 6,173$	$12,345 \times 6 / 12 = 6,173$ $11,111 \times 6 / 12 = 5,556$

技術職員数	19	3	5	3
	$1,000 \times 3 / 3 = 1,000$ $1,200 \times 3 / 3 = 1,200$ $7,111 \times 6 / 12 = 3,556$	$7,111 \times 6 / 12 = 3,556$ $6,530 \times 6 / 12 = 3,265$		

(3) 技術職員数 (項番19)

ア 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「基幹技能者」という。）、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第29条第1号又は第2号に掲げる者、建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準（以下「認定能力評価基準」という。）により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者（以下「レベル4技能者」という。）又はレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者（以下「レベル3技能者」という。）であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）とします。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。

イ 常時雇用又は常勤とは、事業所の所定勤務日を継続して勤務している者をいいます。

ウ 育児休暇、病気休暇等により一時的に勤務していない職員については、就業規則等により会社として制度を導入しており、審査基準日から遡って6ヶ月を超える連続する期間において、社会保険に加入している場合に限り、認めることとします。なお、その場合、健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者確認通知書、又は住民税特別徴収額決定通知書（その他の休業）等、一時的に勤務していない事が確認できる書類の提示ができる場合に限るものとします。

エ 各制度において加入・適用義務がない者を除き、次の者は経審の技術職員数には含みません。

パート、アルバイト、労務者（常用労務者を含む。）など臨時的に雇用されている者、法人の監査役、会計参与、非常勤役員、社会保険・雇用保険未加入者、社会保険の被扶養者、他の職員と比較し、著しく低い賃金であるなど、常勤性に疑義のある者（月額10万円以下のものは常勤性に疑義があるとみなします）。

オ 高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者がある場合は、継続雇用制度※の適用を受けていることの証明として「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（様式第3号）（P31）に記入のうえ提示願います。

なお常時10人以上の労働者を使用する事業者においては、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則も併せて提示してください。

※現に雇用している高年齢者（65歳以下のものに限る。）が希望するとき、当該高年齢者とその定年（65歳以下のものに限る。）後も引き続いて雇用する制度です。なお、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定める場合には、労使協定が必要となります。

カ 別紙二「技術職員名簿」に記載した人数と一致します。

(参考)「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取り扱いについて

- 1 「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算は以下のとおりとします。
 - (1) 審査基準日(決算日)の前日を起算日とする。
 - (2) 起算日の6ヶ月前の月の応当日の翌日を6ヶ月前とする。ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6ヶ月前とする。
 - (3) 6ヶ月前の前日を6ヶ月前と1日前とする。
- 2 審査基準日(決算日)から6ヶ月と1日前以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とします。代表的な審査基準日等での各該当日は下表のとおり。

審査基準日(決算日)	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
令和8年3月31日	令和8年3月30日	令和7年10月1日	令和7年9月30日
令和8年4月30日	令和8年4月29日	令和7年10月30日	令和7年10月29日
令和8年5月31日	令和8年5月30日	令和7年12月1日	令和7年11月30日
令和8年6月30日	令和8年6月29日	令和7年12月30日	令和7年12月29日
令和8年7月31日	令和8年7月30日	令和8年1月31日	令和8年1月30日
令和8年8月31日	令和8年8月30日	令和8年3月1日	令和8年2月28日
令和8年9月30日	令和8年9月29日	令和8年3月30日	令和8年3月29日
令和8年10月31日	令和8年10月30日	令和8年5月1日	令和8年4月30日
令和8年11月30日	令和8年11月29日	令和8年5月30日	令和8年5月29日
令和8年12月31日	令和8年12月30日	令和8年7月1日	令和8年6月30日
令和9年1月31日	令和9年1月30日	令和8年7月31日	令和8年7月30日
令和9年2月28日	令和9年2月27日	令和8年8月28日	令和8年8月27日

2. 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高〔20002帳票〕

(1) 各項番の記載方法

工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高の記載要領をよくお読み下さい。

(2) 専門的工種(プレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事)について

「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「鋼構造物工事」のいずれかを審査対象建設業としている場合は、当該業種の業種コード及び完成工事高・元請完成工事高（以下「完成工事高等」という。）を記載した欄のそれぞれ次の欄に、各々の業種の内訳として、「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」、「鋼橋上部工事」の業種コード及び完成工事高等を実績の有無にかかわらず必ず記載してください。なお、実績がない場合は完成工事高等の欄に「0」を記入してください。

申請業種	内訳工事
土木一式工事（コード「010」）	プレストレストコンクリート構造物工事（コード「011」）
とび・土工・コンクリート工事（コード「050」）	法面処理工事（コード「051」）
鋼構造物工事（コード「110」）	鋼橋上部工事（コード「111」）

※コード「011」、「051」及び「111」の完成工事高は、内訳工事のため完成工事高合計に算入しません。

(3) 完成工事高等における2年平均と3年平均の選択について

2年平均または3年平均を選択できます。ただし、審査対象建設業ごとに2年平均または3年平均を選択することはできません。全ての審査対象建設業において、同一の方法によります。

また、完成工事高と元請完成工事高で異なる計算基準を選択することはできません。

以下の要領で記入してください。

ア〔2年平均を選択した場合〕

(ア) 右側の欄に審査対象事業年度の完成工事高等をカラム内に記入します。

(イ) 左側の欄に前審査対象事業年度の完成工事高等をカラム内に記入します。

(ウ) 「計算基準の区分」の欄には2年平均を選択した場合には「1」を記入します。

イ〔3年平均を選択した場合〕

(ア) 右側の欄に審査対象事業年度の完成工事高等をカラム内に記入します。

(イ) 左側の完成工事高計算表に前審査対象事業年度、前々審査対象事業年度の完成工事高等をそれぞれ記入のうえ、その合計を2で割ったもの（端数切捨）をカラム内に記入します。

(ウ) 「計算基準の区分」の欄には3年平均を選択した場合には「2」を記入します。

(参考) 3年平均選択時の完成工事高等の算出方法

評点算出時の処理では、左側の欄のカラム内記入数値を2倍し、右側の欄のカラム内記入数値と合計した後、合計値を3で割り、千円未満（小数点以下）を四捨五入して、3年平均の値を算出します。

(4) 完成工事高等

ア 一つの請負契約に係る建設工事の完成工事高等を二つ以上の種類に分割又は重複して計上することはできません。（ただし、分割においてはP35のケの申出の場合を除く。）

イ 完成工事高とは建設工事が完成し、その引渡し完了したものについての最終請負額、及び工事進行基準により収益計上する場合における、期中出来高相当額をいいます。また、JVにより施工した工事について、甲型JV（共同施工方式）の場合はJV全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額、乙型JV（分担施工方式）の場合は分担した工事額となります。

なお、完成工事の値引額、未成工事における前受金、自社物件の建設、甲型JVにおける出資比率を超える額などは完成工事高に計上できません。

ウ 建設工事の請負契約は報酬を得て土木建築に関する工事（29業種※）の完成を目的として締結する請負契約をいい、次に例示する業務等は建設工事の請負に該当しないことから、「完成工事高」及び「元請完成工事高」に計上することはできません。（これらはすべて「兼業売上」です。）

「完成工事高」及び「元請完成工事高」に建設工事の請負以外のものが計上されていたことが確認できた場合、事業年度終了届出書の修正や経営状況分析の再申請の他、建設業法第 27 条の 26 第 4 項に基づき、所要の報告又は資料の提出を求めることがあります。

また、これらの対応に伴い、当日の審査が完了しなくなることもありますので、「完成工事高」及び「元請完成工事高」を計上する際は、兼業売上が含まれていないかを十分ご注意ください。

ア. 炭坑の坑道掘削や支保工 イ. 街路樹の枝はらい ウ. 樹木等の冬囲い、剪定 エ. 維持業務における伐開、草刈、除土運搬、除雪業務、路面清掃、側溝清掃 オ. 建設資材の賃貸、仮設材などの賃貸 カ. 委託契約における設備関係の保守点検のみの業務 キ. 造林事業 ク. 苗木の育成販売 ケ. 工作物の設計業務、工事施工の監理業務 コ. 地質調査、測量調査 サ. 建売分譲住宅の販売 シ. 水道管凍結時の解凍作業 ス. 造船 セ. 施肥等の造園管理業務 ソ. 浄化槽清掃 など

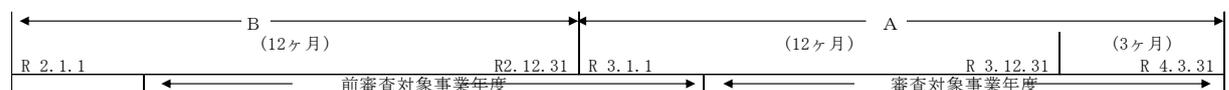
※公共工事の場合、個別の工事の発注業種は発注機関が定めますので、工事経歴書等に記載する工事がどの業種に該当するか分からない場合は発注機関へ確認してください。

- エ 各審査対象建設業の完成工事高等は、工事経歴書（様式第二号）の合計金額と一致します。
- オ 「合計」（項番 3 4）については、事業年度終了届出書の様式 3 号の完成工事高の合計額と一致します。
- カ 事業年度を変更したため、当期事業年度開始日（経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日をいう。）の直前 2 年（又は直前 3 年）の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が 24 ヶ月（又は 36 ヶ月）に満たない者は、次の式により算定した完成工事高等を基準として年間平均完成工事高を算定するものとします。

直前二年の場合

$$\frac{(A \text{ における完成工事高の合計額}) + (B \text{ における完成工事高}) \times 24 \text{ ヶ月} - A \text{ に含まれる月数}}{B \text{ に含まれる月数}}$$

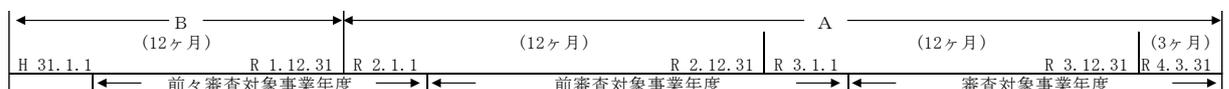
A・・・当期事業年度開始日の直前 2 年の間に開始する各事業年度
B・・・A における最初の事業年度の直前の事業年度



直前三年の場合

$$\frac{(A \text{ における完成工事高の合計額}) + (B \text{ における完成工事高}) \times 36 \text{ ヶ月} - A \text{ に含まれる月数}}{B \text{ に含まれる月数}}$$

A・・・当期事業年度開始日の直前 3 年の間に開始する各事業年度
B・・・A における最初の事業年度の直前の事業年度



キ 次のいずれかに該当する者にあつては、当期事業年度開始日の直前 2 年（又は直前 3 年）の各事業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができるものとします。※認可又は同意書による承継は取扱いが異なりますので事前にご相談ください。

(ア) 組織変更

当期事業年度開始日からさかのぼって 2 年以内（又は 3 年以内）に商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）の規定に基づく組織変更の登記を行った者

(イ) 事業承継

当期事業年度開始日からさかのぼって 2 年以内（又は 3 年以内）に建設業者（個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業を承継した子又は親、若しくは配偶者（以下「承継人」という。）が新たに個人事業主として建設業者となった者であつて、次のいずれにも該当するもの。但し、承継前に許可業者でなければ算定基礎となりません。

- i) 被承継人が建設業を廃業すること

- ii) 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- iii) 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

(ウ) 法人成り

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に被承継人から建設業を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当するもの。但し、個人事業のときに許可業者でなければ算定基礎となりません。

- i) 被承継人が建設業を廃業すること
- ii) 被承継人が最大の出資をして設立した承継法人であること
- iii) 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- iv) 承継法人の常勤の役員が被承継人であること

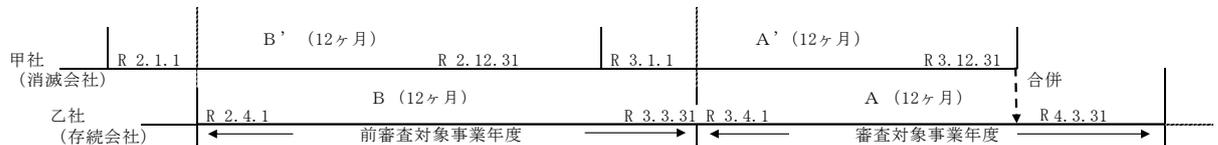
ク 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に合併の沿革を有する者（吸収合併においては合併後存続している会社、新設合併においては合併に伴い設立された会社をいう。）又は建設業を譲り受けた沿革を有する者は、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各事業年度における完成工事高の合計額に当該吸収合併により消滅した建設業者又は当該建設業の譲渡人に係る営業期間のうちそれぞれ次の算式により調整した期間における同一種類の建設工事の完成工事高の合計額を加えたものを年間平均完成工事高の算定基礎とすることができるものとします。

※合併後若しくは建設業の譲渡後最初の事業年度終了の日以降に受ける経営規模等評価の場合の取り扱いのため、いわゆる「合併時経審」若しくは「譲渡時経審」の場合の取扱いと異なります。

合併の場合（直前2年）

$$\frac{(A、B及びA'の完成工事高) + (B'における完成工事高) \times Bの始期からB'の終期にいたる月数}{B'に含まれる月数(12ヶ月)} = \text{直前2年の完成工事高}$$

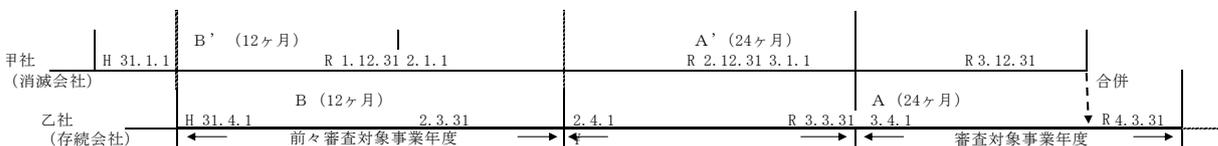
(乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)



合併の場合（直前3年）

$$\frac{(A、B及びA'の完成工事高) + (B'における完成工事高) \times Bの始期からB'の終期にいたる月数}{B'に含まれる月数(12ヶ月)} = \text{直前3年の完成工事高}$$

(乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)



譲り受ける場合（直前2年）

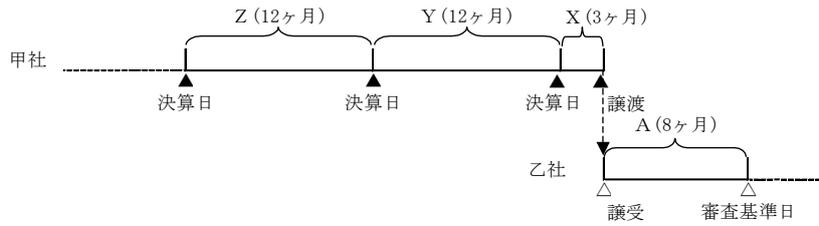
譲り受ける場合には既に許可を有する建設業者が他の建設業者からその建設業を譲り受ける場合と譲り受けることにより建設業を開始する場合があります。

前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとします。

後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりです。

$$\frac{(Aの完成工事高) + (Xの完成工事高) + (Yの完成工事高) + (Zの完成工事高) \times 24ヶ月 - A、X及びYに含まれる月数}{Zに含まれる月数(12ヶ月)}$$

＝直前2年の完成工事高
 (乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)

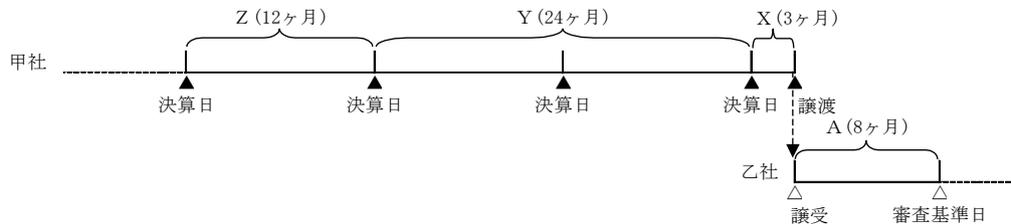


譲り受ける場合 (直前3年)

直前2年の場合と同様、前者については、合併の場合と同様の算式により算定します。後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

$$\frac{(Aの完成工事高) + (Xの完成工事高) + (Yの完成工事高) + (Zの完成工事高) \times 36ヶ月 - A、X及びYに含まれる月数}{Zに含まれる月数(12ヶ月)}$$

 ＝直前3年の完成工事高
 (乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)



ケ カに掲げる者を除き、当期事業年度開始日の直前2年(又は直前3年)の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24ヶ月(又は36ヶ月)に満たない者は、当該直前2年(又は直前3年)の間に開始する各事業年度の審査対象建設業に係る建設工事の完成工事高の額の合計額を2(又は3)で除して得た額を年間平均完成工事高とします。

コ 次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま、「工事種類別完成工事高付表(別記様式第1-1号)」(P40参照、記載例はP42参照)に記入し、工事種類別完成工事高表〔20002 帳票〕に添付してください。

(ア) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事以外の建設業に係る建設工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。

(イ) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(ア)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

※分割分類は、業種単位ではなく特定の請負工事についての適用です。

(5) 契約後VEに係る完成工事高の評価の特例

契約後VEによる公共工事の完成工事高については、契約後VEによる減額変更前の契約額で評価する特例が適用できます。この場合、申請の際に契約後VEによる契約額の減額の金額が証明できる書類が必要となります。なお、この特例の利用の有無を一番下の欄に記入してください。

[注一契約後VEとは一]

主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できる工事を対象として、契約後、受注者が施工方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案に対する奨励金として、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として契約額の減額の変更を行う方式。

(6) 積み上げの導入について（平成29年10月決算期以降の業者から適用）

ア 積み上げとは

許可を受けている業種のうち、経営事項審査を受けない業種の完成工事高（以下「積み上げ元」といいます。）を、その建設工事の内容に応じて、経営事項審査を受ける業種の完成工事高（以下「積み上げ先」といいます。）に含めて申請することをいいます。

積み上げに関する詳細については、三重県のHP「建設業のための広場」にて公開している「**経営事項審査にかかる完成工事高の業種間積み上げの導入について（詳細版）**」

(<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000762221.pdf>) もご覧ください。

【主な留意点】

- i) 「積み上げ元」となる業種は、経営事項審査の申請をすることができません。
その結果、「積み上げ元」の業種は、結果通知書の通知年月日以降、経営事項審査が義務付けられている公共工事の入札に参加することができなくなりますのでご注意ください。
- ii) 「積み上げ元」となる業種の完成工事高の一部のみを、一式工事又は専門工事に積み上げ、残りの一部を「積み上げ元」となる業種として経営事項審査の申請をすることはできません。
積み上げを行う場合、「積み上げ元」となる業種すべての完成工事高を一式工事又は専門工事に積み上げてください。
- iii) 「積み上げ元」、「積み上げ先」の両方の建設業許可が必要です。許可を受けていない業種の完成工事高（その他工事）を積み上げ元にすることはできません。
- iv) 積み上げを行う場合、**2年又は3年すべての事業年度**で積み上げを行うこととなります。特定の事業年度のみ積み上げを行うことはできません。
- v) 積み上げを行うか否かは申請者の任意であり、また申請年度ごとに見直しが可能です。

イ 積み上げの対象業種

積み上げ可能な業種は下記のとおりです。下記以外の業種の積み上げは認められません。

- ① 専門工事から土木一式工事へ積み上げ（専門工事は複数併せて土木一式工事に積み上げることができず）

専門業種		一式工事
とび土、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体 【注意】これらの業種の中でも、土木一式に積み上げ可能となるのは、土木工作物の施工を含む建設工事の割合の多い完成工事高に限ります。	→	土木一式

- ② 専門工事から建築一式工事へ積み上げ（専門工事は複数併せて建築一式工事に積み上げることができず）

専門業種		一式工事
大工、左官、とび土、タイル・れんが・ブロック、屋根、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体 【注意】これらの業種の中でも、建築一式に積み上げ可能となるのは、建築物の施工を含む建設工事の割合の多い完成工事高に限ります。	→	建築一式

※専門工事全ての完工高を土木系又は建築系のいずれか完工高の多い方の一式工事に積み上げる際は、たとえ割合の多い方を審査対象業種として申請していなくても、割合の少ない方に積み上げることは認められません。また、割合の多い方が許可を有していない場合でも同様に、割合の少ない方に積み上げることは認められません。

- ③ 専門工事から専門工事へ積み上げ

専門業種		専門業種
電気	⇔	電気通信
管	⇔	水道施設
とび土	⇔	石
とび土	⇔	造園

例：電気工事から電気通信工事、電気通信工事から電気工事へ相互に積み上げを行うことができます。

ウ 積み上げの申請方法

積み上げを行う場合、工事種類別完成工事高表（別紙一）に積み上げ後の完成工事高を記入したうえ、その完成工事高の移行がわかるように「工事種類別完成工事高付表（別記様式第1－2号）」（P41参照）を添付してください。記載方法については、下記を参照してください。

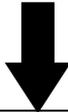
(例) とび土を土木一式に積み上げる場合

審査対象事業年度の完成工事高の状況 (全額元請の例) (千円)

積み上げ後		積み上げ前	
受審業種	経審における完成工事高	許可業種	完成工事高
土木一式	130,000 ←	土木一式	100,000
申請不可 ←		とび土	30,000
計	130,000	計	130,000

積み上げ元となる「とび土」は、申請することができません。

とび土 (30,000) を積み上げ。



完成工事高、元請完成工事高を区別して記載してください。

工事種類別完成工事高付表

審査基準日：令和3年10月31日

審査対象業種：土木一式工事（とび土から土木一式工事への積み上げ）

	完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
	前審査対象事業年度	前々審査対象事業年度	前審査対象事業年度	前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	審査対象事業年度
合計	50,000	—	32,000	—	130,000	130,000
土木一式	40,000	—	30,000	—	100,000	100,000
とび土	10,000	—	2,000	—	30,000	30,000

合計は、工事種類別完成工事高表 [20002 帳票] に記載した積み上げ後の土木一式工事の完成工事高と一致します。

2年(3年)平均選択の場合、前(前々)審査対象事業年度も積み上げを適用し、続けて記載します。

2年平均を選択した場合、前々審査対象事業年度の記載は不要です。

別紙

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

(用紙A4)

2 0 0 0 2

申請者 三重県組 (株)

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 1 年 1 月 至 0 2 年 1 0 月	審査対象事業年度 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度 自 0 2 年 1 1 月 至 0 3 年 1 0 月	計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 5 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 3 2 0 0 0	完成工事高(千円) 1 3 0 0 0	元請完成工事高(千円) 1 3 0 0 0	
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表			

エ 積み上げに際しての注意事項

- i) 専門工事から一式工事への積み上げについて、とび土や鋼構造物等の業種で土木工作物の施工(土木系)と建築物の施工(建築系)の完成工事高が混在しており、土木一式又は建築一式の双方に積み上げができる場合であっても、その業種すべての完成工事高を土木系又は建築系のいずれか完成工事高の割合の多い方の一式工事に積み上げてください。工事内容により土木系と建築系にそれぞれ分割することができても、当該事業年度において土木一式と建築一式にそれぞれ分割して積み上げることはできません。

積み上げを行う場合の記入例

別記
様式第1-2号

【積み上げ用】

(様式A4)

積み上げ先となる
一式工事を必ず記
載してください。

工事種類別完成工事高付表

審査基準日：令和3年10月31日

審査対象業種：土木一式工事（とび土から土木一式への積み上げ）

	完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度
合計	50,000	—	32,000	—	130,000	130,000
土木一式	40,000	—	30,000	—	100,000	100,000
とび土	10,000	—	2,000	—	30,000	30,000

積み上げ先となる一式工
事を記載したうえで、続けて積
み上げ元となる専門業種を
記載していきます。

積み上げ後の合計額を工事種類別完成工事高
表〔20002 帳票〕の一式工事の完成工事高及び
元請完成工事高に転記してください。

審査対象業種：建築一式工事（大工、内装仕上から建築一式への積み上げ）

	完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度
合計	300,000	—	170,000	—	280,000	240,000
建築一式	250,000	—	150,000	—	200,000	200,000
大工	18,000	—	0	—	50,000	20,000
内装仕上	32,000	—	20,000	—	30,000	20,000

変更届出書（事業年度終了届出書）に添付した工事
経歴書（様式第二号）の額と一致します。
経営事項審査において、積み上げを行う場合であつ
ても、工事経歴書の記載方法に変更はありません。

2年平均を選択した場合、
前々審査対象事業年度の
記載は不要です。

専門工事から専門工事へ積み上げを行う場合、積
み上げ元、積み上げ先の業種を記載してください。

審査対象業種：電気工事（電気通信から電気への積み上げ）

	完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度
合計	450,000	600,000	150,000	320,000	650,000	300,000
電気	300,000	500,000	100,000	300,000	400,000	200,000
電気通信	150,000	100,000	50,000	20,000	250,000	100,000

積み上げを行う場合、2年又は3年すべての事業
年度で積み上げを行うこととなります。特定の事
業年度のみ積み上げを行うことはできません。

【分割分類用】

別記
様式第1-1号

(様式A4)

工事種類別完成工事高付表

審査基準日： 年 月 日

審査対象建設業	完成工事高

(注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

(1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事以外の建設業に係る建設工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。

(2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

※分割分類は、業種単位ではなく特定の請負工事についての適用です。

別記
様式第1-2号

【積み上げ用】

(様式A4)

工事種類別完成工事高付表

審査基準日： 年 月 日

審査対象業種：〇〇一式工事（〇〇から〇〇への積み上げ）

	完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度
合計						

審査対象業種：〇〇工事（〇〇から〇〇への積み上げ）

	完成工事高 (千円)		元請完成工事高 (千円)		完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)
	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	前審査対象 事業年度	前々審査対象 事業年度	審査対象 事業年度	審査対象 事業年度
合計						

※法人成り、決算期変更を伴う積み上げについては、付表の余白欄に、期間按分にかかる計算式を業種ごとに記載したうえで、表中において積み上げることとしてください。

工事種類別完成工事高付表【分割分類用】記載例

【分割分類用】

別記

様式第1-1号

記載例

(様式A4)

工事種類別完成工事高付表

審査基準日：令和6年 6月30日

審査対象建設業	完成工事高
(元請) 令和5年度 〇〇〇線道路改良工事 土木一式工事 123,456千円	とび・土工・コンクリート工事 110,456千円 舗装工事 13,000千円
(元請) 令和5年度 〇〇〇線水路工事 土木一式工事 221,000千円	とび・土工・コンクリート工事 200,000千円 舗装工事 21,000千円
(元請) 令和5年度 〇〇〇線道路改良工事 土木一式工事 50,000千円	土木一式工事 40,000千円 舗装工事 10,000千円
工事経歴書 (決算変更届)	工事種類別完成工事高 (経審)
土木一式工事 500,000千円	土木一式工事 145,544千円
うち元請 400,000千円	うち元請 45,544千円
とび・土工・コンクリート工事 50,000千円	とび・土工・コンクリート工事 360,456千円
うち元請 0千円	うち元請 310,456千円
舗装工事 20,000千円	舗装工事 64,000千円
うち元請 0千円	うち元請 44,000千円
分割分類を実施した特定の請負工事については、翌年度以降に元に戻すことはできませんので、十分にご注意ください。(積み上げの際とは考え方が異なります。)	

(注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事以外の建設業に係る建設工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

※分割分類は、業種単位ではなく特定の請負工事についての適用です。

(7) 各種事例に対する工事種類別完成工事高〔20002帳票〕の記入方法

※審査対象事業年度は営業期間が12ヶ月に満たない場合を除いて12ヶ月を審査対象事業年度とします。

ア 完成工事高において2年平均を選択した場合

※決算日の変更に伴い按分処理を行う場合(例2、3)は、以下の例のように、必ず按分計算を記載してください。

〔例1〕12ヶ月決算の場合(審査基準日:令和4年3月31日、業種=建築一式)

R 2. 4. 1		(12ヶ月)										R 3. 3. 31		3. 4. 1		(12ヶ月)										R 4. 3. 31					
前審査対象事業年度												審査対象事業年度																			
審査対象事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日(12ヶ月)	完工高	150,000千円	元請完工高	135,000千円											完工高	160,000千円	元請完工高	140,000千円												
前審査対象事業年度	令和2年4月1日～令和3年3月31日(12ヶ月)																														
項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度										審査対象事業年度		計算基準の区分																		
31	自02年04月 至03年03月										自03年04月 至04年03月		1 (1.2年平均) 2.3年平均																		
審査対象事業年度の前審査対象事業年度		年 月～ 年 月		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		年 月～ 年 月																									
業種コード	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)															
32020	6	10	15	20	25	16	20	25	26	30	35	36	40	45																	
	1	6	0	0	0	1	4	0	0	0	1	5	0	0	0	1	3	5	0	0	0										
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																									
建築一式 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度					審査対象事業年度の前審査対象事業年度																									

〔例2〕審査対象事業年度中で決算日を変更した場合(12ヶ月決算、業種=建築一式)

R 2. 1. 1		(12ヶ月)										R 2. 12. 31		3. 1. 1		(12ヶ月)										R 3. 12. 31		(3ヶ月)		R 4. 3. 31	
前審査対象事業年度												審査対象事業年度												審査対象事業年度							
審査対象事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日(12ヶ月)	完工高	40,000千円	元請完工高	38,000千円											完工高	160,000千円	元請完工高	140,000千円												
前審査対象事業年度	令和2年4月1日～令和3年3月31日(12ヶ月)																														
基準決算	令和4年1月1日～令和4年3月31日(3ヶ月)																														
基準決算の前期	令和3年1月1日～令和3年12月31日(12ヶ月)																														
基準決算の前々期	令和2年1月1日～令和2年12月31日(12ヶ月)																														
項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度										審査対象事業年度		計算基準の区分																		
31	自02年04月 至03年03月										自03年04月 至04年03月		1 (1.2年平均) 2.3年平均																		
審査対象事業年度の前審査対象事業年度		3年 1月～ 3年 3月		前審査対象事業年度		2年 4月～ 2年 12月		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		年 月～ 年 月		R4年 1月～R4年 3月		R3年 4月～R3年12月																	
業種コード	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)															
32020	6	10	15	20	25	16	20	25	26	30	35	36	40	45																	
	1	2	3	3	3	1	1	0	0	8	3	1	6	0	0	0	0	1	4	3	0	0	0								
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																									
建築一式 工事	160,000×3/12=40,000 111,111×9/12=83,333					140,000×3/12=35,000 100,111×9/12=75,083					40,000×3/3=40,000 160,000×9/12=120,000 千円未満四捨五入					38,000×3/3=38,000 140,000×9/12=105,000															

〔例3〕 審査対象事業年度より前で決算日を変更した場合（12ヶ月決算、業種＝建築一式）

(12ヶ月)		(3ヶ月)		(12ヶ月)	
R 2. 1. 1	R 2. 12. 31	3. 3. 31	3. 4. 1	R 4. 3. 31	
← 前審査対象事業年度			← 審査対象事業年度		
審査対象事業年度	令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日 (12ヶ月)		完工高160,000千円	元請完工高140,000千円	
前審査対象事業年度	令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日 (12ヶ月)		完工高150,000千円	元請完工高135,000千円	
基準決算	令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日 (12ヶ月)		完工高 40,000千円	元請完工高 38,000千円	
基準決算の前々期	令和 3年 1月 1日～令和 3年 3月31日 (3ヶ月)		完工高111,111千円	元請完工高100,111千円	
基準決算の前々々期	令和 2年 1月 1日～令和 2年12月31日 (12ヶ月)		完工高111,111千円	元請完工高100,111千円	

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度		審査対象事業年度		計算基準の区分
	自 0 2 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月		自 0 3 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月		1 (1.2年平均) 2.3年平均
審査対象事業年度の前審査対象事業年度		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度			
令和 3年 1月～ 3年 3月		令和 2年 4月～ 3年 3月			
令和 2年 4月～ 3年 3月		令和 31年 4月～ 2年 3月			

業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
3 2 0 2 0	0 0 0 0 1 2 3 3 3	0 0 0 0 1 1 3 0 8 3	0 0 0 0 1 6 0 0 0 0	0 0 0 0 1 4 0 0 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	千円未満四捨五入	
建築一式 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 40,000×3/3=40,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 111,111×9/12=83,333	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 38,000×3/3=38,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 100,111×9/12=75,083		

イ 完成工事高において3年平均を選択した場合

※決算日の変更に伴い按分処理を行う場合（例2、3）は、以下の例のように、必ず按分計算を記載してください。

〔例1〕 12ヶ月決算の場合（審査基準日：令和4年3月31日、業種＝建築一式）

(12ヶ月)		(12ヶ月)		(12ヶ月)	
H 31. 4. 1	R 2. 3. 31	2. 4. 1	R 3. 3. 31	3. 4. 1	R 4. 3. 31
← 前々審査対象事業年度			← 前審査対象事業年度		
審査対象事業年度	令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日 (12ヶ月)		完工高160,000千円	元請完工高155,000千円	
前審査対象事業年度	令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日 (12ヶ月)		完工高150,000千円	元請完工高135,000千円	
前々審査対象事業年度	平成31年 4月 1日～令和 2年 3月31日 (12ヶ月)		完工高145,327千円	元請完工高140,000千円	

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度		審査対象事業年度		計算基準の区分
	自 0 3 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月		自 0 3 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月		2 (1.2年平均) 2.3年平均
審査対象事業年度の前審査対象事業年度		審査対象事業年度の前々審査対象事業年度			
令和 2年 4月～ 3年 3月		令和 31年 4月～ 2年 3月			

業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
3 2 0 2 0	0 0 0 0 1 4 7 6 6 3	0 0 0 0 1 3 7 5 0 0	0 0 0 0 1 6 0 0 0 0	0 0 0 0 1 5 0 0 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	① (①+②)÷2 (千円未満切り捨て)	
建築一式 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 150,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 145,327	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 135,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 140,000		

〔例2〕 審査対象事業年度中で決算日を変更した場合（12ヶ月決算、業種＝建築一式）

(12ヶ月) H 31.1.1 R1.12.31 2.1.1 (12ヶ月) R 2.12.31 R 3.1.1 (12ヶ月) R 3.12.31 (3ヶ月) R 4.3.31 ← 前々審査対象事業年度 前審査対象事業年度 → 審査対象事業年度	
審査対象事業年度 令和3年4月1日～令和4年3月31日（12ヶ月） 前審査対象事業年度 令和2年4月1日～令和3年3月31日（12ヶ月） 前々審査対象事業年度 平成31年4月1日～令和2年3月31日（12ヶ月） 基準決算 令和4年1月1日～令和4年3月31日（3ヶ月） 完工高 40,000千円 元請完工高 38,000千円 基準決算の前々期 令和3年1月1日～令和3年12月31日（12ヶ月） 完工高160,000千円 元請完工高140,000千円 基準決算の前々々期 令和2年1月1日～令和2年12月31日（12ヶ月） 完工高111,111千円 元請完工高100,111千円 基準決算の前々々々期 平成31年1月1日～令和元年12月31日（12ヶ月） 完工高132,000千円 元請完工高130,000千円	
項番 3 1 審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 1 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月	審査対象事業年度 計算基準の区分 自 0 3 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月 2 (1.2年平均) 2.3年平均 { R4年1月～R4年3月 R3年4月～R3年12月 }
業種コード 3 2 0 2 0 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 3 2 0 2 0 6 1 2 5 0 5 5 16 1 1 6 3 0 5 26 1 6 0 0 0 0 36 1 4 3 0 0 0	工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 160,000×3/12=40,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 111,111×9/12=83,333 審査対象事業年度の前々々審査対象事業年度 111,111×3/12=27,778 審査対象事業年度の前々々々審査対象事業年度 132,000×9/12=99,000
建築一式 工事 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 140,000×3/12=35,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 100,111×9/12=75,083 審査対象事業年度の前々々審査対象事業年度 100,111×3/12=25,028 審査対象事業年度の前々々々審査対象事業年度 130,000×9/12=97,500	① { 40,000×3/3=40,000 160,000×9/12=120,000 } ② { 38,000×3/3=38,000 140,000×9/12=105,000 } (①+②)÷2 (千円未満切り捨て) 千円未満四捨五入

〔例3〕 審査対象事業年度より前で決算日を変更した場合（12ヶ月決算、業種＝建築一式）

(12ヶ月) H 31.1.1 R1.12.31 2.3.31 (3ヶ月) R 2.4.1 (12ヶ月) R 3.3.31 R 3.4.1 (12ヶ月) R 4.3.31 ← 前々審査対象事業年度 前審査対象事業年度 → 審査対象事業年度	
審査対象事業年度 令和3年4月1日～令和4年3月31日（12ヶ月） 前審査対象事業年度 令和2年4月1日～令和3年3月31日（12ヶ月） 前々審査対象事業年度 平成31年4月1日～令和2年3月31日（12ヶ月） 基準決算 令和3年4月1日～令和4年3月31日（12ヶ月） 完工高160,000千円 元請完工高140,000千円 基準決算の前々期 令和2年4月1日～令和3年3月31日（12ヶ月） 完工高132,000千円 元請完工高130,000千円 基準決算の前々々期 令和2年1月1日～令和2年3月31日（3ヶ月） 完工高 40,000千円 元請完工高 38,000千円 基準決算の前々々々期 平成31年1月1日～令和元年12月31日（12ヶ月） 完工高111,111千円 元請完工高100,111千円	
項番 3 1 審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 1 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月	審査対象事業年度 計算基準の区分 自 0 3 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月 2 (1.2年平均) 2.3年平均
業種コード 3 2 0 2 0 完成工事高(千円) 元請完成工事高(千円) 3 2 0 2 0 6 1 2 7 6 6 6 16 1 2 1 5 4 1 26 1 6 0 0 0 0 36 1 4 0 0 0 0	工事の種類 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 132,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 40,000×3/3=40,000 審査対象事業年度の前々々審査対象事業年度 111,111×9/12=83,333
建築一式 工事 元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 130,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 38,000×3/3=38,000 審査対象事業年度の前々々審査対象事業年度 100,111×9/12=75,083	① (①+②)÷2 (千円未満切り捨て) ② 千円未満四捨五入

ウ 営業の同一性を失うことなく組織変更を行った場合

※按分処理を行う場合は、以下の例のように、必ず按分計算を記載してください。

〔例1〕 個人事業から、法人を設立（法人成り）し、決算が未到来の場合（2年平均選択）

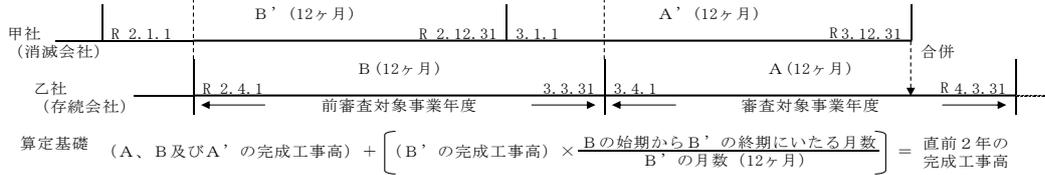
R 2.1.1		(12ヶ月)										R 2.12.31		(12ヶ月)										R 3.1.1		(12ヶ月)										R 3.12.31		(3ヶ月)			R 4.3.31	
		← 前審査対象事業年度												← 審査対象事業年度																											↑ 法人成り	
法人設立日		令和4年4月1日																																								
審査対象事業年度		令和3年4月1日～令和4年3月31日（12ヶ月）																																								
前審査対象事業年度		令和2年4月1日～令和3年3月31日（12ヶ月）																																								
基準決算		令和4年1月1日～令和4年3月31日（3ヶ月）																																								
基準決算の前々期		令和3年1月1日～令和3年12月31日（12ヶ月）																																								
基準決算の前々々期		令和2年1月1日～令和2年12月31日（12ヶ月）																																								
		完工高 40,000千円										元請完工高 38,000千円												完工高 160,000千円												元請完工高 140,000千円						
		完工高 111,111千円										元請完工高 100,111千円																														
項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度																																									
	自 0 2 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月																																									
3	審査対象事業年度の前審査対象事業年度																																									
	3 年 1 月 ~ 3 年 3 月																																									
1	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度																																									
	2 年 4 月 ~ 2 年 12 月																																									
審査対象事業年度																																										
自 0 3 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月																																										
計算基準の区分																																										
1 (1.2年平均) 2.3年平均																																										
R4年 1月～R4年 3月																																										
R3年 4月～R3年12月																																										
業種コード	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)																										
	3	2	0	2	0	6	1	2	3	3	16	1	1	0	8	3	26	1	6	0	0	0	36	1	4	3	0	0														
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																																				
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度					審査対象事業年度の前審査対象事業年度					40,000×3/3=40,000 160,000×9/12=120,000					38,000×3/3=38,000 140,000×9/12=105,000																										
建築一式工事	111,111×9/12=83,333					100,111×9/12=75,083					千円未満四捨五入																															

〔例2〕 個人事業から、法人を設立（法人成り）し、法人最初の決算が到来した場合（2年平均選択）

R 2.1.1		(12ヶ月)										R 2.12.31		(12ヶ月)										R 3.1.1		(12ヶ月)										R 3.12.31		(3ヶ月)			R 4.3.31		(3ヶ月)			R 4.6.30	
		← 前審査対象事業年度												← 審査対象事業年度																											↑ 法人成り						
法人設立日		令和4年4月1日																																													
決算日		令和4年6月30日																																													
審査対象事業年度		令和3年7月1日～令和4年6月30日（12ヶ月）																																													
前審査対象事業年度		令和2年7月1日～令和3年6月30日（12ヶ月）																																													
基準決算		令和4年4月1日～令和4年6月30日（3ヶ月）																																													
基準決算の前々期		令和4年1月1日～令和4年3月31日（3ヶ月）																																													
基準決算の前々々期		令和3年1月1日～令和3年12月31日（12ヶ月）																																													
		完工高 40,000千円										元請完工高 38,000千円												完工高 50,000千円												元請完工高 45,000千円											
		完工高 120,000千円										元請完工高 110,000千円												完工高 100,000千円												元請完工高 85,000千円											
項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度																																														
	自 0 2 年 0 7 月 至 0 3 年 0 6 月																																														
3	審査対象事業年度の前審査対象事業年度																																														
	3 年 1 月 ~ 3 年 6 月																																														
1	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度																																														
	2 年 7 月 ~ 2 年 12 月																																														
審査対象事業年度																																															
自 0 3 年 0 7 月 至 0 4 年 0 6 月																																															
計算基準の区分																																															
1 (1.2年平均) 2.3年平均																																															
R4年 4月～R4年 6月																																															
R4年 1月～R4年 3月																																															
R3年 7月～R3年12月																																															
業種コード	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)																															
	3	2	0	2	0	6	1	1	0	0	0	16	9	7	5	0	0	26	1	4	0	0	0	36	1	2	5	0	0																		
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																																									
	100,000×6/12=50,000 120,000×6/12=60,000					85,000×6/12=42,500 110,000×6/12=55,000					40,000×3/3=40,000 50,000×3/3=50,000 100,000×6/12=50,000					38,000×3/3=38,000 45,000×3/3=45,000 85,000×6/12=42,500																															
建築一式工事																																															

エ 他の建設業者を吸収合併した場合、又は建設業を譲り受けた場合
 ※按分処理を行う場合は、以下の例のように、必ず按分計算を記載してください。

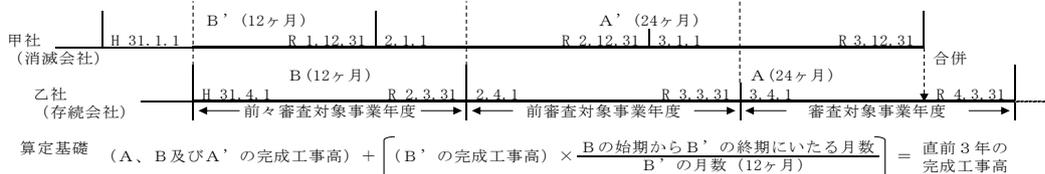
〔例1〕 合併の場合（直前2年）



合併期日 令和3年12月31日
 審査対象事業年度 令和3年4月1日～令和4年3月31日(12ヶ月)
 前審査対象事業年度 令和2年4月1日～令和3年3月31日(12ヶ月)
 存続会社(乙)
 第●●期(基準決算) 令和3年4月1日～令和4年3月31日(12ヶ月) 完工高160,000千円 元請完工高140,000千円
 第▲▲期(基準決算の前期) 令和2年4月1日～令和3年3月31日(12ヶ月) 完工高100,000千円 元請完工高90,000千円
 消滅会社(甲)
 第○○期(最終決算) 令和3年1月1日～令和3年12月31日(12ヶ月) 完工高120,000千円 元請完工高110,000千円
 第△△期(最終決算の前期) 令和2年1月1日～令和2年12月31日(12ヶ月) 完工高150,000千円 元請完工高135,000千円

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 2 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月	審査対象事業年度 前審査対象事業年度 2年 4月～ 3年 3月	審査対象事業年度 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月	審査対象事業年度 計算基準の区分 自 0 3 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)	存続会社 第●●期 3年4月1日～4年3月31日 第▲▲期 2年4月1日～3年3月31日 消滅会社 第○○期 3年1月1日～3年12月31日 第△△期 2年1月1日～2年12月31日
業種コード 32020	完成工事高(千円) 0 2 4 5 0 0	元請完成工事高(千円) 0 2 1 8 7 5 0	完成工事高(千円) 0 2 5 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 2 2 2 5 0 0	存続会社 160,000 × 12/12 = 160,000 消滅会社 120,000 × 9/12 = 90,000
工事の種類 建築一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度 100,000 × 12/12 = 100,000 年度の前審査 120,000 × 3/12 = 30,000 対象事業年度 150,000 × 9/12 = 112,500 審査対象事業年度の前々審査 110,000 × 12/12 = 110,000 年度の前々審査 150,000 × 3/12 = 37,500 対象事業年度 132,000 × 9/12 = 99,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度 90,000 × 12/12 = 90,000 年度の前審査 110,000 × 3/12 = 27,500 対象事業年度 135,000 × 9/12 = 101,250 審査対象事業年度の前々審査 95,000 × 12/12 = 95,000 年度の前々審査 135,000 × 3/12 = 33,750 対象事業年度 120,000 × 9/12 = 90,000	存続会社 140,000 × 12/12 = 140,000 消滅会社 110,000 × 9/12 = 82,500		

〔例2〕 合併の場合（直前3年）



合併期日 令和3年12月31日
 審査対象事業年度 令和3年4月1日～令和4年3月31日(12ヶ月)
 前審査対象事業年度 令和2年4月1日～令和3年3月31日(12ヶ月)
 前々審査対象事業年度 平成31年4月1日～令和2年3月31日(12ヶ月)
 存続会社(乙)
 第●●期(基準決算) 令和3年4月1日～令和4年3月31日(12ヶ月) 完工高160,000千円 元請完工高140,000千円
 第▲▲期(基準決算の前期) 令和2年4月1日～令和3年3月31日(12ヶ月) 完工高100,000千円 元請完工高90,000千円
 第■●期(基準決算の前々期) 平成31年4月1日～令和2年3月31日(12ヶ月) 完工高110,000千円 元請完工高95,000千円
 消滅会社(甲)
 第○○期(最終決算) 令和3年1月1日～令和3年12月31日(12ヶ月) 完工高120,000千円 元請完工高110,000千円
 第△△期(最終決算の前期) 令和2年1月1日～令和2年12月31日(12ヶ月) 完工高150,000千円 元請完工高135,000千円
 第□□期(最終決算の前々期) 平成31年1月1日～令和元年12月31日(12ヶ月) 完工高132,000千円 元請完工高120,000千円

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 1 年 0 4 月 至 0 3 年 0 3 月	審査対象事業年度 前審査対象事業年度 2年 4月～ 3年 3月	審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 31年 4月～ 2年 3月	審査対象事業年度 計算基準の区分 自 0 3 年 0 4 月 至 0 4 年 0 3 月 2 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)	存続会社 第●●期 3年4月1日～4年3月31日 第▲▲期 2年4月1日～3年3月31日 第■●期 31年4月1日～2年3月31日 消滅会社 第○○期 3年1月1日～3年12月31日 第△△期 2年1月1日～2年12月31日 第□□期 31年1月1日～1年12月31日
業種コード 32020	完成工事高(千円) 0 2 4 5 0 0	元請完成工事高(千円) 0 2 1 8 7 5 0	完成工事高(千円) 0 2 5 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 2 2 2 5 0 0	存続会社 160,000 × 12/12 = 160,000 消滅会社 120,000 × 9/12 = 90,000
工事の種類 建築一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度 100,000 × 12/12 = 100,000 年度の前審査 120,000 × 3/12 = 30,000 対象事業年度 150,000 × 9/12 = 112,500 審査対象事業年度の前々審査 110,000 × 12/12 = 110,000 年度の前々審査 150,000 × 3/12 = 37,500 対象事業年度 132,000 × 9/12 = 99,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度 90,000 × 12/12 = 90,000 年度の前審査 110,000 × 3/12 = 27,500 対象事業年度 135,000 × 9/12 = 101,250 審査対象事業年度の前々審査 95,000 × 12/12 = 95,000 年度の前々審査 135,000 × 3/12 = 33,750 対象事業年度 120,000 × 9/12 = 90,000	存続会社 140,000 × 12/12 = 140,000 消滅会社 110,000 × 9/12 = 82,500		

オ 新規設立し建設業許可を取得した建設業者で初めて経営事項審査を受ける場合
 ※按分処理を行う場合は、以下の例のように、必ず按分計算を記載してください。

〔例1〕最初の決算年度を終了していない場合

審査基準日は、個人の場合は事業開始日、法人の場合は法人設立日となります。

法人設立日(事業開始日) 令和4年4月1日

審査対象事業年度 (0ヶ月) 完工高 0千円 元請完工高 0千円

前審査対象事業年度 (0ヶ月) 完工高 0千円 元請完工高 0千円

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 0 年 0 0 月 至 0 0 年 0 0 月										審査対象事業年度 自 0 4 年 0 4 月 至 0 0 年 0 0 月										計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均	
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月																
業種コード 3 2 0 2 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
工事の種類 建築一式工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度					審査対象事業年度の前審査対象事業年度																
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度																

〔例2〕最初の決算年度のみが終了している場合

基準決算の完成工事高については、通常の経営事項審査と同様の扱いとなります。

法人設立日(事業開始日) 令和4年4月1日

決算日 令和4年6月30日

審査対象事業年度 (3ヶ月) 完工高 4,000千円 元請完工高 4,000千円

前審査対象事業年度 (0ヶ月) 完工高 0千円 元請完工高 0千円

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 0 年 0 0 月 至 0 0 年 0 0 月										審査対象事業年度 自 0 4 年 0 4 月 至 0 4 年 0 6 月										計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均	
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 年 月 ~ 年 月																
業種コード 3 2 0 2 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 4 0 0 0					元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 4 0 0 0						
工事の種類 建築一式工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度					審査対象事業年度の前審査対象事業年度																
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度																

3. 技術職員名簿〔20005帳票〕

(1) 各項番の記入要領

技術職員名簿の記載要領（P99）をよくお読み下さい。

(2) 技術者の区分

ア 技術職員の数については、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分かれます。

1級技術者		監理技術者補佐	基幹技能者 建設技能者 (レベル4)	2級技術者 建設技能者 (レベル3)	その他
【1級監理受講者】 申請業種に係る監理技術者資格者 証の交付有 かつ監理技術者講習を受講した日 の属する年の翌年から起算して5 年を経過しないもの	1級技術 者で左記 以外の者	主任技術者+1 級技士補 又は 監理技術者要件 を満たす者			
6点	5点	4点	3点	2点	1点

イ 一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2業種までです。

なお、申請可能な業種は、今回受審する業種に限られます。

重複評価を2業種に制限するのは、経営事項審査に係る評価のみであり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない主任技術者、監理技術者及び営業所技術者等について2業種に制限をするものではありません。

ウ 現行の2級技術者及びその他技術者(大臣認定)が監理技術者講習修了証を所持していても、1級監理受講者の加点対象となりません。

エ 審査基準日以前5年以内に交付された監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講修了証(講習を受講した日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれていること)の写しにより確認します。

審査基準日翌日以降に交付された監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講修了証では要件を確認できないため、1級監理受講者の加点対象となりません。

資格者証の更新や資格を追加した場合等は**従前**の資格者証等の写しを保管するようにしてください。

<監理技術者講習の有効期間の考え方>

■監理技術者講習を受講した年の翌年の開始日(1月1日)から5年間有効

監理技術者講習を受講した日の翌年の開始日から5年間まで加点可能



なお、監理技術者資格者証の有効期限は資格者証に記載されている通りです。上記で示した有効期限の考え方とは異なりますのでご注意ください。

オ 技術職員名簿に記載された資格を証する書類は、過不足なく持参してください。(特に、実務経験証明書の未持参が目立ちますので、申請前によく確認してください。なお、当初作成した実務経験証明書を紛失等により無くした場合は、再度作成のうえ、持参してください。)

カ 建設技能者の能力評価制度に関する告示(平成31年国土交通省告示第460号)の規定により認定を受けた能力評価基準において、「レベル4」と判定された技能者には3点の評価が、「レベル3」と判定された技能者には2点の評価が付与されます。

※レベル判定は、能力評価(レベル判定)結果通知書により確認します。

発行方法については、能力評価実施団体によって手続きが異なる場合がありますので、申請先団体のホームページを確認または問合せにより確認してください。また、能力評価結果通知書に記載の評価年月日は、審査基準日より前の日付である必要があります。

- キ 監理技術者補佐の要件を満たす「主任技術者＋1級技士補」の有資格者には、4点の評価が付与されます。（監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。）また、監理技術者要件を満たす者は、監理技術者資格者証等により確認します。
- ク 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に基づく国土交通大臣の登録を受けた基幹技能者講習（＝「登録基幹技能者講習」）を審査基準日以前に修了している者は、「登録基幹技能者講習修了者」として「技術職員名簿」に記載することができます。

登録基幹技能者講習実施機関によっては、選択可能な業種が複数の機関があります。登録基幹技能者講習修了証が提示された場合、表面に記載された「実務経験を有する建設業の種類」に記載のある業種に関してのみ選択可能です。

ただし、「登録基幹技能者講習修了者」（3点）よりも点数の高い資格（例えば「1級土木施工管理技士」（5点）など）を有する場合には、点数の高い方の資格コードを記入してください。

（3）技術職員名簿

- ア この名簿は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した基幹技能者、建設業法施行令第29条第1号又は第2号に掲げる者、認定能力評価基準によるレベル4技能者又はレベル3技能者について作成してください。但し、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者であることが必要となっています。

なお、審査対象業種に対して加点対象とならない技術者を記載する必要はありません。

- イ 「新規掲載者」の欄は、**審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入してください。**

なお、確認は前回の経営事項審査申請書（本人控）の別紙二技術職員名簿に記載されていないかどうかでおこないますが、前回受審していない場合や、決算期を変更した場合などで、審査基準日の1年前の技術職員名簿が無い場合や、前回の技術職員名簿に未記載の理由が、6ヶ月雇用の不足及び資格の未取得以外の場合（今回審査対象業種を追加した場合など）は、審査基準日以前1年以内に技術職員の要件を満たしたことを証する書類をご持参ください。

（例）・新規に採用された（6ヶ月雇用を充足した）場合

- ・・・雇用保険事業所別被保険者台帳、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、登記事項証明書（新任役員の場合）など

- ・新規に資格を取得した場合・・・合格証など

- ・非常勤から常勤になった場合・・・常勤になった前後の源泉徴収簿及び賃金台帳など

ただし、新規掲載者が満35歳以上の技術職員については、不要です。

- ウ 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入してください。また、**35歳未満の場合は数字を○で囲んでください。**

- エ 技術職員有資格区分コード表（P116～P118 参照）の区分に従い、「経営規模等評価等対象建設業」（項番16）で選択した建設業の業種コード及びその業種に適合する当該技術職員が有する資格コードを最大2業種まで記入してください。

【注意事項】

- ・業種コード及び有資格区分コードを間違えると加点されませんのでご注意ください。また、申請書類提出後の選択業種の変更は認められませんので、記入に際しては、十分にご確認ください。
- ・業種の選択にあたっては、1つの資格から2業種を選択することも、2つの資格で2業種を選択することも可能ですが、2つとも同一の業種を選択することはできません。なお、選択する業種については、審査対象業種（項番16）のすべてを網羅する必要はありません。（技術職員がゼロとなる業種があっても可。）
- ・保有している資格で加点対象となる業種であれば、実際に当該業種の工事に従事していなくても、選択することは可能です。また、選択した業種に業務が限定されることはありません。

・審査対象業種に対して加点対象とならない資格を記載する必要はありません。

オ 1つの資格で2業種の申請をする場合、有資格区分コードはそれぞれ同じコードを記載します。

カ 講習受講の欄は1級監理受講者であれば「1」を、それ以外は「2」を記入します。

【注意事項】

- ・1級監理受講者に該当するにも関わらず、「2」を記載されているケースが見受けられますので、申請前には再度ご確認ください。
- キ 2種類の資格で1つの業種を記入した場合は、上位資格一方のみが加点対象となり、合算はされません。そのため、ひとつの業種に対して加点対象となる複数の資格を有する場合には、点数の最も高い資格コードのみ記入してください。
- ク 「CPD取得単位数」の欄は、審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（P102記載の算出式により算出された数値＝「CPD取得単位数計算シート」で計算された各人のCPD単位）を記入します。
- ケ 名簿の人数は項番19「技術職員数」の人数と一致します。
- コ 完成工事高及び元請完成工事高において、積み上げを採用した場合には、積み上げを行った業種を選択することはできません（例えば、完成工事高及び元請完成工事高で「とび・土工・コンクリート工事」を積み上げにより「土木一式工事」に振り替えている場合、技術職員名簿の業種コードで「とび・土工・コンクリート工事」は選択不可。）
- サ 実務経験を要する技術職員について、業種コードを2つ記入するためには、それぞれの業種ごとに必要年数以上の実務経験年数（積み上げ年数）があることが要件となります。例えば、「002」（10年の実務経験者）の場合、記入した業種ごとに10年以上の実務経験が必要となります。ただし、期間は重複することができませんので、最低20年以上必要です。
また、実務経験年数の取り扱いについては、完成工事高及び元請完成工事高における積み上げ・分割分類とは関係ありませんので、業種間で経験年数を振り替えることはできません。（例えば「とび・土工・コンクリート工事」の10年の実務経験を、「土木一式工事」の10年の実務経験として振り替えること）。

(4) 各種事例に対する技術職員名簿〔20005帳票〕記入方法

事例 審査基準日：令和4年3月31日 氏名：三重県 太郎 生年月日：昭和46年1月1日
 保有資格：一級土木施工管理技士(113)、一級建築士(137)、一級管工事施工管理技士(129)、
 二級造園施工管理技士(234)、電気通信工事(実務経験)(002)
 監理技術者資格者証：平成30年3月1日交付 番号01011234567
 有する資格（一土施、一管施）、監理技術者講習：平成30年5月1日修了

〔例1〕土木、舗装の2業種を選択する場合（1つの資格で2つの評価対象業種を選択）

氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード			有資格区分			講習受講			監理技術者資格者証交付番号	CPD単取得数		
			3	5	10	1	3	1	3	1	3			1	
三重県 太郎	昭和46年1月1日	51	8	2	0	1	1	1	3	1	1	3	1	01011234567	

〔例2〕土木、管の2業種を選択する場合（複数の資格からそれぞれ対象業種を選択）

氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード			有資格区分			講習受講			監理技術者資格者証交付番号	CPD単取得数					
			3	5	10	1	3	1	3	1	3			1				
三重県 太郎	昭和46年1月1日	51	8	2	0	1	1	1	3	1	0	9	1	2	9	1	01011234567	

〔例3〕管、造園の2業種を選択する場合（1級と2級で選択）

氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード			有資格区分			講習受講			監理技術者資格者証交付番号	CPD単取得数					
			3	5	10	1	3	1	3	1	3			1				
三重県 太郎	昭和46年1月1日	51	8	2	0	9	1	2	9	1	2	3	2	3	4	2	01011234567	

〔例4〕 土木、電気通信の2業種を選択する場合（1級と実務経験で選択）

氏名	生年月日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種コード			有資格者			講習受講			監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数				
			3	5	1	1	3	1	2	2	0			0	2	2	
三重県 太郎	昭和46年1月1日	51	8	2	0	1	1	3	1	2	2	0	0	2	2	01011234567	

〔例5〕 土木、建築の2業種を選択する場合（1級監理受講者と1級で選択）

氏名	生年月日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種コード			有資格者			講習受講			監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数				
			3	5	1	1	3 <th>1</th> <th>0</th> <th>2</th> <th>1</th> <th>3</th> <th>7</th> <th>1</th>	1	0	2	1			3	7	1	
三重県 太郎	昭和46年1月1日	51	8	2	0	1	1	3	1	0	2	1	3	7	1	01011234567	

4. その他の審査項目（社会性等）〔20004帳票〕

(1) 各項番の記載方法

その他の審査項目（社会性等）の記載要領（P101～P103）をよくお読みください。

(2) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況について

ア 雇用保険の加入は、**審査基準日を含む年度**の概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面（概算・確定保険料申告書（労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険料等納入通知書の写し）及び領収書の写し（申請日時点の直近のもの）、保険料納付済証明書等（口座振替の場合は口座振替結果通知ハガキまたは「労働保険料に係る口座振替**結果**のお知らせ」、電子納付の場合は電子納付完了通知でも可））により確認します。

※雇用保険法第5条（昭和49年法律第116号）により、労働者を雇用している者はすべて加入を義務付けられており、労働者を1人以上雇用する事業所は、その業種、規模等を問わず、原則適用事業所となり、その事業主は、労働保険料の納付、雇用保険法の既定による各種の届出等の義務を負います。

〈参考HP：ハローワークインターネットサービス〉 <https://www.hellowork.go.jp/index.html>

なお、平成29年1月1日より、これまで雇用保険の適用除外であった65歳以上の方も、雇用保険の適用対象となりましたので、ご注意ください。

〈参考HP：厚生労働省〉 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389.html>

なお、加入義務があるにも関わらず、未加入が判明した場合は指導等を実施することになります。

イ 健康保険、厚生年金保険加入は、それぞれ審査基準日を含む月の保険料を納付していたことを証する書面（納付告知書兼領収書の写し、保険料納付済証明書等）により確認します。

健康保険の被保険者となるべき従業員が年金事務所長の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険組合に加入している場合は、健康保険は適用除外として扱います。

※法人事業所及び常時5人以上の従業員を使用する事業所は強制適用事業所となり、加入が義務付けられています。

〈参考HP：日本年金機構〉 <http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>

なお、加入義務があるにも関わらず、未加入が判明した場合は指導等を実施することになります。

ウ 建設業退職金共済制度への加入の有無は、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」（（独）勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部又は三重県支部あるいは三重県建設労働組合退職金共済事務組合の発行するもの）により確認します。（証明日は、審査基準日以降の日付としてください。）

加入している場合でも、一定の基準に達していない等で加入・履行証明書が発行されない場合は加入していないものとして取扱います。

なお、共済契約を締結している場合でも正当な理由がなく共済証紙の購入実績がない場合等、契約の履行状況が劣っていると認められる場合は、加入していないものとして取扱います。

※同一の従業員が中小企業退職金共済（中退共）・清酒製造業退職金共済（清退共）・林業退職金共済（林退共）の各制度と重複加入することはできません。但し、中退共・清退共・林退共制度に加入している方が、建退共制度に加入することとなったときは、これまでの制度で納められた掛金を引き継ぎ、建退共制度に移動することができます。

〈参考HP：（独）勤労者退職金共済機構〉 <http://www.taisyokukin.go.jp/>

エ 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無については、次のうちいずれかに該当する場合のみ導入を有とします。

(ア) 就業規則若しくは労働協約で退職手当の定めがある。

退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する定めがあること、常時10人以上の労働者を使用する場合には労働基準監督署に届出がなされていることが必要。

なお、退職手当の定めがある場合でも著しく小額であり、名目的制度に過ぎないか、あるいは全く支払が行われていない場合は導入しているとは判断しません。

また、財源が明らかでないものは不可とします。

- (イ) (独) 勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済に加入している。
(独) 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部の発行する加入証明書、共済契約書等により確認します。
- (ウ) 特定退職金共済に加入している。
所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体（商工会議所など）の発行する加入証明書、共済契約書により確認します。
- (エ) 厚生年金基金を設立している。あるいは、厚生年金基金に加入している。
厚生年金基金の発行する加入証書あるいは領収証書（審査基準日を含む月の掛金を納付したもの）で確認します。
- (オ) 確定給付企業年金（基金型・規約型）が導入されている。（確定給付企業年金法第2条第1項）
基金型にあつては企業年金基金の発行する加入証明書、規約型にあつては資金管理運用機関の発行する加入証明書により確認します。
※確定給付企業年金とは、事業主が従業員と年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企业年金及び規約型企业年金をいいます。
- (カ) 確定拠出年金（企業型）が導入されている。（確定拠出年金法第2条第2項）
確定拠出年金運用機関の発行する加入証明書により確認します。
※確定拠出年金（企業型）とは、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいいます。
- (キ) 法人税法に規定する適格退職年金契約を締結している。
適格退職年金契約書の原本又は写しにより確認します。
※適格退職年金制度は、税法上の適格要件を備えた社外積立の年金制度で、税制上の優遇措置が認められているものです。事業主は生命保険会社、信託銀行と適格退職年金契約を締結し、生命保険会社や信託銀行が払い込まれた保険料、掛金を管理・運用し、退職した職員に年金を給付します。
- 注）・項番44及び項番45の制度は、それぞれが独立した制度として適用することを前提に、導入されているか否かの判断をします。例えば、建設業退職金共済制度による退職手当について就業規則に定めたとしても項番45において「1」とすることはできません。
- オ 法定外労働災害補償制度は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者（全日本火災共済協同組合連合会等）、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社や公益法人の建設業団体との間で交わされる、労働災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約であつて、次の(ア)～(ウ)のすべての要件に該当するものの契約を締結している場合に加入を有とします。
- (ア) 業務災害と通勤災害（出勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とすること。
- (イ) 当該給付が申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員をも対象とするものであること。
- (ウ) 当該給付が、死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付、並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。ただし、次の事項についてご注意ください。
- a 工事現場単位で加入する制度や記名式の制度は、法定外労働災害補償制度とはなりません。
- b 保険会社の保険については、
- (a) 政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ、審査基準日を含む年度の労働災害補償保険料を納付済であること（適用除外の場合は認められません）。
- (b) 被保険者数が上記(イ)の要件を満たすものであること。
- 以上が確認された場合のみ加点対象となります。
- なお、この場合(a)の要件を確認するため、政府の労働災害補償保険の概算・確定保険

料申告書及び領収証書（審査基準日を含む年度の分）の持参が必要です。

注）・提示する保険証券、加入証明書は、審査基準日が保険契約期間に含まれるものに限り、

カ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況について

（ア）若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況については、審査基準日時点における技術職員名簿に記載された若年技術職員（満 35 歳未満）の人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が 0. 15 以上である場合に加点して審査します。

（イ）新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、審査基準日において、若年技術職員（満 35 歳未満）のうち審査対象年において新規に技術職員となった人数を技術職員名簿に記載された技術職員の人数の合計で除した値が 0. 01 以上である場合に加点して審査します。

キ 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況について

（ア）「CPD取得単位数」については、「技術者数」の欄に記載した者が、審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数がある場合に加点して審査します。（CPD取得単位数の算出式については、P102参照）

「技術者数」の欄には、規則第7条の3第3号（建設業許可の営業所技術者等の要件に該当する登録基幹技能者講習を修了した者）若しくは規則第18条の3第2項第1号に規定する者（建設業許可の営業所技術者等の要件に該当する者）又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（建設業許可の営業所技術者等の要件に該当する者を除く）を記入します。

CPD取得単位数に計上する者のうち別紙二技術職員名簿に記載のない者は、様式第4号を提出すること。（技術者については、審査基準日以前6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者である事が必要です。）

CPD取得単位数を計上する場合は、様式「CPD取得単位数計算シート」（P77～P78参照）を作成し、併せて提出してください。

（イ）「技能レベル向上者数」については、審査基準日以前3年のうちに審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者がいる場合に、加点して審査します。

「技能者数」の欄には、審査基準日において在籍する職員で、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者であって、施工体制台帳及び再下請負通知書に係る作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者の数を記入します。（建設工事の施工の管理のみに従事した者は記入しない。）

「控除対象者」の欄には、審査基準日3年前の日以前に国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度に受けた評価が最上位の区分（レベル4）に該当する者を記入します。

（技能者については、審査基準日以前6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者である事が必要です。）

ク ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況については、審査基準日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階）」、「えるぼし認定（第2段階）」、「えるぼし認定（第3段階）」若しくは「プラチナえるぼし認定」、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」、「トライくるみん認定」若しくは「プラチナくるみん認定」又は青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を取得しており、かつ、審査基準日時点において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合に、加点して審査するものとします。

以下の取得している認定のうち、**最も配点の高いもの**を評価します。（**最大5点**）

（複数の認定を取得している場合であっても、合算して評価されるものではありません。）

評価の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5点
	えるぼし認定（第3段階）	4点
	えるぼし認定（第2段階）	3点
	えるぼし認定（第1段階）	2点
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5点
	くるみん	3点

	トライくるみん	3点
若年雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4点

認定を受けている場合には、それぞれの認定通知書（基準適合一般事業主認定通知書等の都道府県労働局長から交付された書類）の写しを提出してください。

ケ「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況については、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った①に掲げる審査対象工事において、②に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施しており、かつ、別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出している場合に、加点して審査します。

① 審査対象工事とは、建設業法施行令第一条の二第一項に定める軽微な建設工事、防災協定(国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。))又は地方公共団体との間における防災活動に関する協定をいう。)に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策(以下「軽微な工事等」という。)以外の日本国内における全ての建設工事又は軽微な工事等以外の日本国内における全ての公共工事(同法第2条第2項に規定する公共工事をいう。)をいいます。

② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。)における現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいいます。

ただし、審査基準日以前1年のうちに、①に掲げる審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点対象としないものとします。

(3) 建設業の営業継続の状況について

ア 営業年数は、審査基準日における建設業法による許可又は登録を受けて営業していた年数とします。なお、その年数に年未満の端数があるときには、これを切り捨てます。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた時より起算することとします。

イ 営業休止又は許可切れの沿革を有するものは、カラム右の表に明記し、当該期間を営業年数から控除して記載してください。法人成りの場合、個人事業の廃業日から法人の許可日までは当該期間を営業年数から控除して記載してください。

ウ 営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革又は建設業を譲り受けた沿革を有する者は変更前又は譲受前の登録・許可を受けた時を営業年数の起算点とするものとします。これらの沿革についても、カラム右の表に明記してください。

エ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けていない場合に、減点して審査するものとします。

「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」については、再生手続又は更正手続開始決定日から再生手続又は更正手続終結決定日までの期間に、審査基準日が含まれるか否かで判断してください。本項に該当する企業は、再生(更正)期間中は「W2」で一律60点が減点され、再生(更正)期間終了後は、「営業年数」はゼロ年から年数計算することとなります。

(4) 防災活動への貢献の状況について

ア 加点対象となる防災協定は次の要件をすべて満たすものです。

- (ア) 国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第2条第1項）に規定する特殊法人等）又は地方公共団体と締結している防災協定であること。
- (イ) 災害時の建設業者の活動義務について定めた防災協定であること。ただし、具体的な活動内容についての制限はなく、建設工事に該当しない活動でも構いません。
- (ウ) 防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約でないこと。
- (エ) 審査基準日時点で有効な協定であること。

イ 確認書類は次のとおりです。

- (ア) 国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第2条第1項）に規定する特殊法人等）又は地方公共団体と締結している防災協定の写し
- (イ) (ア) の協定を社団法人等の団体が締結している場合は、団体の長が発行した、申請者が一定の役割を負っていることを証する証明書。

(5) 法令遵守の状況について

ア 法令遵守の状況は、当期事業年度開始の直前1年（審査対象年度）に建設業法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、減点となります。

※発注機関から指名停止措置を受けたことでは、減点対象とはなりません。

イ 審査対象年に指示処分又は営業停止処分をされた日が含まれる場合に、対象となります。
なお、営業停止の期間が事業年度を跨ぐ場合には、処分日が属する事業年度において減点とします。

〔例〕毎年3月31日が事業年度終了日である企業において、令和5年3月19日に令和5年4月1日から令和5年4月15日の15日間の営業停止処分がされた場合

令和5年3月31日を審査基準日とする申請では対象となりますが、令和6年3月31日を審査基準日とする申請では対象となりません。

ウ 建設業法第41条の規定による指導・勧告や国、県、市町等による入札参加資格の指名停止措置は、本項の対象となりませんのでご注意ください。

(6) 建設業の経理の状況について

ア 項番60「監査の受審状況」については、次に掲げるいずれかの場合に加点します

(ア) 会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合（審査基準日における直近の会計監査人が記載された登記簿謄本が必要です。）不適正意見が付されている場合には、該当しません。

(イ) 会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合（審査基準日における直近の会計参与が記載された登記簿謄本が必要です。）

(ウ) 建設業に従事する職員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除く。）のうち、自社に属する経理実務の責任者であって、項番61「公認会計士等の数」に掲げられた者が審査対象事業年度における決算に対して、別添「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」を用いて経理処理の適正を確認した旨を別記様式2号（P60～P64参照）の書類に自らの署名を付して提出している場合

※監査役や社外の公認会計士、税理士（顧問会計士、顧問税理士を含む）等については、自社に所属する経理実務責任者に該当しませんので、「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成することはできません。

イ 項番61「公認会計士等の数」には、公認会計士、税理士及び登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士を記入しますが、次の者は含みません。

※パート、アルバイトなど臨時的に雇用されている者、法人の監査役、会計参与、非常勤役員、社会保険未加入者、社会保険の被扶養者、他の職員と比較し、著しく低い賃金であるなど、常勤性に疑義のある者。

公認会計士、税理士及び登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士とは、次のいずれかに該当する者です。

(ア) 公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者（公認会計士として登録されていることが前提）

(イ) 税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者（税理士として登録されていることが前提）

(ウ) 国土交通大臣の登録を受けた登録経理試験の1級に合格した者で、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日（**4月1日**。以下同じ）から起算して5年を経過しない者、また1級登録経理講習を受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

(エ) 登録経理試験の1級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しない者

なお、審査基準日に在籍していればよく、6ヶ月超の在籍期間は必要としません。

ウ 項番62「2級登録経理試験合格者等の数」には、以下に該当する者の数を記入します。

(ア) 2級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しない者

(イ) 2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

(ウ) 登録経理試験の2級試験に合格した者を対象に、当該者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しない者

詳しくは、一般財団法人建設業振興基金ホームページ (<https://kssc-keiri.com/>) をご覧ください（お問い合わせ先も同ホームページ内にあります）。

なお、審査基準日に在籍していればよく、6ヶ月超の在籍期間は必要としません。

登録経理試験1級・2級の合格者が経営事項審査における登録経理試験の加点期限及び加点期限後も経営事項審査で加点評価を受けるために必要な講習受講時期の目安については、建設業振興基金のHPにも掲載されておりますので、参考にしてください。必要な講習受講をしていない場合、加点対象になりませんのでご注意ください。

https://kssc-keiri.com/seminar_criterion.html

(7) 研究開発の状況について

ア 会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限り、計上できます。なお、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入してください。

イ 事業年度の変更等により審査対象年及び前審査対象年に含まれる月数が24ヶ月に満たない場合等は年間平均完成工事高の要領で算定します。

(8) 建設機械の保有状況について

ア 建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）、ブルドーザー（自重が3トン以上のもの）、トラクターショベル（バケット容量が0.4立方メートル以上のもの）及びモーターグレーダー（自重が5トン以上のもの）、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの（以下「ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械をいうものとします。

イ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械については労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に規定する特定自主検査、ダンプ車については道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとします。

注）ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダーについては特定自主検査記録表の検査年月日が審査基準日以前1年以内であること、ダンプ車については、自動車検査証記録事項（審査基準日において有効であるもの。審査基準日後に発行されたものは不可）、移動式クレーンについては、移動式クレーン検査証の有効期間に審査基準日が含まれていることが確認できないと、加点対象とはなりません。

なお、自動車検査証記録事項は検査等のたびに更新されることから、更新等の際は写しを保管しておくなどのご対応をお願いいたします。

名称	範囲	定期検査
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	特定自主検査
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの	
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの	
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	
高所作業車	作業床の高さが2m以上のもの	
締固め用機械	ロードローラー（ハンドガイドローラー含む）、タイヤローラー、振動ローラー ※ハンドガイドローラーは自走可能のため加点対象となりますが、コンパクトやランマー等明確に自走能力がない建設機械は特定自主検査の対象ではないため加点対象とはなりません。	自動車検査（車検）
解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機 ※ベースマシンがショベル系掘削機として加点台数に含まれている場合には解体用機械として計上できません（アタッチメントの切替で重複計上はできません。）	
土砂を運搬する貨物自動車（ダンプ車）	自動車検査証の車体の形状欄に、ダンプ、ダンプセミトレーラ、ダンプフルトレーラと記載があるもの（備考欄に土砂の運搬に制限がある場合は対象外）	製造時検査、性能検査
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの	

(9) 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況については、審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21の認証又は公益財団法人日本適合性認定協会若しくは同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号（ISO9001）若しくは第14001号（ISO14001）の規格による登録を受けている場合に、加点して審査するものとします。

ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には、加点対象としないものとします。

こちらの書類を提出する際には、必ず、次ページ以降の「建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目」を添付してください。

経理処理の適正を確認した旨の書類

建設業者の商号、確認の対象となる決算期の期間と期を記入。

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
-----の 年 月 日から 年 月 日まで
の第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認
しました。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 様

建設業に従事する職員（常勤）のうち、自社に属する経理実務の責任者であって、公認会計士、税理士並びに一級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者、講習を受講した年度の開始の日から5年経過していない者（「**公認会計士等の数**」（項番61）に該当する者）に限られます。
また、これらの者が自ら署名を付した書類を提出してください。

令和 年 月 日

商号又は名称

所属・役職

氏名

以上

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	<p>営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。</p>
貸倒損失 貸倒引当金	<p>法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。</p> <p>取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。</p>
有価証券	<p>有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。</p> <p>売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。</p> <p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。</p> <p>時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。</p> <p>その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。</p>
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	<p>発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。</p> <p>施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。</p>

経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。

	<p>損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。</p> <p>引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。</p>
法人税等	<p>法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。</p> <p>法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。</p> <p>期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。</p>
消費税	<p>決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。</p>
税効果会計	<p>繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。</p> <p>繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。</p> <p>過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。</p>
純資産	<p>純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。</p>
収益・費用の計上(全般)	<p>収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。</p> <p>原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。</p>
工事収益 工事原価	<p>適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。</p> <p>引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。</p> <p>建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。</p> <p>工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。</p>
工事進行基準	<p>工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。</p> <p>工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。</p> <p>実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。</p> <p>工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。</p> <p>工事収益に見合う金銭債務「未成工事未収入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。</p>
受取利息配当金	<p>協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。</p>
支払利息	<p>有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。</p>
JV	<p>共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。</p> <p>分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。</p>

	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

建設機械の保有状況一覧表

ページ

No.	対象機械名称	種別または規格	メーカー	型式／製造番号	保有の状況 (自社所有・リースの別)	契約期間 (リース契約の場合のみ)	検査実施年月日 又は検査有効期限
1					自社所有・リース	年 月 日～年 月 日	
2					自社所有・リース	年 月 日～年 月 日	
3					自社所有・リース	年 月 日～年 月 日	
4					自社所有・リース	年 月 日～年 月 日	
5					自社所有・リース	年 月 日～年 月 日	
6					自社所有・リース	年 月 日～年 月 日	
7					自社所有・リース	年 月 日～年 月 日	
8					自社所有・リース	年 月 日～年 月 日	
9					自社所有・リース	年 月 日～年 月 日	
10					自社所有・リース	年 月 日～年 月 日	
11					自社所有・リース	年 月 日～年 月 日	
12					自社所有・リース	年 月 日～年 月 日	
13					自社所有・リース	年 月 日～年 月 日	
14					自社所有・リース	年 月 日～年 月 日	
15					自社所有・リース	年 月 日～年 月 日	

上記のとおり、審査基準日において、経営事項審査で評価対象とされている建設機械を保有しています。

年 月 日

申請者

記載要領

- 1 この様式には、評価対象となる建設機械のみを記載すること。
- 2 項番「64」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。但し、15台を超える場合については、うち15台のみ確認します。
また複数ページにわたる場合、ページ数も記入すること。
- 3 売買契約書（もしくはリース契約書）や特定自主検査記録表などの確認書類の**右上余白に上記記載に対応するNo. を記載**し、新規掲載分はその写しを添付すること。（継続分は確認（提示）書類）
- 4 前回認められた機械について、自己所有及びリース契約で内容に変更のない場合は、「No.」に○を付け、契約書類は省略すること。
- 5 「対象機械名称」欄は、①ショベル系掘削機、②ブルドーザー、③トラクターショベル、④モーターグレーダー、⑤ダンプ車、⑥移動式クレーン、⑦高所作業車、⑧締固め用機械及び⑨解体用機械の別を記載すること。
- 6 「種別または規格」欄について
 - ①「ショベル系掘削機」にあつては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨を記載。（例：バックホウ）
 - ②「ブルドーザー」にあつては、自重を記載。（例：3.5トン）
 - ③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量を記載。（例：0.5立方メートル）
 - ④「モーターグレーダー」にあつては、自重を記載。（例：20トン）
 - ⑤「ダンプ車」（自動車検査証の車体の形状の欄にダンプ、ダンプフルトレーラー、ダンプセミトレーラーのいずれの記載があるもの）にあつては、自動車検査証記録事項の用途欄に記載されている内容を記載。（例：貨物）
 - ⑥「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重を記載。（例：10トン）
 - ⑦「高所作業車」にあつては、作業床の高さを記載。（例：2メートル）
 - ⑧「締固め用機械」にあつては、ロードローラー（ハンドガイドローラー含む）、タイヤローラー、振動ローラーの機械の種別を記載。
 - ⑨「解体用機械」にあつては、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機の機械の種別を記載。
- 7 「型式／製造番号」欄には、「ダンプ車」は自動車検査証記録事項に記載されている車台番号、「移動式クレーン」は移動式クレーンに検査証に記載されている型式及び刻印番号、それ以外の建設機械は特定自主検査記録表に記載されている型式及び製造番号を記載すること。
- 8 「保有の状況」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲む。
- 9 「検査実施年月日又は検査有効期限」欄は、上記5の①～④及び⑦～⑨については、特定自主検査記録表の検査年月日を、⑤については自動車検査証記録事項の有効期間満了日を、⑥については移動式クレーン検査証の有効期間末日を記入すること。新車の場合は「Ⓢ」を記載すること。
- 10 「申請者」欄は、最終ページに商号名称、代表者名を記入し、提出すること。

建設機械の保有状況一覧表

記入例

1/1 ページ

No.	対象機械名称	種別または規格	メーカー	型式/製造番号	保有の状況 (自社所有・リースの別)	契約期間 (リース契約の場合のみ)	検査実施年月日 又は検査有効期限
①	ショベル系掘削機	バックホウ	日立建機	ZX40U-2/1234	自社所有・リース	年月日～年月日	令和6年7月19日
②	ブルドーザー	3. 89トン	コマツ	D20A-8/5678	自社所有・リース	令和3年4月1日～令和8年3月31日	令和6年9月10日
③	トラックシャーシヨベル	1. 3立方メートル	令和5年1月申請分より、ダンプ車の「種別または規格」欄には、自動車検査証記録事項の用途欄に記載されている内容を記入してください。	ダンプ車は、自動車検査証記録事項に記載されている車台番号を記入。	ダンプ車は、自動車検査証記録事項に記載されている車台番号を記入。	年月日～年月日	令和6年8月5日
④	モーターグレーダー	24. 21トン	日立建機	1213	リース	年月日～年月日	令和6年11月25日
⑤	ダンプ車	貨物	三菱ふそう	FV50VX-531023	リース契約にあつては、審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の契約期間を有すること。	リース契約にあつては、審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の契約期間を有すること。	令和8年2月13日
⑥	高所作業車	9. 9メートル	タダノ	AT-100S/1234	自社所有・リース 移動式クレーンは移動式クレーン検査証に記載されている型式及び刻印番号を記入。	年月日～年月日	令和6年6月14日
⑦	移動式クレーン	80トン	加藤製作所	KA-900/1819	自社所有・リース	年月日～年月日	新
⑧	締固め用機械	ロードローラー	関東鉄工	KV40CS/1234	自社所有・リース	年月日～年月日	令和6年6月14日
⑨	解体用機械	(解) コンクリート圧砕機 (ベース) X X X X X	(解) 古河ロックスドリル (ベース) Δ Δ Δ Δ	(解) VSS9/VSS9001070 (ベース) □ □ / ○ ○ ○ ○	自社所有・リース	(解) 年月日～年月日 (ベース) 年月日～年月日	(解) 令和7年4月1日 (ベース) 令和6年12月5日

前回と同じ機械の場合は、○を付けること。

注：解体用機械を記載する場合、アタッチメントだけでは点数になりません。(解体用機械は解体用アタッチメントのみでは不可) そのため、この様式に記載がないベースマシンに付けて使用していることがわかる所有確認書類・特定自主検査記録表を持参いただいたき、1つの行に解体用アタッチメントおよびベースマシンの各情報を記入してください。また、解体用アタッチメントに関する記載には(解)、ベースマシンに関する記載には(ベース)といった、それぞれが判別できるように記載してください。

【評価対象となる建設機械】
①ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、グラムシエ、クレーン又はパイルドライバ)のアタッチメントを有するもの
②ブルドーザー(自重が3トン以上のもの)
③トラックシャーシヨベル(バケット容量が0.4立方メートル以上のもの)
④モーターグレーダー(自重が5トン以上のもの)
⑤ダンプ車:土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの。
なお、自動車検査証記録事項に「土砂禁」と記載があるなど、土砂等を運搬する貨物自動車でない場合は不可となります。
⑥移動式クレーン(つり上げ荷重3トン以上のもの)
⑦作業床の高さが2メートル以上の高所作業車
⑧締固め用機械(ロードローラー(ハンドガイドローラー含む)、タイヤローラー、振動ローラー)
⑨解体用機械(ブレーカ、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機、鉄骨切断機)のうちいずれか。

上記のとおり、審査基準日において、経営事項審査で評価対象
令和7年4月30日

商号又は名称、代表者名を記載。

審査基準日以降の日を記載。

申請者 三重県組株式会社
代表取締役 三重県 花子

【特定自主検査記録表（例）】

この部分により対象となる建設機械の適否を判断します。

油圧ショベル(クローラ式)

特定自主検査記録表

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づく検査共用

3年間保存

証明書発行日 ① 年 月 日 様式SR-EHC-01
 証明書発行No. ② 標準No. ③

メーカー名 ④	管理No. ⑩	走行距離 _____ km	使用者住所氏名又は名称 ⑮
型式 ⑤		稼働時間 ⑫ _____ h	機械管理者氏名 ⑯
製造番号 ⑥		検査有効期間 _____	検査業者登録番号 ⑰
性能 ⑦			検査業者又は事業者住所・名称 ⑱
検査実施場所 ⑧			責任者 ⑲
検査年月日 ⑨ 年 月 日	検査者氏名 ⑪		

審査基準日から遡って1年以内に検査を受けていることを確認します。

型式等が売買契約書や前回の記録表上の機械と一致していることを確認します。

企画が限定されている機械は要確認してください。記載がない場合はカタログ等で確認します。

※使用者住所・氏名、型式、製造・車体番号は正確に記入してください。

【移動式クレーン検査証（例）】

様式第7号（第9条、第99条関係）

移動式クレーン以外は対象外

（表面）

（裏面）

第 号 () 検査証		日付	記事欄	検査者印
設置地		年 月 日		
事業の名称		年 月 日	一覧表の型式/製造番号の欄に記載すること	
種類及び型式		年 月 日		
つり上げ荷重	t	年 月 日	3 t 以上であること	
有効期間	検査者印	有効期間	検査者印	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで		審査基準日が有効期間内であること
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日		年 月 日		
労働基準監督署長 印		年 月 日		

自動車検査証記録事項（タイプA）の確認箇所

- ① 「記録年月日」が審査基準日前であること
- ② 「登録年月日/交付年月日」が審査基準日以前であること
- ③ 「有効期限が満了する日」が審査基準日以後であること
- ④ 「所有者の氏名又は名称」欄が申請会社であること。
※申請会社でない場合は、別途契約書等所有が確認できるもの若しくはリースの場合はリース契約書が必要です。
- ⑤ 「用途」欄が「貨物」であること。
- ⑥ 「車体の形状」欄が「ダンプ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」であること。
- ⑦ 「備考」欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両でないこと。

【自動車検査証記録事項（例）】

A

① 記録年月日 令和 3年 5月 10日

自動車検査証記録事項

111210000001

1. 基本情報											
自動車登録番号又は車両番号				札幌 300 お 9999							
車台番号		R35-DSG-00001									
②	登録年月日/交付年月日	令和 3年 5月 10日		初度登録年月	令和 3年 5月		有効期間の満了する日	令和 6年 5月 9日			
2. 所有者・使用者情報											
④	所有者の氏名又は名称		運輸 太郎								
所有者の住所		北海道札幌市東区北36条東〇丁目△△△ [50007 0331]									
使用者の氏名又は名称		***									
使用者の住所		***									
使用の本拠の位置		***									
3. 車両詳細情報											
車名		ニッサン [213]									
型式				CBA-R35		⑤	原動機の型式		VR38		
自動車の種別		普通		用途 乗用		自家用・事業用の別			自家用		
⑥	車体の形状		箱型 [001]		乗車人員		4人		最大積載量		-kg
車両重量		1950kg		長さ		465cm		幅		189cm	
前後軸重		940kg		前後軸重		-kg		後後軸重		790kg	
燃料の種類		ガソリン		型式指定番号		15965		類別区分番号		0001	
4. 備考											
⑦											
[札幌], 新規登録 自動車重量税額 ¥49,200 [31年度税制] 令和3年5月10日 新規登録 令和2年度燃費基準40%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 車両安定性制御装置搭載車 車線逸脱警報装置搭載車 [走行距離計表示値] 19,000km (令和〇年5月1日) [旧走行距離計表示値] 9,000km (令和〇年5月1日) ハイブリッド車 平成10年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96db マフラー加速騒音規制適用車 [整備工場コード] 41-00001 番号標再交付 以下余白											

自動車検査証記録事項（タイプB）の確認箇所

- ①「記録年月日」が審査基準日前であること
- ②「登録年月日/交付年月日」が審査基準日以前であること
- ③「有効期限が満了する日」が審査基準日以後であること
- ④「使用者の氏名又は名称」欄が申請会社であること。
※申請会社でない場合は、別途契約書等所有が確認できるもの若しくはリースの場合はリース契約書が必要です。
- ⑤「用途」欄が「貨物」であること。
- ⑥「車体の形状」欄が「ダンプ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」であること。
- ⑦「備考」欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両でないこと。

【自動車検査証記録事項（例）】

B

① 記録年月日 令和 3年 5月 10日

自動車検査証記録事項

11121000001

1. 基本情報											
自動車登録番号又は車両番号		札幌 300 お 9999									
車台番号		R35-DSG-00001									
② 登録年月日/交付年月日		令和 3年 5月 10日		初度登録年月		令和 3年 5月		③ 有効期限の満了する日		令和 6年 5月 9日	
2. 使用者情報											
④ 使用者の氏名又は名称		運輸 太郎									
使用者の住所		東京都練馬区貫井〇丁目△△-□□ [13020 0330]									
使用の本拠の位置		***									
3. 車両詳細情報											
車名		ニッサン [213]									
型式		CBA-R35 ⑤				原動機の型式		VR38			
自動車の種別		普通		用途 乗用		自家用・事業用の別		自家用			
⑥ 車体の形状		事故調査用緊急セミトレーラ [7.5]		乗車定員		4人		最大積載量		-kg	
車両重量		1730kg		車両総重量		1950kg		長さ		465cm	
前軸重		94kg		前後軸重		-kg		後前軸重		-kg	
燃料の種類		ガソリン		型式指定番号		15965		類別区分番号		0001	
⑦ 備考		<p>【本自動車検査証発行時における所有者情報】</p> <p>所有者の氏名又は名称 国土交通</p> <p>所有者の住所 東京都千代田区〇〇〇 [00001]</p> <p>[札幌], 新規登録</p> <p>自動車重量税額 49,200</p> <p>[31年度税制] 令和3年5月10日 新規登録</p> <p>令和2年度燃費基準40%向上達成車</p> <p>平成27年度燃費基準20%向上達成車</p> <p>平成22年度燃費基準25%向上達成車</p> <p>車両安定性制御装置搭載車</p> <p>車線逸脱警報装置搭載車</p> <p>[走行距離計表示値] 19,000km (令和〇年5月1日)</p> <p>[旧走行距離計表示値] 9,000km (令和〇年5月1日)</p> <p>ハイブリッド車</p> <p>平成10年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96db</p> <p>マップラー加速騒音規制適用車</p> <p>[整備工場コード] 41-00001</p> <p>番号標再交付</p> <p>以下余白</p>									

告示別表第十八

CPD 認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

※三重県〇〇〇会等の三重県の組織による証明の場合、別表第十八にそのものの名称がないが、組織概要等において、表記載のCPD認定団体との関係が確認できる場合は、当該認定団体の数値を適用する。

<例>一般社団法人三重県建築士会は、公益社団法人日本建築士会連合会の都道府県組織のため、「公益社団法人日本建築士会連合会」の数値「12」を適用する。

記入例

審査基準日を記入

(用紙A4)

令和 4 年 6 月 3 0 日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	三重 一郎	昭和60年1月1日	6
2	伊勢 次郎	昭和62年3月31日	4
<p>1. 別紙二技術職員名簿に記載のある者以外（経営事項審査で申請していない業種で監理技術者若しくは主任技術者になる資格を有する者や1級又は2級技士の一次検定試験に合格した者（1級技士補・2級技士補）等）に、CPD単位を取得した技術者がいる場合は、この様式に記載し提出すること。CPD単位取得者が技術職員名簿に記載のある者のみの場合は、この様式の提出は不要です。</p> <p>2. 下記記載要領2、手引きP102に記載の計算方法により、技術者ごとが取得した「CPD単位」を算出し記載すること。</p> <p>※審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象です。</p> <p>3. 様式第4号と別紙二技術職員名簿に記載した単位数の合計を合算し、最後の行の合計欄（CPD単位総計）に記載すること。</p> <p>4. この数値を別紙三の項番49に記載すること。</p> <p>5. この様式に記載可能な技術者は、様式下部の記載要領1のとおりです。なお、常勤性の確認資料（確認書類No.8）及び技術資格を証する確認資料が必要です。</p>			
上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)			10
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)			36
CPD単位総計 (①+②)			46

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

・項番49の「技術者」について

○技術者の該当者

項番49の「技術者数」に該当するのは次のいずれかに当てはまる方です。

- ア 別紙二技術職員名簿に記載のある者で、監理技術者若しくは主任技術者になる資格を有する者
- イ 経営事項審査で申請していない業種で監理技術者若しくは主任技術者になる資格を有する者や1級又は2級技術検定の第一次検定試験に合格した者（1級技士補・2級技士補）等でCPD単位を取得した技術者がいる者

○書類ごとの記載対象者

『技術職員名簿』『CPD単位を取得した技術者名簿』のいずれかに記載します。

書類名	記載対象者
『技術職員名簿』※1	経営事項審査を受審する業種について ・主任技術者となる資格を有する者（実務経験者を含む） ・登録基幹技能者講習修了者 ・認定能力評価制度においてレベル3又はレベル4と判定された者
『CPD単位を取得した技術者名簿』※2	審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち「技術職員名簿」に記載のない技術者（経営事項審査を受審しない業種の技術者を含む）で、CPD単位を取得した者

※1 「認定能力評価制度において、レベル3又はレベル4と判定された者」のみに該当する場合もCPD単位の取得が可能です。

※2 「技術職員名簿」に記載のない技術者がいる場合であっても、CPD単位を取得していない場合は添付不要です。

○CPD単位の算出

「技術職員名簿」及び「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載された人が、審査基準日以前1年間に取得したCPDの単位数をP100「CPD単位数を求めるために必要な団体毎の数値」の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し30を乗じた数を記入する。（小数点以下は切り捨て：上限は30単位）

※計上することができるのは、技術職員1名につき、1団体分の単位のみ

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

記入例

(用紙A4)

審査基準日を記入

令和 4年 6月30日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	三重 太郎	昭和40年1月1日	令和2年10月1日	○	
2	伊勢 花子	昭和50年1月11日			
3	桑名 次郎	昭和35年3月20日	平成29年12月10日		○

1 対象者

審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されており、審査基準日において在籍する職員で、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者であって、施工体制台帳及び再下請負通知書に係る作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者について作成すること。(建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く)

2 評価日

認定能力評価基準による評価(以下、技能者レベルと言う)を受けている者について、審査基準日時点で最新の評価日を記載すること。(認定能力評価基準による評価を受けていない場合はレベル1となり、評価日は空欄となります。)

3 レベル向上の有無

審査基準日の3年前の日時点で受けている技能者レベルよりも、審査基準日において1つでもレベルが向上した方は、レベル向上の有無欄に「○」を記載すること。

※評価無しの方が、レベル1の判定を受けた場合は、技能レベル向上者には該当しません。

4 控除対象

「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に、評価が最上位の区分(レベル4)に該当する者の場合に「○」を記載すること。

5 合計欄にそれぞれの該当者の人数を記載し、この人数を別紙三その他の審査項目の項番50に記載すること。

合計	5 (人)	1 (人)	1 (人)
----	-------	-------	-------

記載要領

1 この表は、審査基準日において建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設工事の施工の管理のみに従事した者(建設工事の施工の管理のみに従事した者)を除く建設業の第二号子又は同条第四号子に規定する建設工事に従事する者に該当する者(建設業に従事する者)について記載すること。

2 「評価日」の欄に最新の計画の区分が技能者レベルである者に該当する場合には、○印を記載すること。

3 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日の3年前の日時点で受けている技能者レベルよりも、審査基準日において1つでもレベルが向上した場合は、レベル向上の有無欄に「○」を記載すること。

4 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。

5 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

この合計人数が1人以上の場合は確認書類も必要です。「(表4)確認書類一覧表」No.17を参照してください。
また、0人の場合でも、技能者以外でCPD単位を取得した者がいる場合は、CPD単位数に係る合計点算出に影響するため、この欄に「0(人)」と記入して、この様式を提出してください。

記載例 CPD取得単位数計算シート(CPD取得単位数に計上する場合に使用)

様式

記載様式	通番	氏名	入力	プルダウン	黄色→自動計算のため入力しない		
			認定されたCPD単位①	CPD認定団体(告示別表第18参照)	別表18の数値②	各人のCPD単位(計算式①×30÷②)	CPD単位取得数
技術職員名簿	1	〇〇 〇〇	20	一般社団法人日本建設業連合会	12	30	138
"	3	〇〇 〇〇	30	一般社団法人全国土木施工管理技術士会連合会	20	30	
"	5	〇〇 〇〇	50	一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	30	
"	10	〇〇 〇〇	31	一般社団法人交通工学研究会	50	18	
"	13	〇〇 〇〇	80	公益社団法人地盤工学会	50	30	
様式第4号	1	□□ □□	10	一般社団法人全国土木施工管理技術士会連合会	20	15	105
"	2	□□ □□	20	公益社団法人日本建築士会連合会	12	30	
"	3	□□ □□	50	一般社団法人全日本建設技術協会	12	30	
"	4	□□ □□	30	公益社団法人日本技士会	50	18	
"	5	□□ □□	20	一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50	12	
合計							243

※各人の上限は30 ↑ 項番49「CPD単位取得数」

※小数点以下の端数は切り捨て

(記載箇所)

別紙二

技術職員名簿

項番 3 5
数 8 1 頁

申請者

(用紙A4)

2 0 0 0 5

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1			年 月 日		8 2							
2			年 月 日		8 2							
3			年 月 日		8 2							
4			年 月 日		8 2							

様式第4号

(用紙A4)

年 月 日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内におけるすべての建設工事について、「2」の場合は日本国内におけるすべての公共工事について記載すること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の（十）に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

法定外労働災害補償制度加入証明書

保 険 種 類

保 険 契 約 者 (商号又は名称)
(被 保 険 者) (所在地)

保険証券番号

保険期間 年 月 日から
年 月 日まで 年間

被保険者の範囲 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員すべて

補償の範囲 ○業務災害及び通勤災害
○死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とする。

建設業法第27条の23に規定される経営事項審査の資料とするため、上記のとおり加入していることを証明します。

令和 年 月 日

(証明者) (所在地)
(名 称)
(職、氏名)

印

この証明書についての問い合わせ先

この様式を使用しない場合でも、下記の要件が契約書、加入証明書で確認できれば評価の対象とします。

■下記の要件をすべて満たす契約を締結している場合が対象となります。

- ・業務災害及び通勤災害が担保されているものであること。（下請負人に係るものを含む。）
- ・申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とすること。
- ・少なくとも死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とすること。

- ※ 証明書作成の際は、この様式に準じて作成してください。
- ※ 「証明者」は、契約した民間保険事業者（代理店等は不可）であること。（担当者の私印は不可）
（ただし、契約した民間保険事業者が担当者の私印のみでしか対応していない場合に限り、可とする。）

証 明 書

許 可 番 号 : 三重県知事許可 (一) 第 号

所 在 地 :

商号又は名称 :

代 表 者 名 :

上記の者は、 年 月 日 (審査基準日) 現在において、下記の防災協定に関する災害応急活動等に従事する者であることを証明します。

令和 年 月 日

(証明者) (所在地)

(団体名称)

(代表者職・氏名)

印

証明日には、審査基準日以後
の日付を記入してください。

記

協定の名称 :

協定の相手方 :

協定の締結日 : 年 月 日

- ※ 証明書作成の際は、この様式に準じて作成してください。
- ※ 必ず「審査基準日」及び「その時点における活動義務者である」旨を明記してください。
(単なる加入証明書では認められません。)
- ※ 過去に一度でも「加入有」として取り扱いをした協定にあっては、本証明書のみで可。
- ※ 新規の防災協定 (協定の締結日の変更等の更新も含む) にあっては、証明書に加え、協定書の写しを必ず提出してください。

記入例1

※ペン又はボールペンで記入してください。但し、押印以外はコピーによる提出可。

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

今回申請及び請求しない項目を消す

代理申請の場合のみ記載。申請代理人となる行政書士の記名及び職印の押印の他、申請者の委任状が必要。

行政書士法人の場合は事務所名の記載、代表者名(代表者を定めていない場合は使用人行政書士を除く所属行政書士名)の記名、行政書士法人の職印の押印の他、委任状が必要。

令和5年11月30日

三重県津市広明町×番地
行政書士 行政 太郎

申請代理人

職印

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

不要なものは消す

地方整備局長
北海道開発局長
三重県知事 殿

申請者
三重県津市桜橋3丁目446-34
三重県組株式会社
代表取締役 三重県 花子

許可を受けた年月日が複数ある場合は、申請時点で有効な最も古いものを記入

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 00 年 00 月 00 日		
申請時番号	02	大臣 知事 コード 24	国土交通大臣 許可 (一般-01) 第 000123号	許可年月日 令和 00 年 00 月 00 日
前回の申請時番号	03	大臣 知事 コード	国土交通大臣 許可 (一般-) 第 号	許可年月日 令和 年 月 日
審査基準日	04	令和 00 年 00 月 00 日	通常、直前の事業年度の終了日を記入	
申請等の区分	05	1	記載要領8の表から申請等の種類に該当するコードを記入	
処理の区分	06	00	記載要領9の表から処理の種類に該当するコードを記入 記載要領9の別表(2)「処理の種類」のいずれかに該当する場合のみ、対応するコードを記入	
法人又は個人の別	07	1 (1.法人 2.個人)	資本金額又は出資総額 (千円) 40000	法人番号 500020240001 国稅庁から指定・通知された13桁の法人番号を記入 ※個人事業主は記入不要
商号又は名称のフリガナ	08	ミエケンガミ	企業の単独決算の資本金額 ※個人事業主は記入不要	
商号又は名称	09	三重県組(株)	フリガナは濁音、半濁音を含み1カラムで記入。「・」はフリガナ不要。 法人の種類の略号はフリガナ不要	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ミエケンハナコ	姓と名の間は1カラム空ける	
代表者又は個人の氏名	11	三重県花子	※原則として、申請書類の受付後は、申請者側の理由による訂正は出来ません。 記した申請内容に基づく経営事項審査の結果が通知されますので、申請前に再度内容をご確認ください。	
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	24201	市町コード表(P105参照)により記入 市町に続く町名街区以下を記入。「丁目」、「番」、「号」等は「-」(ハイフン)で記入	
主たる営業所の所在地	13	桜橋3-446-34	局番の間は「-」(ハイフン)で縦ぎ、左詰で記入	
郵便番号	14	514-0006	電話番号	059-224-2660
許可を受けている建設	15	2212	申請時に許可を受けている業種に、一般許可は「1」、特定許可は「2」を記入する。 (審査基準日時点ではありません。)	
経営規模等評価対象建設	16	999	許可を受けていても、審査を受けない業種のカラムは空白。 審査対象業種として「9」を記入した業種について別紙「工事種類別完成工事高」に記載する。 ※業種の追加経審を行う際は、追加業種が判るように数字を○で囲む。	

申請者 三重県組 (株) 商号又は名称を記入

2期平均選択時のみ、上下段とも記入。
それぞれの決算期における貸借対照表の「純資産の部」の合計額を記入
基準決算選択時は記入不要

基準決算の場合「1」を記入
2期平均の場合「2」を記入

項番 13 審査対象

自己資本額 17 3 5 10 40 981 (千円) 2 (1. 基準決算
2. 2期平均)

基準決算 35426 (千円)

直前の審査基準日 46537 (千円)

「基準決算」の場合、審査対象事業年度における貸借対照表の「純資産の部」の合計額を記入。(「経営状況分析結果通知書」の項番7112の自己資本額と一致させる)
2期平均の場合、右表の上下段の数値を足して2で割った数(千円未満切捨て)

利益額 (2期平均) 18 16840 (千円) 利益額(利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+減価償却実施額

2期平均額を記入(右表①②数値を足して2で割った数)
(千円未満切捨て)
マイナスの場合は「-」ではなく、「△」を記入

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前の審査対象事業年度
営業利益 10493 (千円)	営業利益 12107 (千円)
減価償却実施額 5219 (千円)	減価償却実施額 5862 (千円)

① ②

別紙二 技術職員名簿の人数を記入
右詰で記入し、左余白は空白

技術職員数 19 3 5 14 (人)

4つの数値については、項番06で処理区分が「00」の場合は、経営状況分析結果通知書の下部に記載された参考値から記入
(決算期変更、合併、事業譲渡、会社分割等の特殊な場合を除く)
決算期が12ヶ月に満たない場合の換算方法は完成工事高と同じ方法で換算して算出し、余白に算出式を記入する。

登録経営状況分析機関番号 20 999999

経営状況分析を受けた機関の名称
〇〇〇経営状況分析センター

登録経営状況分析機関の登録番号(P105参照)をカラムに記入し、その名称を記載
空位のカラムは0で埋める

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記入する。
なお提出者の確認を行うため、氏名欄記載の者が提出者と異なる場合は、提出者の氏名を追記し、名前の前に○印をつける。

連絡先

所属等 総務課 氏名 鳥羽 次郎, ○ 鳥羽 花子 電話番号 059-224-2660

ファックス番号 059-224-3290

記載要領

1 「経営規模等評価申請書

経営規模等評価再審査申立書

総合評定値請求書、

「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、

「地方整備局長

北海道開発局長、「国土交通大臣 「般

知事」 知事」及び「特」については、不要のものを消すこと。

2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 太線の枠内には記入しないこと。

4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設工業□□のように左詰めで記入すること。

5 02「申請時の許可番号」の欄の「大臣

知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類

に従い、該当するコードを記入すること。

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 03「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。

7 04「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和2年3月31日であれば、02年03月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

8 05「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

9 06「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

10 07 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

11 08 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

12 09 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例) (株) 甲建設
(有) 乙建設

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

13 10 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。

14 11 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

15 12 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

16 13 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13のように記入すること。

17 14 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように記入すること。

18 15 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

19 16 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

20 17 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば000123400のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

21 18 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。
記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること

22 1 9 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

23 2 0 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば0 0 0 0 1のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

記入例2

— 2年平均を選択した場合 —

(用紙A 4)

2 0 0 0 2

項番16「対象建設業」の業種と一致。
記載要領4のコード表から記入

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

2年平均の場合は「1」である。
(※「2」ではない。)

申請者 三重県組 (株)

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度	2枚目以降の用紙には記入不要	審査対象事業年度 自 0 3 年 0 7 月 至 0 4 年 0 6 月	審査対象事業年度 自 0 4 年 0 7 月 至 0 5 年 0 6 月	計算基準の区分 1 (1.2年平均 2.3年平均)
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高 (千円) 0 4 5 2 0 0 0	元請完成工事高 (千円) 0 4 0 3 1 0 0	完成工事高 (千円) 0 3 9 6 0 0 0	元請完成工事高 (千円) 0 3 5 6 0 0 0	
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	右詰で記入し 左余白は空白
業種コード 3 2 0 1 1	完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高の無い場合でも必ず「0」を記入
工事の種類 プレストレストコン クリート構造物工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	「土木一式工事」を申請した場合は次の欄に内訳の「プレストレストコンクリート構造物工事」(コード番号011)を必ず記入(完成工事高が「0」の場合は「0」を記入)。同様に「とび・土エ・コンクリート工事」の場合は「法面処理工事」(コード番号051)を、「鋼構造物工事」の場合は「鋼橋上部工事」(コード番号111)を記入。
業種コード 3 2 0 2 0	完成工事高 (千円) 0 9 9 2 8 5	元請完成工事高 (千円) 0 9 9 2 8 5	完成工事高 (千円) 0 5 3 1 1 5	元請完成工事高 (千円) 0 5 3 1 1 5	
工事の種類 建築一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
業種コード 3 2 0 5 0	完成工事高 (千円) 0 1 3 4 7 2 1	元請完成工事高 (千円) 0 2 7 5 4 4	完成工事高 (千円) 0 1 5 6 8 8 2	元請完成工事高 (千円) 0 1 5 6 8 8 2	
工事の種類 とび・土工 コンクリート工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
業種コード 3 3	完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	
工事の種類 その他	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
業種コード 3 4	完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	
合計	完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高 (千円) 0 0 0 0 0 0 0	
契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例					(1. 有 <input checked="" type="radio"/> 無)
					必ず記入。2枚目以降も記入

－ 2年平均を選択した場合 －

(用紙A4)

2 0 0 0 2

項番16「対象建設業」の業種と一致。記載要領4のコード表から記入

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

申請者 三重県組(株)

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 2枚目以降の用紙には記入不要															審査対象事業年度 計算基準の区分 自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 19 (1.2年平均 2.3年平均)									
	自 3 年 5 月 至 7 年 9 月 10					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月														
業種 コード 3 2 0 5 1	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)									
	0 5 2 0 0 0					1 3 1 0 0					5 6 0 0 0					2 1 5 0 0									
工事の種類 法面処理工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					「土一式工事」を申請した場合は次の欄に内訳の「プレストレストコンクリート工事」を必ず記入(完成工事高が「0」の場合は「0」を記入)。同様に「とび・土工・コンクリート工事」の場合は「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」の場合は「鋼橋上部工事」を記入。														
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度																			
3 2	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)									
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					審査対象建設業以外の業種における完成工事高の合計を記入 ※審査基準日時点では許可を有していたが、経営申請時には許可を有していない業種の完成工事高は、「その他工事」に計上 1枚で書ききれず、2枚以上に記入する場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙へ記入。														
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度																			
3 2	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)									
工事の種類	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					審査対象建設業以外の業種における完成工事高の合計を記入 ※審査基準日時点では許可を有していたが、経営申請時には許可を有していない業種の完成工事高は、「その他工事」に計上 1枚で書ききれず、2枚以上に記入する場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙へ記入。														
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度																			
3 2	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)									
3 3	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)									
	2 5 0 0					0					2 7 8 2					0									
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					項番34「合計」の欄は、項番32及び項番33に記入した完成工事高の合計を記入する(通常、事業年度終了届の様式第二号、第三号、財務諸表等の完成工事高と一致)。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入する。ただし、必ずしも合計にはならないこともあります。 注「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」、「鋼橋上部工事」については、重複するため、合計には算入しない。														
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度																			
3 4	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)									
	6 8 8 5 0 6					5 2 9 9 2 9					6 0 8 7 7 9					4 2 8 6 1 5									
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 <input checked="" type="radio"/> 無) 必ず記入。2枚目以降も記入																									

3年平均を選択した場合

(用紙A4)

2 0 0 0 2

項番16「対象建設業」の業種と一致。記載要領4のコード表から記入

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

3年平均の場合は「2」である。(※「3」ではない。)

申請者 三重県組 (株)

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 2 年 0 7 月 至 0 4 年 0 6 月	2枚目以降の用紙には記入不要	審査対象事業年度 自 0 4 年 0 7 月 至 0 5 年 0 6 月	計算基準の区分 2 (1.2年平均 2.3年平均)
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 0 4 7 0 0 7 6	元請完成工事高(千円) 4 2 1 8 1 6	完成工事高(千円) 3 9 6 0 0 0	元請完成工事高(千円) 3 5 6 0 0 0
工事の種類 土一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 452,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 488,153	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 403,100 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 440,533	項番32の欄内には完成工事高計算表の数値の合計を2で割った値を記入。なお、千円未満切り捨て	
工事の種類 プレストレストコンクリート構造物工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0	右詰で記入し左余白は空白	
工事の種類 建築一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 99,285 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 73,500	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 99,285 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 73,500	完成工事高の無い場合でも必ず「0」を記入	
工事の種類 とび・土工 コンクリート工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 134,721 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 115,500	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 27,544 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 32,000	「土一式工事」を申請した場合は次の欄に内訳の「プレストレストコンクリート構造物工事」(コード番号011)を必ず記入(完成工事高が「0」の場合は「0」を記入)。同様に「とび・土工・コンクリート工事」の場合は「法面処理工事」(コード番号051)を、「鋼構造物工事」の場合は「鋼橋上部工事」(コード番号111)を記入。	
工事の種類 その他	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
合計	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 2. 無)

必ず記入。2枚目以降も記入

－ 3年平均を選択した場合 －

(用紙A4)

2 0 0 0 2

項番16「対象建設」の業種と一致。記載要領4のコード表から記入

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

申請者 三重県組(株)

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 年 月 至 年 月	2枚目以降の用紙には記入不要	審査対象事業年度 自 年 月 至 年 月	計算基準の区分 (1.2年平均) (2.3年平均)
業種コード 3 2 0 5 1	完成工事高(千円) 5 3 9 7 5	元請完成工事高(千円) 1 6 2 9 0	完成工事高(千円) 5 6 0 0 0	元請完成工事高(千円) 2 1 5 0 0
工事の種類 法面処理工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 52,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 55,950	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 13,100 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 19,480	「土木一式工事」を申請した場合は次の欄に内訳の「プレストレストコンクリート工事」を必ず記入(完成工事高が「0」の場合は「0」を記入)。同様に「とび・土工・コンクリート工事」の場合は「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」の場合は「鋼橋上部工事」を記入。	
3 2				
3 2				
3 2				
3 2				
3 3 其他	2 6 0 7	0	2 7 8 2	
3 4 合計	6 8 4 1 8 5	5 3 7 9 8 0	6 0 8 7 7 9	4 2 8 6 1 5
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例			(1. 有 2. 無)	必ず記入。2枚目以降も記入

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	ほ 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゆ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事	290	解 体 工 事
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。

同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば 、 , , のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

記載要領

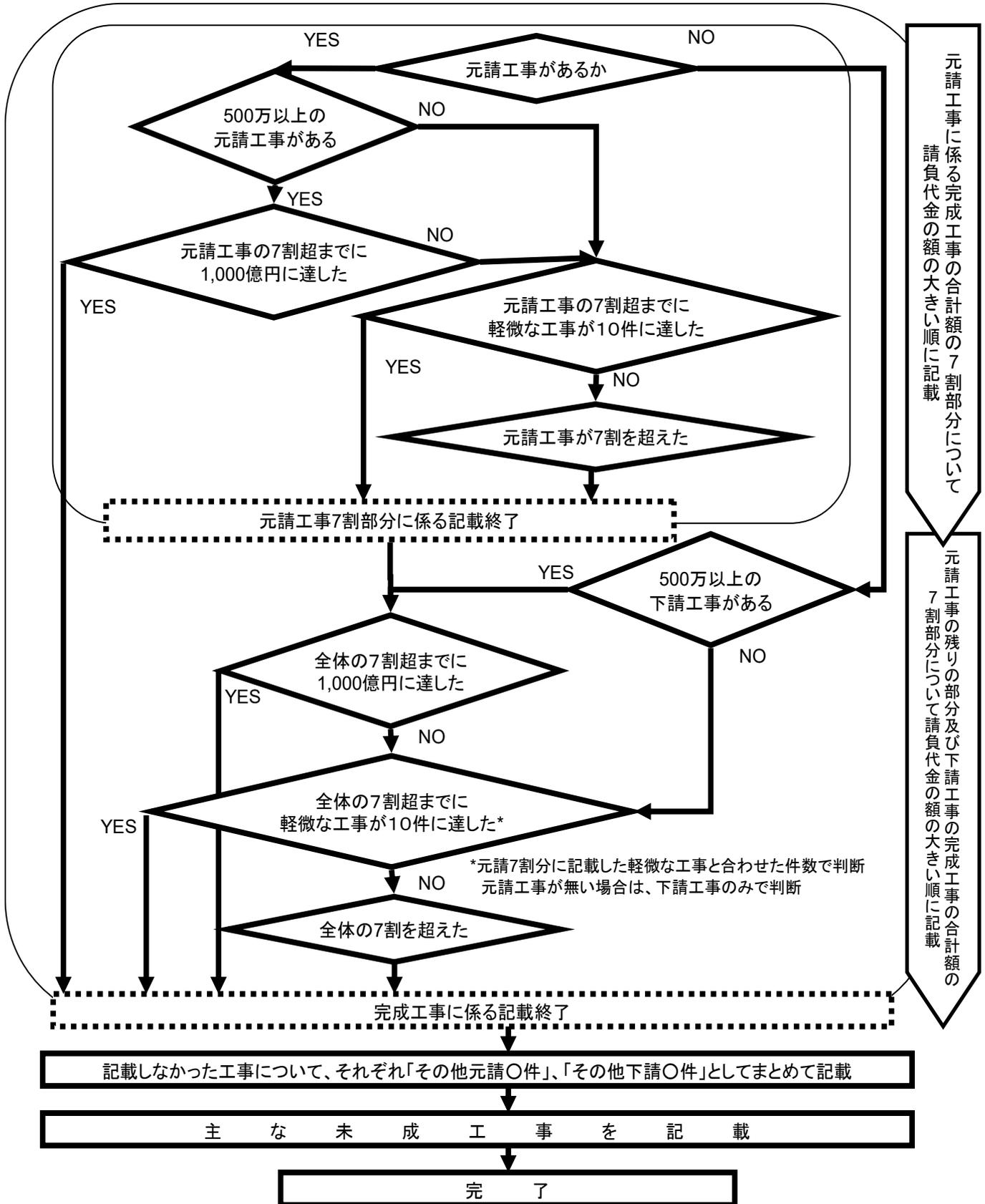
- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

工事経歴書の記載フロー（経営規模等評価の申請を行う者）

- ①元請工事に係る完成工事について、元請の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるまで記載
 ただし、①②において、記載額が1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



(注) 配置技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事については、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、配置技術者（主任技術者又は監理技術者）を現場毎に専任で置く（下請の場合を含む）必要がありますので、原則、公共性のある工作物に関する重要な工事の配置技術者が他の工事と重複しないよう適性に技術者を配置してください。

なお、建設業許可基準の1つである、営業所技術者等が、工事現場ごとに専任でおく必要がある配置技術者を兼ねることは、原則、専任性について重複が認められていませんので、できません。

- (1) 公共性のある工事とは、個人住宅を除くほとんどの工事で、請負代金が4,500万円以上（建築一式の場合は9,000万円以上）の工事を指します。
- (2) 専任で設置すべき期間とは、基本的には契約工期をもって専任で設置すべき期間とするが、工事現場が不稼働であることが明確である期間（未着手、一時中断、工事完成検査後）及び工場製作のみが稼働している期間は、必ずしも専任を要しません。
- (3) 下請工事における専任が必要な期間は、下請工事の施工期間です。
- (4) 専任とは、原則として現場に常駐することが求められますが、発注者との打合せ等で工事現場を離れる場合といった当該工事に専念する状態も含んでいます。
ただし、工事現場を離れている場合でも、緊急時には速やかに対応できる体制あることが必要です。
- (5) 工事現場における配置技術者は、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。
- (6) 専任が必要な工事のうち、密接な関係のある二つ以上の工事を同一の建設業者が、同一の場所又は近接した場所において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるとなっています。ただし、監理技術者については、その規程は適用できません。

ただし、令和6年12月の建設業法改正に伴い、一定の条件を満たした場合は、専任で配置する必要がある工事の兼務が可能となりました。詳細は、監理技術者制度運用マニュアルをご覧ください。

(表6) 建設業法における技術者制度の概要

許可を受けている業種	指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、管工事、 鋼構造物、舗装、電気、造園			その他（左以外の22業種）			
	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業	
建設業の許可制度	営業所技術者等の資格要件		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
元請工事における下請金額合計	5,000万円*1以上	5,000万円*1未満	5,000万円*1以上は契約できない	5,000万円以上	5,000万円未満	5,000万円以上は契約できない	
工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者		監理技術者	主任技術者	
技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*2であって、請負金額が4,500万円*3以上となる工事						
監理技術者資格者証の必要性	公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	不要		公共工事、監理技術者の専任を要する民間工事のときに必要	不要		

*1：建築一式工事の場合8,000万円

*2：①国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事、又は、②鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水道、電気施設、消防施設、ガス施設、学校、図書館、美術館、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、公衆浴場、教会、工場等の建設工事（個人住宅、長屋を除くほとんどの施設が対象）

*3：建築一式工事の場合9,000万円

2 0 0 0 5

記入例4

氏名は記入欄の左側に少し余白を設けて記入

技術職員名簿

右詰で記入し、左余白は「0」で埋める。2枚以上となる場合、2枚目であれば「002」、3枚目であれば「003」と頁数を記入。

申請者 三重県組 (株)

35歳未満の場合は「0」を付す。

項番 8 1 0 0 1 頁

監理技術者資格者証の番号を記入

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分	講習受講	業種コード	有資格区分	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		三重県 次郎	昭和33年5月19日	63	8 2 0 1	1 1 3 1	1 0 5 1	1 1 3 1			00011234567	6
2		三重県 三郎	昭和36年4月20日	60	8 2 0 1	2 1 4 2	2 0 5 2	1 1 4 2				
3		三重県 四郎	昭和38年4月1日	58	8 2 0 1	1 1 3 1	1 0 5 1	1 1 3 1			01011357924	30
4		三重県 花子	昭和39年8月8日	58	8 2 0 1	1 1 3 2	2 0 2 1	3 7 2				
5	○	松阪 一郎	昭和41年11月30日	56	8 2 0 1	1 1 3 1	1 0 2 1	2 0 1			00012468013	
6		志摩 二郎	昭和63年7月4日	34	8 2 0 1	1 1 3 2	2 0 2 1	3 7 2				
7		桑名 三平	昭和42年8月27日	55	8 2 0 2	2 2 1 2						
8		熊野 一子	昭和63年1月10日	34	8 2 0 2	1 3 7 2						
9	○	安濃津 弥七	平成5年10月15日	29	8 2 0 1	2 1 4 2	2 0 5 2	1 4 2				
10		四日市 洋八	昭和49年9月2日	48	8 2 0 5	1 7 3 2						
11		尾鷲 九児	昭和48年4月2日	48	8 2 0 5	0 6 4 2						
12		伊勢 百恵	昭和40年5月11日	56	8 2 0 1	0 0 2 2						
13		鈴鹿 五郎	昭和30年7月21日	67	8 2 0 1	0 0 2 2						
14		伊賀 太郎	昭和53年7月1日	44	8 2 0 5	0 0 2 2						
15					8 2							
16					8 2							
17					8 2							
18					8 2							
19					8 2							
20					8							
21					8							
22					8							
23					8 2							
24					0							
25												
26												
27												
28												
29												
30					8 2							

技術職員が、CPD単位によって取得を認定された単位数を、別表第18の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記入する。(小数点以下は切り捨て)
 ※計上できるのは、技術職員1名につき、1団体分の単位のみ(ただし、算入できるCPD単位数は、1人当たり30単位を上限とする。)
 ※「CPD取得単位数計算シート」で計算された各人のCPD単位を記入する。

申請する業種に係る監理技術者資格者証の交付を受け、講習受講していなければ加点対象とはならない。欄には「2」を記入

実務経験で技術者となった場合は、「実務経験証明書」が必要。また、新たに2業種該当することとなった場合は、2業種とも「実務経験証明書」が必要。なお、それぞれ実務経験期間の重複不可。
 令和3年6月以降の申請において、実務経験が必要な資格区分コード(002など)で新規に掲載する場合は、実務経験証明書の内容確認を行います。(詳細は表4確認書類一覧表の注7参照)

審査対象業種の中から、業種を1つ選択し、コード番号を記入。審査対象業種以外の業種を選択することはできない。(同一の業種コードを選択することはできない。)

技術職員1人につき2業種のみ申請可(業種コードには、必ず審査対象となる業種のみ記入する。)
 (2業種の考え方)
 ・1資格から2業種選択でもOK
 例: 土木施工管理技士→土木・とび
 この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
 ・2資格から1業種ずつ選択でもOK
 例: 土木施工管理技士・建築士→土木・建築

審査対象年内に新規に技術職員となった者(前回の技術職員名簿に記載の無い者)の場合は「0」を記入
 審査基準日時点での満年齢を記入
 注: 満年齢が上がるのは誕生日の前日です。

「講習受講」欄について
 申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入
 ① 法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)
 ② 審査基準日において申請業種に係る有効な監理技術者資格者証の交付を受けた者
 ③ 法第26条の6から8の規定による講習を受講した者(受講した年の翌年から起算して5年を経過しない者に限る)
 ※ 現行の2級技術者及びその他の技術者が監理技術者講習修了証を保有していても1点の加点評価にはなりません。



<記入上の注意事項>
 ・各々の技術者について、保有する資格によって加点対象となる業種であって、なおかつ「経営規模等評価対象業種」(項番16)で選択した業種の中から2業種までを選択する。選択した業種に対してのみ加点される。なお、1つの業種について、2つの資格で申請することは出来ません。
 ・選択した業種に対応する資格コードをそれぞれ記入する。業種コードや資格コードを間違えて記入すると加点されませんのでご注意ください。
 ・基幹技能者として「技術職員名簿」に記入できるのは、国土交通大臣の登録を受けた基幹技能者講習(=登録基幹技能者講習)を修了した者に限る。
 ・審査対象業種に対して加点対象とならない技術者については、技術職員名簿に記入しないこと。

記載要領

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 1 号から第 3 号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は 2 までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えばのように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が 3 枚目であれば、12 枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から 2 つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土 木 工 事 業	11	鋼 構 造 物 工 事 業	21	熱 絶 縁 工 事 業
02	建 築 工 事 業	12	鉄 筋 工 事 業	22	電 気 通 信 工 事 業
03	大 工 工 事 業	13	舗 装 工 事 業	23	造 園 工 事 業
04	左 官 工 事 業	14	し ゆ ん せ つ 工 事 業	24	さ く 井 工 事 業
05	と び ・ 土 工 工 事 業	15	板 金 工 事 業	25	建 具 工 事 業
06	石 工 事 業	16	ガ ラ ス 工 事 業	26	水 道 施 設 工 事 業
07	屋 根 工 事 業	17	塗 装 工 事 業	27	消 防 施 設 工 事 業
08	電 気 工 事 業	18	防 水 工 事 業	28	清 掃 施 設 工 事 業
09	管 工 事 業	19	内 装 仕 上 工 事 業	29	解 体 工 事 業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機 械 器 具 設 置 工 事 業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて表 1 2 「技術職員有資格区分コード」（P116～118）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者が、法第 27 条の 18 第 1 項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第 26 条の 6 から第 26 条の 8 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第 27 条の 18 第 1 項の規定により監理技術者資格者証の交付を受け、かつ講習を受講している者についてその交付番号を記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第 7 条の 3 第 3 号若しくは第 18 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する者又は 1 級若しくは 2 級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から 1 年以内に取得した CPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（技術職員が、CPD 単位によって取得を認定された単位数を、別表第 1 8 の左欄に掲げる CPD 認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30 を乗じた数値（小数点以下は切り捨て）、ただし、参入できる CPD 単位数は一人当たり 30 単位を上限とする）を記入すること。

記入例5

申請者 三重県組 (株)

20004

その他の審査項目 (社会性等)

審査基準日以前1年の間に営業停止処分、指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外は「2」を記入(処分日で判断)
例) 営業停止処分(処分日R3.6.10、停止期間R3.6.25~7.8)の場合
審査基準日R3.6.30→「1」
審査基準日R4.6.30→「2」

事業に関する取組の状況

被保険者資格取得届提出の場合は「1」、従業員が1人もいない場合は「3」を記入
個人事業所で従業員が4人以下の場合等、加入義務がない場合は「3」を記入
個人事業所で従業員が4人以下の場合等、加入義務がない場合は「3」を記入
動労者退職金共済機構との間における、特定業種退職金共済契約

Table with 3 columns: Item, Input field, and Note. Items include: 雇用保険加入の有無, 健康保険加入の有無, 厚生年金保険加入の有無, 建設業退職金共済制度加入の有無, 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無, 法定外労働災害補償制度加入の有無.

就業規則等の退職手当、中小企業退職金共済制度との契約締結、特定退職金共済団体との契約締結、厚生年金基金の設立、適格退職年金の契約締結、確定給付企業年金又は確定拠出年金(企業型)の導入
(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社や公益法人の建設業者団体との契約締結

Table with 3 columns: Item, Input field, and Note. Items include: 右記表の(B/A)が15%以上の場合は「1」を記入, 右記表の(C/A)が1%以上の場合は「1」を記入.

Table with 3 columns: Item, Input field, and Note. Items include: 別紙二の技術職員の合計人数を記入, 別紙二の35歳未満の技術職員の人数を記入, BをAで割り、百分率で記入(小数点第2位切捨).

Table with 3 columns: Item, Input field, and Note. Items include: 項番82「技術職員名簿」に記載したCPD単位取得数と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載したCPD単位の合計を記入(小数点以下切り捨てる), 様式第5号「技能者名簿」で、「レベル向上」欄に○印が記載されている者の数を記入.

Table with 3 columns: Item, Input field, and Note. Items include: 別紙二の「○」が付された35歳未満の技術職員の人数を記入, 新規若年技術職員数(C), 新規若年技術職員の割合(C/A), 項番81「技術職員名簿」に記載した人数と、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載した人数の合計を記入(*P72参照), CをAで割り、百分率で記入(小数点第2位切捨).

Table with 3 columns: Item, Input field, and Note. Items include: 女性職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況, 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況, 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況, 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況.

様式第5号「技能者名簿」に記載された人数を記入
1. えるぼし認定(1段階目)、2. えるぼし認定(2段階目)、3. えるぼし認定(3段階目)、4. プラチナえるぼし認定、5. 非該当
1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. プラチナくるみん認定、4. 非該当
1. ユースエール認定、2. 非該当
審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施しており、かつ、別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出している場合に記入.

Table with 3 columns: Item, Input field, and Note. Items include: 建設業の営業継続の状況, 営業年数, 民事再生法又は会社更生法の適用の有無.

不要なものは消す
休業、廃業、許可切れの期間を記入(1月未満の期間がある場合は切り上げて記入)
組織変更、営業譲渡合併等の内容を記入
初めて許可(登録)を受けた年月日
昭和 平成 令和
57年 4月 1日
休業等期間
年 月 日
備考(組織変更等)
平成2年4月1日法人成
初めて許可(登録)を受けた日から審査基準日までの期間(休業等の期間は除く)を記入する。(年未満の端数は切捨) H23.4.1以降の申立てに係る再生又は更正手続開始及び終結の決定を受けた者は、その終結決定日から審査基準日までの期間を記入する(休業等の期間を除く)
再生手続又は更生手続終結決定日
日 令和 年 月 日

Table with 3 columns: Item, Input field, and Note. Item: 防災活動への貢献の状況, 防災協定の締結の有無.

H23.4.1以降の申立に係る再生又は更正手続開始の決定を受け、かつ再生又は更正手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入
H23.4.1以降の申立に係る日付けを記入

Table with 3 columns: Item, Input field, and Note. Items include: 法令遵守の状況, 営業停止処分の有無, 指示処分の有無.

「監査受審状況」について以下の区分により記入(審査基準日時点)
「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定修正意見、限定付修正意見が表明された場合に加点)
「2」…会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加点)
「3」…自社の職員で、下記の者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名したものを提出している場合
・公認会計士、税理士として登録されており、研修を受講した者
・1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
・1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者
「4」…上記以外

Table with 3 columns: Item, Input field, and Note. Items include: 建設業の経理の状況, 監査の受審状況, 公認会計士等の数, 二級登録経理試験合格者等の数.

「1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無」
「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成できるのは、「公認会計士等の数」(項番61)に該当する者に限る。
公認会計士、税理士及び登録経理士講習実施機関に登録された一級登録経理士の人数を記入(P101記載要領参照)。自社の職員に限る。
登録経理士講習実施機関に登録された二級登録経理士の人数を記入(P101記載要領参照)。自社の職員に限る。

Table with 3 columns: Item, Input field, and Note. Item: 研究開発の状況, 研究開発費(2期平均).

「監査の受審状況」欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入。それ以外の場合は、「0」を記入
審査対象事業年度
審査対象事業年度の前審査対象事業年度
研究開発費(2期平均)
(千円) (千円)

Table with 3 columns: Item, Input field, and Note. Item: 建設機械の保有状況, 建設機械の所有及びリース台数.

審査基準日において、自ら所有又はリース契約(審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期限のあるもの)しているショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグラブ、クラムシェル、クレーン又はバولدライバーのアタッチメントを有するもの)、ブルドーザー(自重が3トン以上のもの)、トラクターショベル(バケット容量が0.4立方メートル以上のもの)及びモーターブレード(自重が5トン以上のもの)、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの、移動式クレーン(つり上げ荷重5トン以上のもの)、高所作業車(作業床の高さがメートル以上のもの)、締固め用機械、解体用機械の合計台数を記入。また、該当する建設機械が無い場合は、「0」を記入。

Table with 3 columns: Item, Input field, and Note. Items include: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況, エコアクション21の認証の有無, ISO9001の登録の有無, ISO14001の登録の有無.

審査基準日において、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21の認証を受けている場合は「1」を記入。(但し、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の営業所等に限定されている場合を除く。)
審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により、登録されている場合は「1」を記入(但し、登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の営業所等に限定されている場合を除く。)、国際標準化機構第14001号についても同様

○各技術者のCPD単位の算出式

$$\frac{\text{審査対象年（審査基準日以前1年間）にCPD認定団体によって取得を認定された単位数（A）}}{\text{告示別表第十八（下記表）の左側に掲げるCPD認定団体毎に右欄に掲げる数値（B）}} \times 30$$

※電卓で計算する場合は掛け算を先に計算してください⇒(A)×30÷(B)（小数点の端数がある場合は切り捨て）

告示別表第十八

CPD 認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

- 11 **5** **0** 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通省が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この11において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 「技能レベル向上者数」又は項番49「CPD取得単位数」に計上する場合は、様式第5号技能者名簿に記載のうえ提出すること。
- 12 **5** **1** 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 13 **5** **2** 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を

受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。

- 14 **5** **3** 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 15 **5** **4** 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 16 **5** **5** 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 17 **5** **6** 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 18 **5** **7** 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 19 **5** **8** 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 20 **5** **9** 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 21 **6** **0** 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 22 **6** **1** 「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理試験を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当※する人数の合計を記入すること。
※建設業振興基金が実施する講習を受講し、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しない者
- 23 **6** **2** 「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理試験を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当※する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
※建設業振興基金が実施する講習を受講し、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して審査基準日において5年を経過しない者
- 24 **6** **3** 「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

※記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

- 25 **6** **4** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械
抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクター
ショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両
法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダン
プ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生
法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移
動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同
令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記
入すること。
- 26 **6** **5** 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認
証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に
限られている場合を除く。）は「1」を、取得していない場合は「2」を記入すること。
- 27 **6** **6** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号
の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店
等に限定されている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 28 **6** **7** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第1400
1号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の
支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

委任状

行政書士 行政 一郎
登録番号 9 9 9 9 9 9 9 9
事務所 津市栄町6丁目1
電話番号 0 5 9 - 1 2 3 - 4 5 6 7
F A X 0 5 9 - 9 9 9 - 0 0 0 0

行政書士の登録番号（行政書士証票の番号。）を記載。

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

委任の範囲の記載例

経営規模等評価申請並びに総合評定値請求に関する申請書類の作成及び申請代理、訂正・補正、結果通知書の受領等

令和〇〇年△△月□□日

委任者

住 所 津市桜橋3丁目446番34号
氏 名 エム・アイ・イー土木株式会社
(商号・代表者) 代表取締役 三重太郎
電話番号 0 5 9 - 2 2 4 - 2 6 6 0
F A X 0 5 9 - 2 2 4 - 3 2 9 0

〈行政書士法人委任状例〉

委任状

名称 行政書士法人三重事務所
行政書士 (代表) 社員 行政 一郎
登録番号 99999999
事務所 津市栄町6丁目1
電話番号 059-123-4567
F A X 059-999-0000

名称は申請書の代理人欄の名称と一致します。

代表社員を定めている場合は代表社員行政書士名を記載し、申請書の代理人欄と一致する。それ以外は社員行政書士名を記載し、申請書の代理人欄と一致しなくても可ですが、使用人行政書士は不可。

行政書士法人の登録番号を記載。

※所属行政書士を全員記載する必要はありません。

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

委任の範囲の記載例

経営規模等評価申請並びに総合評定値請求に関する申請書類の作成及び申請代理、訂正・補正、結果通知書の受領等

令和〇〇年△△月□□日

委任者

住所 津市桜橋3丁目446番34号
氏名 エム・アイ・イー土木株式会社
(商号・代表者) 代表取締役 三重太郎
電話番号 059-224-2660
F A X 059-224-3290

(表8) 登録経営状況分析機関一覧 (令和6年9月現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
000001	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区 日本橋大伝馬町14-1	03-6661-6663
000002	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市 中央区京町2-2-37	096-278-8330
000004	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市 田町2120-1	026-232-1145
000005	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市 今博多町22	095-811-1477
000007	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区 東札幌一条4-8-1	011-820-6111
000008	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市 鶴田2-5-24	028-649-0111
000009	(株)経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
000010	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市 北琴芝1-6-10	0836-38-3781
000011	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区 重住3-2-12	093-982-3800
000022	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市 柴崎町2-17-6	042-505-7533

登録経営状況分析機関に関することについては、登録を行う国土交通省不動産・建設経済局建設業課[03-5253-8111(代表)]までお問い合わせ下さい。

(表9) 国土交通大臣・都道府県知事コード

コード	大臣・都道府県
00	国 土 交 通 大 臣
24	三 重 県 知 事

(表10) 市町コード

コード	市町名
24201	津 市
24202	四 日 市
24203	伊 勢 市
24204	松 阪 市
24205	桑 名 市
24207	鈴 鹿 市
24208	名 張 市
24209	尾 鷲 市
24210	亀 山 市
24211	鳥 羽 市
24212	熊 野 市
24214	い な べ 市
24215	志 摩 市
24216	伊 賀 市
24303	桑 名 郡 木 曾 岬 町
24324	員 弁 郡 東 員 町
24341	三 重 郡 菰 野 町
24343	三 重 郡 朝 日 町
24344	三 重 郡 川 越 町
24441	多 気 郡 多 気 町
24442	多 気 郡 明 和 町
24443	多 気 郡 大 台 町
24461	度 会 郡 玉 城 町
24470	度 会 郡 度 会 町
24471	度 会 郡 大 紀 町
24472	度 会 郡 南 伊 勢 町
24543	北 牟 婁 郡 紀 北 町
24561	南 牟 婁 郡 御 浜 町
24562	南 牟 婁 郡 紀 宝 町

(表 11) 建設業業種コード及び建設工事の種類

コード	建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容 (昭和 47 年 3 月 8 日 告示 350 号)	建設工事の例示 (平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号)
010	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ)	
011	プレストレスト コンクリート 構造物工事			
020	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
030	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事・型枠工事・造作工事
040	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
050	とび・土工・ コンクリート 工事	とび・土工 工事業	イ. 足場の組立、機械器具、建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ロ. くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ. 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ. コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ. その他基礎的ないしは準備的工事	イ. とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ. くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ. 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ. コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ. 地すべり防止工事、地盤改良工事ボーリングクラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
051	法面処理工事			
060	石工事	石工事業	石材(石材に類似するコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
070	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
080	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事

コード	建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 告示350号)	建設工事の例示 (平成13年4月3日 国総建第97号)
090	管 工 事	管 工 事 業	冷暖房、冷凍冷蔵、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
100	タ イ ル ・ れ ん が ・ ブ ロ ッ ク 工 事	タ イ ル ・ れ ん が ・ ブ ロ ッ ク 工 事 業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事、サイディング工事
110	鋼 構 造 物 工 事	鋼 構 造 物 工 事 業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水路等の門扉設置工事
111	鋼 橋 上 部 工 事			
120	鉄 筋 工 事	鉄 筋 工 事 業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
130	舗 装 工 事	舗 装 工 事 業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
140	し ゅ ん せ つ 工 事	し ゅ ん せ つ 工 事 業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
150	板 金 工 事	板 金 工 事 業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
160	ガ ラ ス 工 事	ガ ラ ス 工 事 業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
170	塗 装 工 事	塗 装 工 事 業	塗料、塗装等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、容射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面表示工事
180	防 水 工 事	防 水 工 事 業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
190	内 装 仕 上 工 事	内 装 仕 上 工 事 業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
200	機 械 器 具 設 置 工 事	機 械 器 具 設 置 工 事 業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水器機設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
210	熱 絶 縁 工 事	熱 絶 縁 工 事 業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事

コード	建設工事の種類	建設業の種類	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 告示350号)	建設工事の例示 (平成13年4月3日 国総建第97号)
220	電気通信工 事	電気通信工 事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事
230	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、緑地育成工事
240	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
250	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
260	水道施設工 事	水道施設工 事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
270	消防施設工 事	消防施設工 事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
280	清掃施設工事	清掃施設工 事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
290	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

(注)

「一式工事」の考え方について

「土木一式工事」及び「建築一式工事」の2つの一式工事は、工事の実施工を想定している他の27の専門工事とは異なり、原則として元請業者の立場で総合的にマネジメントする事業者向けの許可となっています。

なお、「土木一式工事」及び「建築一式工事」については、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれます。

建設業許可事務ガイドラインについて（平成13年4月3日国総建第97号）

許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

(1) 土木一式工事

①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。

②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

(2) 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(3) 左官工事

①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

(4) とび・土工・コンクリート工事

①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。

③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。

④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。

⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。

⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。

⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。

⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

- ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
- (5) 石工事
『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
- (6) 屋根工事
①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- (7) 電気工事
①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- (8) 管工事
①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。
⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- (9) タイル・れんが・ブロック工事
①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。

- ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
- (10) 鋼構造物工事
- ①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- (11) 鉄筋工事
- 『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
- (12) 舗装工事
- ①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
- (13) 板金工事
- ①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
- (14) 塗装工事
- 下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
- (15) 防水工事
- ①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- (16) 内装仕上工事
- ①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
- (17) 機械器具設置工事
- ①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ②「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。

- ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- (18) 電気通信工事
- ①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。
なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。
- ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- (19) 造園工事
- ①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
- (20) 水道施設工事
- ①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- (21) 消防施設工事
- ①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- (22) 清掃施設工事
- ①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- (23) 解体工事
- それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

技術職員有資格区分コード「001」～「005」について

- 001 次の建設業法第7条第2号イに該当する者
 ①許可を受けた建設業に係る建設工事に関して学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業後5年以上、または、同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上の実務経験を有する者で在学中に下表の学科を修めたもの
 ②許可を受けた建設業に係る建設工事に関し旧実業学校卒業程度検定規程による検定で下表に掲げる学科に合格した後5年以上の実務の経験を有する者
 ③許可を受けた建設業に係る建設工事に関し旧専門学校卒業程度検定規程による検定で下表に掲げる学科に合格した後3年以上の実務の経験を有する者
- 002 次の建設業法第7条第2号ロに該当する者
 許可を受けた建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- 003 次の建設業法第15条第2号ハに該当する者（同号イと同等以上）
 許可を受けた建設業に関し国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者
- 004 次の建設業法第15条第2号ハに該当する者（同号ロと同等以上）
 許可を受けた建設業に関し国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者
- 005 次の建設業法第26条第3項ただし書きに該当する者（法第15条第2号イ、ロ、ハに準ずる者）（監理技術者補佐）

○建設業の種類別指定学科（建設業法施行規則第1条）

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

(表 1 2) 技術職員有資格区分コード

(◎ = 5 点、○ = 2 点、△ = 1 点 ◇ = 1 点 (実務経験 3 年※) ◆ = 1 点 (実務経験 5 年※) ※実務経験は一次検定又は二次検定試験合格後

コード	技術職員区分				資格区分	実務 経験	建設業の種類																						
	1 級	監 佐 補	基 幹	2 級			そ の 他	土	建	大	石	電	管	鋼	筋	舗	し	板	刃	防	内	機	絶	通	井	具	水	消	解
								土	建	大	石	電	管	鋼	筋	舗	し	板	刃	防	内	機	絶	通	井	具	水	消	解
001					○	法第 7 条第 2 号イ該当 (指定学科卒業後 3 年又は 5 年の実務経験)	該当業種に 1 点配点																						
002					○	法第 7 条第 2 号ロ該当 (10 年の実務経験)	同 上																						
003					○	法第 1 5 条第 2 号ハ該当 (同号イと同等以上) (大臣認定者)	同 上																						
004					○	法第 1 5 条第 2 号ハ該当 (同号ロと同等以上) (大臣認定者)	同 上																						
005	○					法第 2 6 条第 3 項ただし書き該当 (法第 1 5 条第 2 号イ、ロ、ハに準ずる者) (監理技術者補佐)	該当業種に 4 点配点 (主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者等)																						
111	○					一級建設機械施工管理技士	◎			◎																			
11A	○					一級建設機械施工管理技士 (附則第 4 条該当)	◎			◎																	◎		
11F	○					一級建設機械施工管理技士補																							
212				○		二級建設機械施工管理技士 (第 1 種～第 6 種)	○			○																			
21B				○		二級 " (第 1 種～第 6 種) (附則第 4 条該当)	○			○																	○		
21G				○		二級建設機械施工管理技士補 (第 1 種～第 6 種)																							
113	○				○	一級土木施工管理技士	◎		◇	◎	◇		◇	◎	◎		◎		◇		◇	◎	◎	◎	◎	◎			
11C	○				○	一級土木施工管理技士 (附則第 4 条該当)	◎		◇	◎	◇		◇	◎	◎		◎		◇		◇	◎	◎	◎	◎	◎			
11H	○				○	一級土木施工管理技士補			◇	◇	◇		◇	◇	◇		◇		◇		◇	◇	◇	◇	◇	◇			
214				○	○	二級土木施工管理技士 (土木)	○		◆	○	◆		◆	◆	○		◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆			
21D				○	○	二級 " (土木) (附則第 4 条該当)	○		○	○		○	○	○		○		○		○		○	○	○	○	○			
21J				○	○	二級土木施工管理技士補 (土木)			◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆			
215				○	○	二級土木施工管理技士 (鋼構造物塗装)			◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆			
21K				○	○	二級土木施工管理技士補 (鋼構造物塗装)			◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆			
216				○	○	二級土木施工管理技士 (薬液注入)			◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆			
21E				○	○	二級 " (薬液注入) (附則第 4 条該当)			◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆			
21L				○	○	二級土木施工管理技士補 (薬液注入)			◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆			
120	○				○	一級建築施工管理技士	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
12A	○				○	一級建築施工管理技士 (附則第 4 条該当)	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
12C				○	○	一級建築施工管理技士補			◇	◇	◇		◇	◇	◇		◇		◇		◇	◇	◇	◇	◇	◇			
221				○	○	二級建築施工管理技士 (建築)	○		◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆			
222				○	○	二級 " (躯体)	○		◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆			
22B				○	○	二級 " (躯体) (附則第 4 条該当)	○		◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆			
223				○	○	二級 " (仕上げ)	○		◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆			
22D				○	○	二級級建築施工管理技士補			◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆			
127	○				○	一級電気工事施工管理技士					◎										◇								
12E				○	○	一級電気工事施工管理技士補															◇								
228				○	○	二級電気工事施工管理技士																◆							
22F				○	○	二級電気工事施工管理技士補																◆							
129	○				○	一級管工事施工管理技士					◎										◇								
12G				○	○	一級管工事施工管理技士補															◇								
230				○	○	二級管工事施工管理技士															◆								
23A				○	○	二級管工事施工管理技士補															◆								
131	○				○	一級電気通信工事施工管理技士																◎							
13B	○				○	一級電気通信工事施工管理技士補																◎							
232				○	○	二級電気通信工事施工管理技士																	○						
23C				○	○	二級電気通信工事施工管理技士補																							
133	○				○	一級造園施工管理技士			◇	◇	◇		◇	◇	◇		◇		◇		◇	◇	◇	◇	◇	◇			
13D				○	○	一級造園施工管理技士補			◇	◇	◇		◇	◇	◇		◇		◇		◇	◇	◇	◇	◇	◇			
234				○	○	二級造園施工管理技士			◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆			
23E				○	○	二級造園施工管理技士補			◆	◆	◆		◆	◆	◆		◆		◆		◆	◆	◆	◆	◆	◆			
137	○					一級建築士	◎	◎			◎		◎	◎							◎								
238				○		二級 "	○				○		○								○								
239				○		木造 "	○																						
141	○					建設・総合技術監理 (建設)	◎			◎												◎				◎			
14A	○					建設・総合技術監理 (建設) (附則第 4 条該当)	◎			◎												◎				◎			
142	○					建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造物及びコンクリート」)	◎			◎												◎				◎			
14B	○					建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造物及びコンクリート」) (附則第 4 条該当)	◎			◎												◎				◎			
143	○					農業「農業農村工学」・総合技術監理 (農業「農業農村工学」)	◎			◎																			
14C	○					農業「農業農村工学」・総合技術監理 (農業「農業農村工学」) (附則第 4 条該当)	◎			◎																			
144	○					電気電子・総合技術監理 (電気電子)																◎							
145	○					機械・総合技術監理 (機械)																◎							
146	○					機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」・総合技術監理 (機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」)																◎							
147	○					上下水道・総合技術監理 (上下水道)																				◎			
148	○					上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理 (上下水道「上下水道及び工業用水道」)																				◎			
149	○					水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」)	◎			◎												◎							
14D	○					水産「水産土木」・総合技術監理 (水産「水産土木」) (附則第 4 条該当)	◎			◎												◎							
150	○					森林「林業・林産」・総合技術監理 (森林「林業・林産」)																				◎			
151	○					森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」)																				◎			
15A	○					森林「森林土木」・総合技術監理 (森林「森林土木」) (附則第 4 条該当)																				◎			
152	○					衛生工学・総合技術監理 (衛生工学)																							
153	○					衛生工学「水質管理」・総合技術監理 (衛生工学「水質管理」)																				◎			
154	○					衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理 (衛生工学「廃棄物・資源循環」)																				◎			
155				○		第一種電気工事士																							
256				○		第二種 "																							
258				○		電気主任技術者 (第 1 種～第 3 種)																							
259				○		電気通信主任技術者																							
235				○		工事担任者※																				△			
265				○		給水装置工事主任技術者																							
168				○		甲種消防設備士																				○			
169				○		乙種 "																				○			

IV 総合評定値の算出方法

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.20 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

※小数点以下の端数がある場合は、四捨五入

1. 工事種類別年間平均完成工事高の評点 (X1)

- ・ X1の評点は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。
- ・ ただし、建設業の種類毎に直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択することはできず、すべて同一の方法によらなければならない。

(表 13)

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高	評点
(1)	1,000億円以上	2,309
(2)	800億円以上 1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	600億円以上 800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	500億円以上 600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	400億円以上 500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	300億円以上 400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	250億円以上 300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	200億円以上 250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	150億円以上 200億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	120億円以上 150億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	100億円以上 120億円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	80億円以上 100億円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	60億円以上 80億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	50億円以上 60億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	40億円以上 50億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	30億円以上 40億円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	25億円以上 30億円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	20億円以上 25億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	15億円以上 20億円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
(20)	12億円以上 15億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	10億円以上 12億円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	8億円以上 10億円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	6億円以上 8億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	5億円以上 6億円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	4億円以上 5億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	3億円以上 4億円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	2億5,000万円以上 3億円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	2億円以上 2億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
(29)	1億5,000万円以上 2億円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
(31)	1億円以上 1億2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	8,000万円以上 1億円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
(33)	6,000万円以上 8,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	5,000万円以上 6,000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
(35)	4,000万円以上 5,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	3,000万円以上 4,000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	2,500万円以上 3,000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	2,000万円以上 2,500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	1,500万円以上 2,000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)	1,000万円未満	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。年間平均完成工事高は千円単位で計算。

2. 自己資本額及び平均利益額に係る評点 (X2)

X2の評点は、自己資本額の点数(X21)及び平均利益額の点数(X22)の合計点数を2で除した数値(小数点以下切り捨て)として求める。

計算式: X2評点 = { 自己資本額の点数(X21) + 平均利益額の点数(X22) } ÷ 2

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(1) 自己資本額 (X21)

- 自己資本額の点数(X21)は、自己資本の額(=純資産合計の額)又は平均自己資本額(2期平均)を以下のテーブル表に当てはめて求める。
- ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなす。

(表14)

区分	自己資本の額又は平均自己資本額		点数
(1)	3,000億円以上		2114
(2)	2,500億円以上	3,000億円未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
(3)	2,000億円以上	2,500億円未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
(4)	1,500億円以上	2,000億円未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
(5)	1,200億円以上	1,500億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
(6)	1,000億円以上	1,200億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
(7)	800億円以上	1,000億円未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
(8)	600億円以上	800億円未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
(9)	500億円以上	600億円未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
(10)	400億円以上	500億円未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
(11)	300億円以上	400億円未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
(12)	250億円以上	300億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
(13)	200億円以上	250億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
(14)	150億円以上	200億円未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
(15)	120億円以上	150億円未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
(16)	100億円以上	120億円未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
(17)	80億円以上	100億円未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
(18)	60億円以上	80億円未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
(19)	50億円以上	60億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
(20)	40億円以上	50億円未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
(21)	30億円以上	40億円未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
(22)	25億円以上	30億円未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
(23)	20億円以上	25億円未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
(24)	15億円以上	20億円未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
(25)	12億円以上	15億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
(26)	10億円以上	12億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
(27)	8億円以上	10億円未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
(28)	6億円以上	8億円未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
(29)	5億円以上	6億円未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
(30)	4億円以上	5億円未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
(31)	3億円以上	4億円未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
(32)	2億5,000万円以上	3億円未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
(33)	2億円以上	2億5,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
(34)	1億5,000万円以上	2億円未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
(35)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
(36)	1億円以上	1億2,000万円未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
(37)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
(38)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
(39)	5,000万円以上	6,000万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
(40)	4,000万円以上	5,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
(41)	3,000万円以上	4,000万円未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
(42)	2,500万円以上	3,000万円未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
(43)	2,000万円以上	2,500万円未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
(44)	1,500万円以上	2,000万円未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
(45)	1,200万円以上	1,500万円未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
(46)	1,000万円以上	1,200万円未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
(47)	1,000万円未満		$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。自己資本額は千円単位で計算。

(2) 平均利益額 (X22)

- ・平均利益額の点数 (X22) は、利払前税引前償却前利益 (営業利益+減価償却実施額) の2年平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。
- ・ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

(表 15)

区分	平均利益額		点数
(1)	300億円以上		2447
(2)	250億円以上	300億円未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	200億円以上	250億円未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	150億円以上	200億円未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	120億円以上	150億円未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	100億円以上	120億円未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	80億円以上	100億円未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	60億円以上	80億円未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	50億円以上	60億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	40億円以上	50億円未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	30億円以上	40億円未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	25億円以上	30億円未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	20億円以上	25億円未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	12億円以上	15億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	10億円以上	12億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	8億円以上	10億円未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	6億円以上	8億円未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	5億円以上	6億円未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	4億円以上	5億円未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	3億円以上	4億円未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	2億5,000万円以上	3億円未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	2億円以上	2億5,000万円未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	1億5,000万円以上	2億円未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	1億円以上	1億2,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	8,000万円以上	1億円未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)	1,000万円未満		$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。平均利益額は千円単位で計算。

3. 経営状況に係る評点 (Y)

Yの評点は、以下の経営状況分析の8指標の数値をもとに『経営状況点数 (A)』の算式によって算出した点数を『経営状況の評点 (Y)』の算式に当てはめて求める。

経営状況分析の8指標

(表 16)

属性	記号	経営状況分析の指標 〔()内はY評点への寄与度〕	算 出 式	上限値	下限値
負債 抵抗力	X1	純支払利息比率 (29.9%)	(支払利息－受取利息配当金)／売上高×100	5.1 %	－0.3 %
	X2	負債回転期間 (11.4%)	(流動負債＋固定負債)／(売上高÷12)	18.0 ヵ月	0.9 ヵ月
収益性 ・効率性	X3	総資本売上総利益率 (21.4%)	売上総利益／※総資本(2期平均)×100	63.6 %	6.5 %
	X4	売上高経常利益率 (5.7%)	経常利益／売上高×100	5.1 %	－8.5 %
財務 健全性	X5	自己資本対固定資産比率 (6.8%)	自己資本／固定資産×100	350.0 %	－76.5 %
	X6	自己資本比率 (14.6%)	自己資本／総資本×100	68.5 %	－68.6 %
絶対的 力量	X7	営業キャッシュ・フロー (5.7%)	営業キャッシュ・フロー／1億※(2年平均)	15.0 億円	－10.0 億円
	X8	利益剰余金 (4.4%)	利益剰余金／1億	100.0 億円	－3.0 億円

注)

- ・ X1及びX2については、数値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標。売上高には完成工事高及び兼業事業売上高を含む。
- ・ X3については、総資本(貸借対照表の負債純資産合計)を2期平均とし、さらにその平均の額が3000万円未満の場合は3000万円とみなして計算する。また、個人の場合は、売上総利益を完成工事総利益(当該個人が建設業以外の事業を併せて営む場合においては、兼業事業総利益も含む)と読み替える。
- ・ X4について、個人の場合は、経常利益を事業主利益と読み替える。
- ・ 売上高には完成工事高及び兼業事業売上高を含む。
- ・ X7については、営業キャッシュ・フローの額を1億で除した数値の2年平均とする。
【営業キャッシュ・フローの計算】
営業キャッシュ・フロー = 経常利益＋減価償却実施額－法人税、住民税及び事業税 ± 引当金(貸倒引当金)増減額 ± 売掛債権(受取手形＋完成工事未収入金)増減額 ± 仕入債務(支払手形＋工事未払金)増減額 ± 棚卸資産(未成工事支出金＋材料貯蔵品)増減額 ± 受入金(未成工事受入金)増減額
- ・ X8について、個人の場合は、利益剰余金を純資産合計と読み替える。
- ・ X1～X8の数値について、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{○経営状況点数 (A)} = -0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4 + 0.0011 \times X5 + 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906$$

※小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{○経営状況の評点 (Y)} = 167.3 \times A + 583 \quad (\text{最高点 } 1595 \text{ 点, 最低点 } 0 \text{ 点})$$

※小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。

4. 技術力の評点 (Z)

- ・許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点
- ・Zの評点は、技術職員の数の点数 (Z1) に5分の4を乗じたものと元請完成工事高の点数 (Z2) に5分の1を乗じたものの合計 (小数点以下切り捨て) として求める。

$$\text{計算式：Z評点} = \{ \text{技術職員の数の点数 (Z1)} \times 0.8 \} + \{ \text{元請完成工事高の点数 (Z2)} \times 0.2 \}$$

注) 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(1) 技術職員数の点数 (Z1)

- ・技術職員の数の点数 (Z1) は、許可を受けた建設業の種類毎に次の算式により「技術職員数値」を算出し、当該数値を以下のテーブル表に当てはめて求める。

$$\text{技術職員数値} = \text{1級監理受講者数} \times 6 + \text{1級技術者数} \times 5 + \text{監理技術者補佐数} \times 4 + \text{基幹技能者数} \times 3 + \text{2級技術者数} \times 2 + \text{その他技術者数} \times 1$$

- ※1級監理受講者とは、1級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付をうけているもの (ただし、講習受講した日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれているものに限る)。
- ※基幹技能者は、登録基幹技能者講習を修了したものの。

- ・1人の職員につき技術職員として申請できるのは、2業種まで。

(表 17)

区分	技術職員数値		点数
(1)	15,500以上		2335
(2)	11,930以上	15,500未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
(3)	9,180以上	11,930未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
(4)	7,060以上	9,180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
(5)	5,430以上	7,060未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
(6)	4,180以上	5,430未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
(7)	3,210以上	4,180未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
(8)	2,470以上	3,210未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
(9)	1,900以上	2,470未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
(10)	1,460以上	1,900未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
(11)	1,130以上	1,460未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
(12)	870以上	1,130未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
(13)	670以上	870未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
(14)	510以上	670未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
(15)	390以上	510未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
(16)	300以上	390未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
(17)	230以上	300未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
(18)	180以上	230未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
(19)	140以上	180未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
(20)	110以上	140未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
(21)	85以上	110未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
(22)	65以上	85未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
(23)	50以上	65未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
(24)	40以上	50未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(25)	30以上	40未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(26)	20以上	30未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
(27)	15以上	20未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
(28)	10以上	15未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
(29)	5以上	10未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
(30)	5未満		$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2) 年間平均元請完成工事高の点数 (Z2)

- ・元請完成工事高の点数 (Z2) は、許可を受けた建設業の種類毎の直前2年又は直前3年の年間平均元請完成工事高を以下のテーブル表に当てはめて求める。
- ・ただし、直前2年平均又は直前3年平均の選択については、X1 (完成工事高) の方法と同一でなければならない。

(表 18)

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高		点数
(1)	1,000億円以上		2,865
(2)	800億円以上	1,000億円未満	$119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$
(3)	600億円以上	800億円未満	$145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$
(4)	500億円以上	600億円未満	$87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$
(5)	400億円以上	500億円未満	$104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$
(6)	300億円以上	400億円未満	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$
(7)	250億円以上	300億円未満	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$
(8)	200億円以上	250億円未満	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$
(9)	150億円以上	200億円未満	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$
(10)	120億円以上	150億円未満	$81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$
(11)	100億円以上	120億円未満	$63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$
(12)	80億円以上	100億円未満	$75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$
(13)	60億円以上	80億円未満	$92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$
(14)	50億円以上	60億円未満	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$
(15)	40億円以上	50億円未満	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$
(16)	30億円以上	40億円未満	$79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$
(17)	25億円以上	30億円未満	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$
(18)	20億円以上	25億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$
(19)	15億円以上	20億円未満	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$
(20)	12億円以上	15億円未満	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$
(21)	10億円以上	12億円未満	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$
(22)	8億円以上	10億円未満	$47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$
(23)	6億円以上	8億円未満	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$
(24)	5億円以上	6億円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$
(25)	4億円以上	5億円未満	$40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$
(26)	3億円以上	4億円未満	$51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$
(27)	2億5,000万円以上	3億円未満	$30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$
(28)	2億円以上	2億5,000万円未満	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$
(29)	1億5,000万円以上	2億円未満	$45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$
(30)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$
(31)	1億円以上	1億2,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$
(32)	8,000万円以上	1億円未満	$29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	$36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$
(40)	1,200万円以上	1,500万円未満	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$
(41)	1,000万円以上	1,200万円未満	$16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$
(42)	1,000万円未満		$341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$

注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。年間平均完成工事高は千円単位で計算。

5. その他の審査項目（社会性等）（W）

Wの評点は、建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W1）、建設業の営業年数（W2）、防災協定締結の有無（W3）、法令遵守の状況（W4）、建設業の経理に関する状況（W5）、研究開発の状況（W6）、建設機械の保有状況（W7）、国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況（W8）の点数の合計点数に10を乗じた数値に、更に175/200を乗じて求める。

$$\begin{aligned} \text{計算式：W評点} &= \{ \text{建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の点数（W1）} \\ &+ \text{営業年数の点数（W2）} \\ &+ \text{防災協定締結の有無の点数（W3）} + \text{法令遵守の状況の点数（W4）} \\ &+ \text{建設業経理状況の点数（W5）} + \text{研究開発状況の点数（W6）} \\ &+ \text{建設機械の保有状況の点数（W7）} + \\ &+ \text{国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況の点数（W8）} \} \\ &\times 10 \times 175/200 \end{aligned}$$

注1 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

（1）建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W1）

・建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の点数（W1）は、雇用保険加入の有無（W11）、健康保険加入の有無（W12）、厚生年金保険加入の有無（W13）、建設業退職金共済制度加入の有無（W14）、退職一時金制度又は企業年金制度導入の有無（W15）、法定外労働災害補償制度加入の有無（W16）、若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況（W17）、知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（W18）、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（W19）、及び建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W110）について以下により求める。

$$\begin{aligned} \text{計算式：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況（W1）} \\ &= \{ (W14+W15+W16) \times 15 \} - \{ (W11+W12+W13) \times 40 \} + (W17+W18+W19+W110) \\ &W14. 建設業退職金共済制度への加入の有無 \\ &W15. 退職一時金又は企業年金制度導入の有無 \\ &W16. 法定外労働災害補償制度加入の有無 \\ &W17. 若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況 \\ &W18. 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 \\ &W19. ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 \\ &W110. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 \\ &上記W14. からW110. までの7項目のうち、加入又は導入をしているとされたものの数 \\ &W11. 雇用保険加入の有無 \\ &W12. 健康保険加入の有無 \\ &W13. 厚生年金保険加入の有無 \\ &上記W11. からW13. の3項目のうち、加入をしていないとされたものの数 \end{aligned}$$

○若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況（W17）

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況（W17）は、「若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況」及び「新規若年技術職員の育成及び確保の状況」の点数の合計として求める。

$$\begin{aligned} \text{計算式：若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況（W17）} &= \\ &\text{若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況} + \text{新規若年技術職員の育成及び確保の状況} \end{aligned}$$

※若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況は、技術職員の人数の合計に対する若年技術職員の人数の割合を以下のテーブル表に当てはめて求める。

（表 19）

区分	若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点数
(1)	15%以上	1
(2)	15%未満	0

※新規若年技術職員の育成及び確保の状況は、技術職員の人数の合計に対する新規若年技術職員の人数の割合を以下のテーブル表に当てはめて求める。

(表 20)

区分	新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点数
(1)	1%以上	1
(2)	1%未満	0

○知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (W18)

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (W18) は、技術者が審査1年前に取得したCPD単位に応じて加点する。また、技能者が能力評価基準で基準日前3年間にレベル2以上にアップした場合に加点する。

計算式：知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (W18) =
 $(\text{技術者} / \text{技術者} + \text{技能者}) \times \text{技術者点} + (\text{技能者} / \text{技術者} + \text{技能者}) \times \text{技能者点}$

技術者点は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前1年間に技術者が取得したCPD単位数の合計値を技術者数で除した数値 (※1) を下記の表に当てはめる。

基準日前1年間における技術者1人当たりのCPD取得単位数(※1)	技術者点
30	10
27以上30未満	9
24以上27未満	8
21以上24未満	7
18以上21未満	6
15以上18未満	5
12以上15未満	4
9以上12未満	3
6以上9未満	2
3以上6未満	1
3未満	0

技術者1人当たりCPD単位は、告示別表第18に記載のCPD認定団体毎の以下数値を満点(30点)に換算する。

告示別表第十八

CPD 認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

CPD取得単位数を上記別表第18の右欄の数値で除し、30を乗じた数値の合計数を技術者の数で除した数値が※1の数値になる。

技能者点は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に能力評価基準により受けた評価の区分が審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者の数を、技能者数から審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数（以下「控除対象者数」という。）を除いた数で除した数値を百分率で表した数値（※2）を下記の表に当てはめる。

技能者向上レベル評価者割合(※2)	技能者点
15%以上	10
13.5%以上15%未満	9
12%以上13.5%未満	8
10.5%以上12%未満	7
9%以上10.5%未満	6
7.5%以上9%未満	5
6%以上7.5%未満	4
4.5%以上6%未満	3
3%以上4.5%未満	2
1.5%以上3%未満	1
1.5%未満	0

能力評価基準により評価を受けていない者については、最も低位の区分に評価されているものとして審査する。また、技能者数から控除対象者を除いた数値が0である場合、技能者点は0とする。

上記算式によって算出した数値を、表 21 に当てはめて求める。

(表 21)

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(W18)	点数
10	10
9以上 10未満	9
8以上 9未満	8
7以上 8未満	7
6以上 7未満	6
5以上 6未満	5
4以上 5未満	4
3以上 4未満	3
2以上 3未満	2
1以上 2未満	1
1未満	0

○ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 (W19)

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 (W19) は、以下のテーブル表に当てはめて求める。

(表 22)

区分	ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況(W19)	点数
(1)	プラチナえるぼし認定を取得	5
	プラチナくるみん認定を取得	
(2)	区分(1)に非該当かつえるぼし認定(3段階目)を取得	4
	区分(1)に非該当かつユースエール認定を取得	
(3)	区分(1)又は(2)に非該当かつえるぼし認定(2段階目)を取得	3
	区分(1)又は(2)に非該当かつくるみん認定を取得	
	区分(1)又は(2)に非該当かつトライくるみん認定を取得	
(4)	区分(1)、(2)又は(3)に非該当かつえるぼし認定(1段階目)を取得	2
(5)	無取得	0

○建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 (W110)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 (W110) は、以下のテーブル表に当てはめて求める。

(表 23)

区分	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(W110)	点数
(1)	全ての建設工事で実施	15
(2)	全ての公共工事で実施	10
(3)	無該当	0

(2) 建設業の営業継続の状況 (W2)

建設業の営業継続の状況の点数 (W2) は、建設業の営業年数の点数 (W21) 及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数 (W22) の合計として求める。

$$\text{計算式：建設業の営業継続の状況 (W2)} = \text{建設業の営業年数の点数 (W21)} + \text{民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数 (W22)}$$

○建設業の営業年数の点数 (W21) は、建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数を以下のテーブル表に当てはめて求める。なお、平成23年4月1日以降の申立てに係る民事再生手続又は会社更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続又は更正手続終結の決定を受けた建設業者は、終結決定を受けた時から起算した年数とする。

ただし、営業休止期間は営業年数から控除しなければならない。

(表 24)

区分	営業年数	点数	区分	営業年数	点数
(1)	35年以上	60	(17)	19年	28
(2)	34年	58	(18)	18年	26
(3)	33年	56	(19)	17年	24
(4)	32年	54	(20)	16年	22
(5)	31年	52	(21)	15年	20
(6)	30年	50	(22)	14年	18
(7)	29年	48	(23)	13年	16
(8)	28年	46	(24)	12年	14
(9)	27年	44	(25)	11年	12
(10)	26年	42	(26)	10年	10
(11)	25年	40	(27)	9年	8
(12)	24年	38	(28)	8年	6
(13)	23年	36	(29)	7年	4
(14)	22年	34	(30)	6年	2
(15)	21年	32	(31)	5年以下	0
(16)	20年	30			

○民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数 (W22) は、以下のテーブル表に基づき求める。

(表 25)

区分	民事再生法又は会社更生法の適用の有無	点数
(1)	無	0
(2)	有	-60

(3) 防災協定締結の有無 (W3)

防災協定締結の有無の点数 (W3) は、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に 20 点として求める。

(表 26)

区分	防災協定締結の有無	点数
(1)	有	20
(2)	無	0

(4) 法令遵守の状況 (W4)

法令遵守の状況の点数 (W4) は、審査対象年に建設業法第 28 条の規定により指示され、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、以下のテーブル表に基づき求める。

(表 27)

区分	法令遵守の状況	点数
(1)	無	0
(2)	指示をされた場合	-15
(3)	営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

(5) 建設業の経理に関する状況 (W5)

建設業の経理に関する状況の点数 (W5) は、監査の受審状況 (W51) 及び公認会計士等数 (W52) の点数の合計として求める。

$$\text{計算式：建設業経理状況 (W5)} = \text{監査受審状況の点数 (W51)} + \text{公認会計士等数の点数 (W52)}$$

○監査受審状況の点数（W51）は、以下の区分のいずれかの場合に加点する。
（表 28）

区分	監査の受審状況	点数
(1)	会計監査人の設置	20
(2)	会計参与の設置	10
(3)	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
(4)	無	0

注）区分（3）の場合に確認・署名する経理実務責任者は、告示第一の四の5の（二）のイに規定する公認会計士等（登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士を含む）である。

○公認会計士等数の点数（W52）は、次の算式により「公認会計士等数値」を算出し、以下のテーブル表に当てはめて求める。

公認会計士等数値

$$= \text{公認会計士等の数（登録経理士講習実施機関に登録された1級登録経理士を含む）} \times 1 \\ + \text{登録経理士講習実施機関に登録された2級登録経理士} \times 0.4$$

（表 29）

項目 区分 年間平均完成工事高 点数	公認会計士等数値					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	10点	8点	6点	4点	2点	0点
600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	-	-	0
1億円未満	0.4以上	-	-	-	-	0

（6）研究開発の状況（W6）

研究開発の状況の点数（W6）は、研究開発費の平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

ただし、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。

（表 30）

区分	平均研究開発費の額	点数
(1)	100億円以上	25
(2)	75億円以上 100億円未満	24
(3)	50億円以上 75億円未満	23
(4)	30億円以上 50億円未満	22
(5)	20億円以上 30億円未満	21
(6)	19億円以上 20億円未満	20
(7)	18億円以上 19億円未満	19
(8)	17億円以上 18億円未満	18
(9)	16億円以上 17億円未満	17
(10)	15億円以上 16億円未満	16
(11)	14億円以上 15億円未満	15
(12)	13億円以上 14億円未満	14
(13)	12億円以上 13億円未満	13
(14)	11億円以上 12億円未満	12
(15)	10億円以上 11億円未満	11
(16)	9億円以上 10億円未満	10
(17)	8億円以上 9億円未満	9
(18)	7億円以上 8億円未満	8
(19)	6億円以上 7億円未満	7
(20)	5億円以上 6億円未満	6
(21)	4億円以上 5億円未満	5
(22)	3億円以上 4億円未満	4
(23)	2億円以上 3億円未満	3
(24)	1億円以上 2億円未満	2
(25)	5,000万円以上 1億円未満	1
(26)	5,000万円未満	0

(7) 建設機械の保有状況 (W7)

建設機械の保有状況の点数 (W7) は、保有 (リース) 台数を以下のテーブル表に当てはめて求める。

(表 31)

区分	保有(リース)台数	点 数	区分	保有(リース)台数	点 数
(1)	15台以上	15	(9)	7台	11
(2)	14台	15	(10)	6台	10
(3)	13台	14	(11)	5台	9
(4)	12台	14	(12)	4台	8
(5)	11台	13	(13)	3台	7
(6)	10台	13	(14)	2台	6
(7)	9台	12	(15)	1台	5
(8)	8台	12	(16)	0台	0

(8) 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況 (W8)

エコアクション21の認証、ISO取得の状況の点数 (W8) は、以下のテーブル表に当てはめて求める。

(表 32)

区分	国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	点 数
(1)	エコアクション21の認証並びに国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
(2)	国際標準化機構第9001号及び第14001号の登録	10
(3)	エコアクション21の認証及び国際標準化機構第9001号の登録	8
(4)	エコアクション21の認証及び国際標準化機構第14001号の登録	5
(5)	国際標準化機構第9001号の登録	5
(6)	国際標準化機構第14001号の登録	5
(7)	エコアクション21の認証	3
(8)	該当無	0

資料編

- ・認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業
- ・「経営事項審査にかかる完成工事高の業種間積み上げの導入について（詳細版）」
- ・「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」に関する注意事項（R6.10）
- ・経営事項審査申請におけるダンプ車の自動車検査証記録事項に関する注意事項（R7.3）
- ・「公認会計士等の数」「2級登録経理試験資格者等の数」（項番61、62）について（R5.4.1～）
- ・技術職員（監理技術者補佐）の考え方について

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業

技術職員数値の算出における、レベル4技能者又はレベル3技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類の内いずれかに計上するものとする。(同表の右に複数業種が掲げられたものについては、複数業種で計上可能)

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
P C技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・レンガ・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工

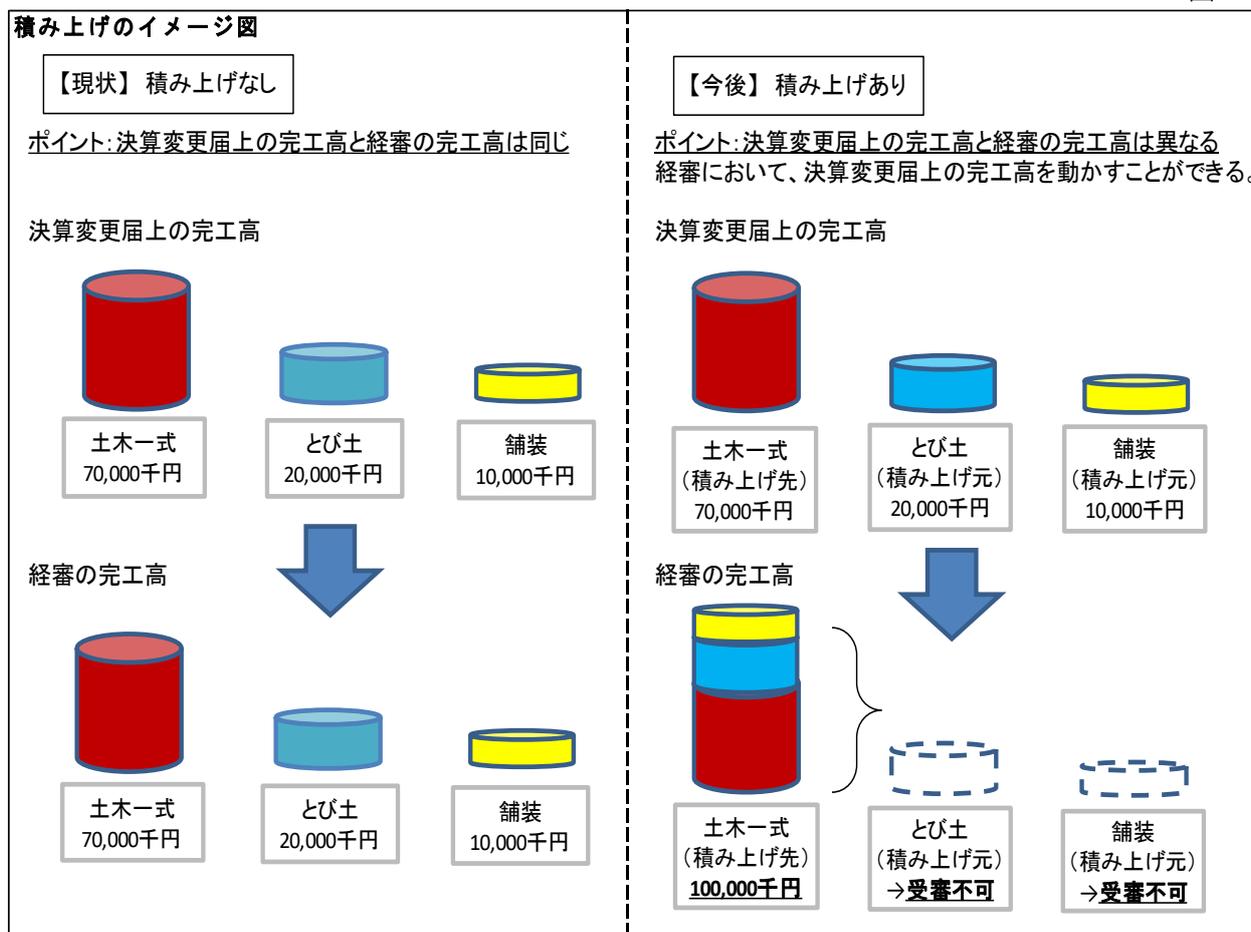
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
A L C 技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木

経営事項審査にかかる完成工事高の業種間積み上げの導入について（詳細版）

1. 積み上げとは

許可を受けている業種のうち、積み上げ可能な業種について、経営事項審査を受けない業種の完成工事高（以下「積み上げ元」といいます。）を、その建設工事の内容に応じて、経営事項審査を受ける業種の完成工事高（以下「積み上げ先」といいます。）に含めて申請することをいいます。

図 1



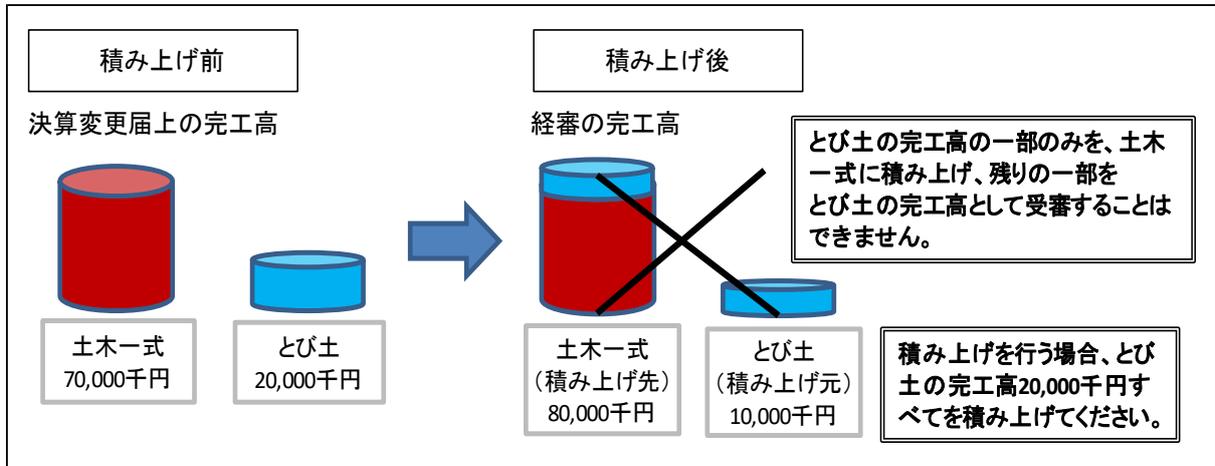
※ とび土と舗装の完成工事高を土木一式に集約し、経営事項審査において土木一式の完工高として受審することができます。その一方で「積み上げ元」となったとび土と舗装の業種は経営事項審査を受審することができなくなります。

【主な留意点】

- ① 「積み上げ元」となる業種は、経営事項審査の申請をすることができません。その結果、「積み上げ元」の業種は、結果通知書の通知年月日以降、経営事項審査が義務付けられている公共工事の入札に参加することができなくなり、公共工事の請負契約を締結することができなくなります。

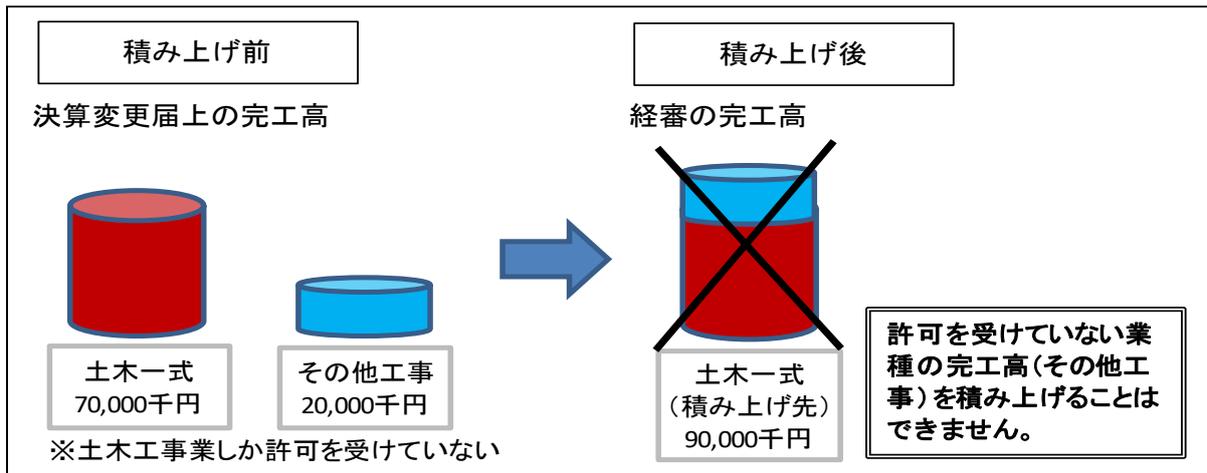
- ②「積み上げ元」となる業種の完成工事高の一部のみを、一式工事又は専門工事に積み上げ、残りの一部を「積み上げ元」となる業種として経営事項審査の申請をすることはできません。積み上げを行う場合、「積み上げ元」となる業種すべての完成工事高を一式工事又は専門工事に積み上げてください。

図 2



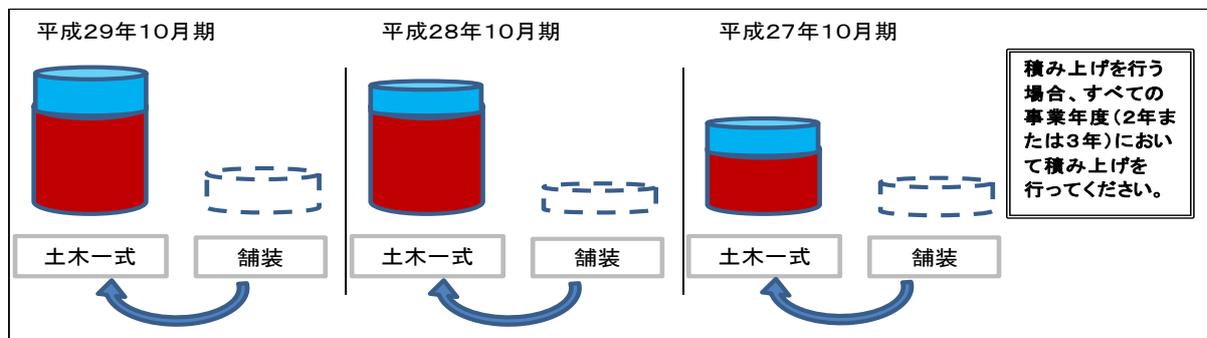
- ③「積み上げ元」、「積み上げ先」の両方の建設業許可が必要です。許可を受けていない業種の完成工事高(その他工事)を積み上げ元にはできません。

図 3



- ④積み上げを行う場合、2年又は3年すべての事業年度で積み上げを行うこととなります。特定の事業年度のみ積み上げを行うことはできません。

図 4



- ⑤積み上げを行うか否かは申請者の任意であり、また申請年度ごとに見直しが可能です。

2. 積み上げの対象業種

積み上げ可能な業種は下記のとおりです。下記以外の業種の積み上げは認められません。

① 専門工事から土木一式工事へ積み上げ

専門業種	⇒	一式工事
とび土、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体		土木一式

② 専門工事から建築一式工事へ積み上げ

専門業種	⇒	一式工事
大工、左官、とび土、タイル・れんが・ブロック、屋根、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体		建築一式

③ 専門工事から専門工事へ積み上げ

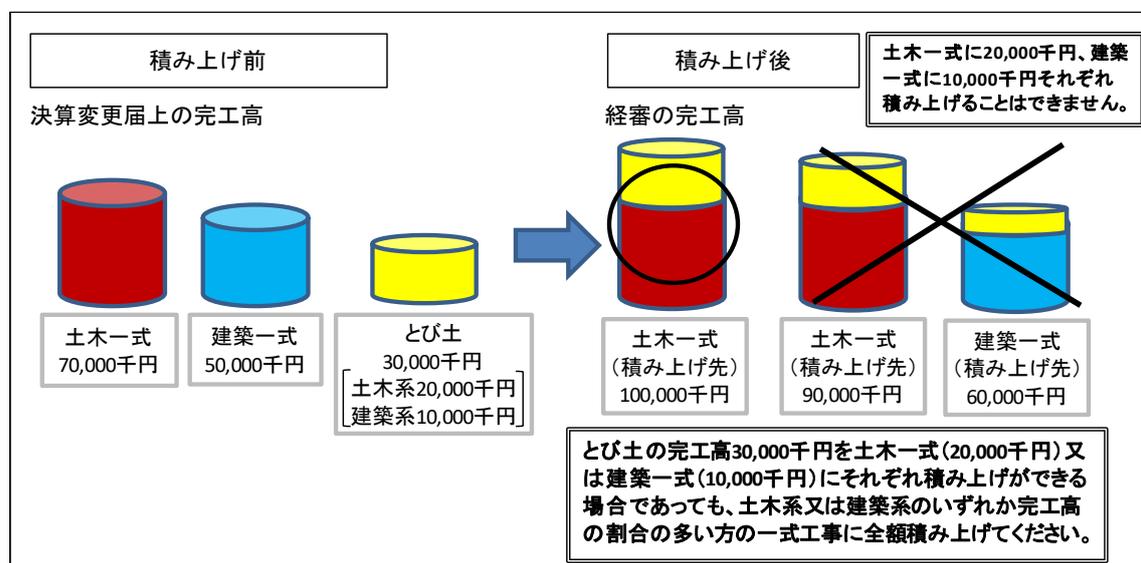
専門業種		専門業種
電気	⇔	電気通信
管	⇔	水道施設
とび土	⇔	石
とび土	⇔	造園

例：電気工事から電気通信工事、電気通信工事から電気工事へ相互に積み上げを行うことができます。

【主な留意点】

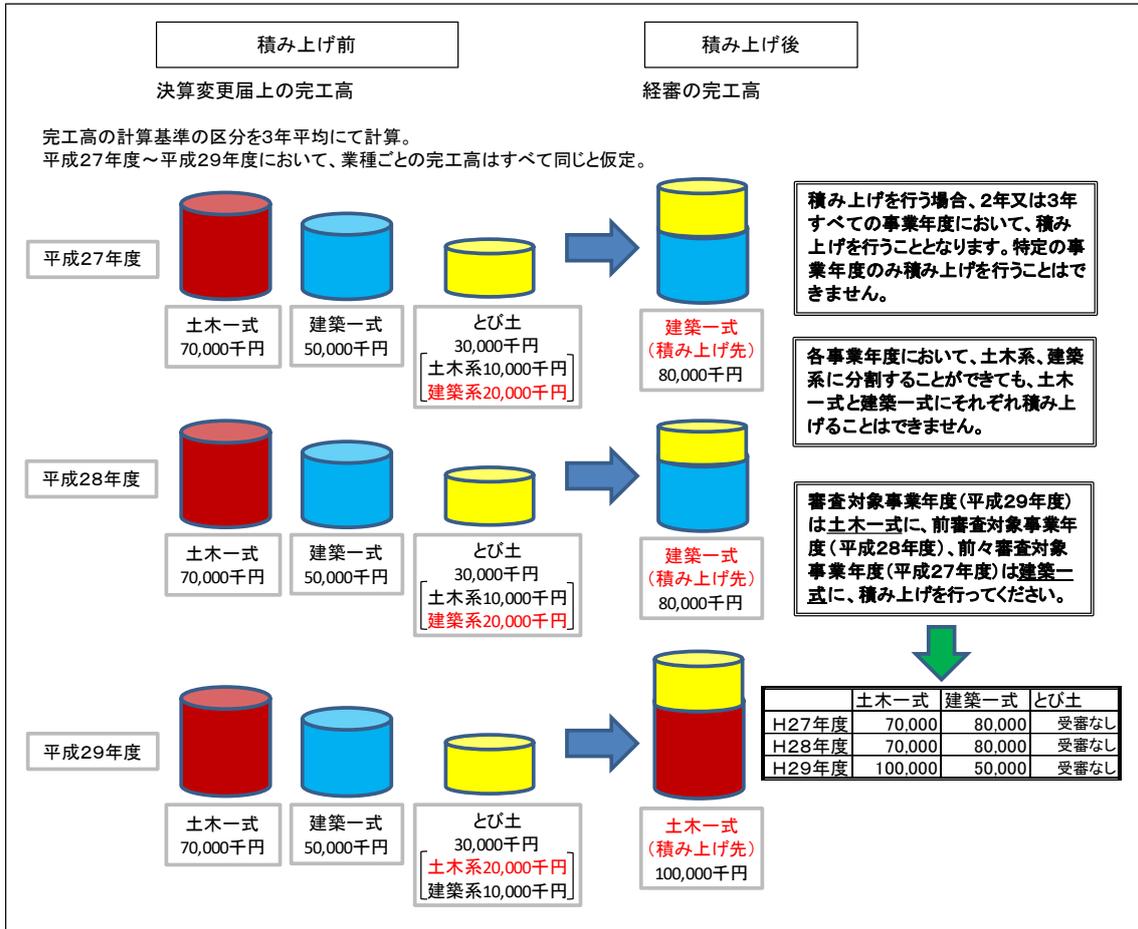
- ① 専門工事から一式工事への積み上げについて、とび土や鋼構造物等の業種で土木工作物の施工（土木系）と建築物の施工（建築系）の完成工事高が混在しており、土木一式又は建築一式の双方に積み上げができる場合であっても、その業種すべての完成工事高を土木系又は建築系いずれか完成工事高の割合の多い方の一式工事に積み上げてください。

図 5



②完成工事高における2年平均又は3年平均を記載する際に、とび土や鋼構造物等の業種といった土木一式又は建築一式の双方に積み上げができる業種を積み上げ元とする場合、審査対象事業年度だけでなく、前(前々)審査対象事業年度においても土木系、建築系のいずれか完成工事高の割合の多い方の一式工事に全額積み上げてください。その際、各事業年度によって積み上げ先となる一式工事が異なる場合もあります。記載方法については、別添資料「積み上げの記入例(想定④)」を参照してください。

図6



3. 積み上げの申請方法

積み上げを行う場合、「工事種類別完成工事高（別紙一）」に積み上げ後の完成工事高を記入したうえ、その完成工事高の移行がわかるように「工事種類別完成工事高付表（別記様式第1-2号）」を添付してください。記載方法については、下記の記述及び別添資料「積み上げの記入例」を参照してください。

（例1）とび土の完成工事高を土木一式に積み上げる場合

審査対象事業年度の完成工事高の状況（全額元請の例）（千円）

積み上げ後		積み上げ前	
受審業種	経審における完成工事高	許可業種	完成工事高
土木一式	130,000 ←	土木一式	100,000 →
申請不可 ←		とび土	30,000 →
記載不要 ←		とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）	30,000 ←
計	130,000	計	130,000

とび土（30,000）を積み上げ。
土木一式に積み上げたとび土は、「とび・土工・コンクリート工事・解体工事」に含めません。

完成工事高、元請完成工事高を区別して記載してください。

別記様式第1-2号 工事種類別完成工事高付表 手引P30参照
審査基準日：平成29年10月31日

審査対象業種：土木一式工事（とび土から土木一式への積み上げ）

	完成工事高（千円）		元請完成工事高（千円）		完成工事高（千円）		元請完成工事高（千円）	
	前審査対象事業年度	前々審査対象事業年度	前審査対象事業年度	前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	審査対象事業年度	審査対象事業年度	審査対象事業年度
合計	50,000	—	32,000	—	130,000	130,000		
土木一式	40,000	—	30,000	—	100,000	100,000		
とび土	10,000	—	2,000	—	30,000	30,000		

2年平均の場合、合計は、工事種類別完成工事高表（別紙一）に記載した積み上げ後の土木一式工事の完成工事高と一致します。
2年（3年）平均選択の場合、前（前々）審査対象事業年度も積み上げを適用し、続けて記載します。
2年平均を選択した場合、前々審査対象事業年度の記載は不要です。 手引P58～61参照

別紙一 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (用紙A4) 20002

申請者 三重県組（株）

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 2017年11月 至 2018年10月 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月	審査対象事業年度 計算基準の区分 自 2018年11月 至 2019年10月 1 (1.2年平均) 2.3年平均
業種コード 32010 完成工事高(千円) 000050000 元請完成工事高(千円) 000032000	完成工事高(千円) 000013000 元請完成工事高(千円) 000013000
工事の種類 土木一式 工事 完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度

4. 工事の契約関係書類審査

積み上げを行った場合であっても、変更届出書（事業年度終了の届出書）の工事経歴書（様式第二号）に記載した積み上げ元の工事内容の確認を行いますので、工事経歴書に記載した工事の契約関係書類を持参してください。また、積み上げ元の業種が、前（前々）審査対象事業年度において、経営事項審査を受審していない場合は、前（前々）審査対象事業年度の契約書類も持参してください。

例：とび土、舗装を土木一式に積み上げた場合、審査対象業種として土木一式のみ受審することになりますが、工事の契約関係書類は、土木一式だけでなく、積み上げ元のとび土、舗装も確認しますので、忘れずに持参してください。

5 総合評定値（P点）の算出方法

$$\text{総合評定値（P）} = 0.25 \times X_1 + 0.15 \times X_2 + 0.20 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

積み上げを行うと、積み上げ先の「工事種類別年間平均完成工事高の評点(X_1)」の点数が上がります。また、積み上げ元に元請完成工事高が計上されていれば、「技術力の評点(Z)」の点数が上がる可能性があります。手引P119（表13）、P124（表18）の計算式に積み上げ後の完工高を適用して、事前に総合評定値が何点上がるか求めることができます。

6 その他の留意点

- ・ 積み上げを行った状態で経営事項審査を受審した後、同審査基準日において、再度、積み上げなしの状態に戻すために経営事項審査を受け直すことはできません。また、積み上げを行った後、同審査基準日において再度他の業種を積み上げて受け直すこともできません。再審査、業種追加を除いて、同審査基準日において複数回受審することはできません。
- ・ 積み上げを行う場合でも、決算変更届（事業年度終了の届出書）に添付する工事経歴書は従来どおり変更ありません。積み上げを行うことを見越して、積み上げ元の完成工事高を積み上げ先に移行した状況で工事経歴書を作成しないでください。あくまで、工事経歴書は許可を受けている建設工事の業種に対応する工事を記載します。
- ・ 繰り返しになりますが、積み上げを行うと、「積み上げ元」の業種は、結果通知書の通知年月日以降、経営事項審査が義務付けられている公共工事の入札に参加することができなくなり、公共工事の請負契約を締結することができなくなりますので、その旨、ご了解いただいたうえで、積み上げを行ってください。

7. Q & A

1. 積み上げの制度について

Q 1-1

積み上げが平成29年10月決算以降の建設業者から導入されるということですが、今後は必ず積み上げを行わないといけないのでしょうか。

(回答)

積み上げを行うか否かは申請者の任意です。また申請年度ごとに見直しが可能であり、例えば、平成29年度においては積み上げを行い、平成30年度においては積み上げを行わないことも可能です。積み上げを行うと、それ以降も必ず積み上げを行わなければならないというわけではありません。

2. 積み上げの対象業種について

Q 2-1

土木一式、とび土、舗装の3業種の許可を受けています。土木一式に積み上げをするには、他の専門業種であるとび土と舗装をすべて積み上げ元としなければならないのでしょうか。

(回答)

すべての業種を積み上げ元とする必要はありません。とび土のみを積み上げ元とすることができますし、舗装のみを積み上げ元とすることもできます。もちろん、とび土と舗装の両方を積み上げ元とすることもできます。

Q 2-2

積み上げ元となった業種であっても、完工高0円として結果通知書の総合評定値に何らか表記されることになりますか。

例：【完工高】土木一式1,000万円、とび土500万円 舗装500万円
とび土及び舗装を土木一式に積み上げを行う。

(回答)

積み上げ元の完工高が0円になるというのではなく、そもそも積み上げ元となった業種は経審を受審することができなくなりますので、結果通知書にて積み上げ元の業種の総合評定値(いわゆる経審の点数)は一切表記されなくなります。したがって、上記の例では、積み上げ元となるとび土及び舗装の総合評定値は表記されないことから、積み上げ元の業種は経営事項審査が義務付けられている公共工事の入札に参加することができなくなり、公共工事を受注することができなくなります。

Q 2-3

積み上げ先となる一式工事または専門工事の完工高が0円であっても、積み上げを行うことはできますか。

例：【完工高】土木一式0円 とび土5000万円 舗装3000万円
土木一式に完工高が全く計上されていませんが、それでもとび土、舗装を土木一式の完工高に積み上げることはできますか。

(回答)

できます。積み上げを行うにあたって、積み上げ先の完工高があるか否かは関係ありません。

Q 2-4

とび土の内訳をみると、土木系2,000万円、建築系1,000万円となりましたが、建築一式の方に積み上げすることはできますか。

(回答)

できません。土木工作物の施工（土木系）、建築物の施工（建築系）建設工事の割合の多い方の一式工事に積み上げてください。また、割合が同じである場合は、どちらに積み上げてもらっても結構です。

Q 2-5

P 6の【主な留意点】の図5では、結果的に土木一式に3,000万円積み上げることになりますが、土木一式を審査対象業種として申請しない（経審を受けない）のであれば、その3,000万円を建築一式に積み上げることはできますか。

(回答)

できません。その業種すべての完工高を土木系又は建築系のいずれか完工高の割合の多い方の一式工事に積み上げるため、たとえ割合の多い方（土木一式）を審査対象業種として申請していなくても、割合の少ない方（建築一式）に積み上げることは認められません。

また、割合の多い方（土木一式）が許可を有していない場合でも、割合の少ない方（建築一式）に積み上げることは認められません。

Q 2-6

P 6【主な留意点】の図5では、とび土の内訳を土木系2,000万円、建築系1,000万円というように仕分けしていますが、その裏付けとなる書類について何か持参する必要がありますか。

(回答)

特段、不要です。しかし、工事経歴書を確認する際に明らかに仕分けが誤っていると判断した場合(土木一式の完工高が多いように判断できるが、実際は建築一式に積み上げを行っている)、仕分けした根拠を確認させていただく場合があります。

Q2-7

P6「③専門工事から専門工事へ積み上げ」を行った積み上げ先の業種の完工高を元に、「①専門工事から土木一式工事へ積み上げ」または「②専門工事から建築一式工事へ積み上げ」といった一式工事へさらに積み上げを行うことはできますか。

例：【完工高】造園500万円、とび土1,000万円
造園からとび土に500万円積み上げた後、そのとび土の1500万円をさらに土木一式に積み上げることはできますか。

(回答)

できません。専門工事から専門工事へ積み上げを行った積み上げ先の完工高を元に、さらに一式工事に積み上げることはできません。とび土から土木一式に積み上げできる額は1,000万円となります(その場合、造園からとび土には積み上げできません)。

Q2-8

分割分類を行った場合、積み上げは申請することができなくなりますか。

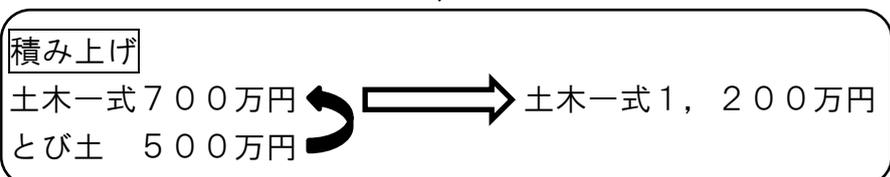
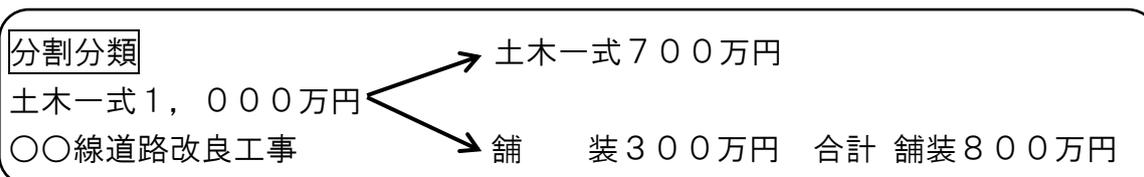
例：【完工高】土木一式1,000万円 とび土500万円 舗装500万円
土木一式の工事経歴書に記載した1つの工事のなかで舗装工事が300万円混在している場合、土木一式の完工高から、その300万円を舗装に分割分類したいと思います。
一方で、とび土から土木一式に500万円積み上げを行いたいと思います。

(回答)

できます。経審における完工高において、分割分類と積み上げを混在させることは可能です。結果として、土木一式1,200万円(積み上げ先、分割元)、舗装800万円(分割先)が経審の完工高となります(積み上げ元となったとび土は受審できません)。

その場合、「工事種別完成工事高付表（別記様式第1-1号）」に分割分類の内容を、「工事種別完成工事高付表（別記様式第1-2号）」に積み上げの内容を記載して申請書類に2枚追加して添付してください。

なお、その際の「工事種別完成工事高付表」の作成の注意点として、計算の順番として、以下のとおり分割分類の計算を行った後に、積み上げの計算を行ってください。



※ 分割分類の内容を「工事種別完成工事高付表（別記様式第1-1号）」に記載した後に、積み上げの内容を「工事種別完成工事高付表（別記様式第1-2号）」に記載します。結果として、「工事種別完成工事高付表（別記様式第1-2号）」に記載した積み上げ先の合計と「工事種別完成工事高表（別紙一）」に記載した積み上げ先の完工高の額は必ず一致することになります。

Q2-9

とび・土工事業を受ける場合、「工事種別完成工事高（別紙一）」に内訳工種として「法面処理工事」を、鋼構造物工事業を受ける場合、内訳工種として「鋼橋上部工事」を記載しますが、例えば、とび土の完工高が3000万円（うち、法面処理工事1,000万円）である場合、内訳工種の法面処理工事1,000万円のみを土木一式に積み上げて、残った完工高2,000万円をとび土の完工高として受けることはできますか。

（回答）

内訳工種の完工高のみを積み上げることはできません。積み上げをする場合は、内訳工種を含めた業種すべての完工高を積み上げてください。つまり、とび土の完工高3,000万円すべてを積み上げる必要があります。

Q 2-10

平成28年6月1日に解体工事業が新設されましたが、経過措置期間中であるため、解体工事業の許可はまだ受けておらず、とび土の許可をもって解体工事を施工しています。その場合、その他（解体）工事の完工高を建築一式に積み上げすることはできますか。

例：【完工高】 建築一式3,000万円 とび土2,000万円
その他（解体）工事1,000万円

（回答）

できません。解体工事業の許可を有していない場合でも、平成28年6月1日時点で現にとび土の許可を受けている者が解体工事の実績を有している場合には、平成31年5月31日までの申請に限り、「その他（解体）工事」の完工高を積み上げ対象とすることができます。

したがって、その他（解体）工事1,000万円を建築一式に積み上げ、建築一式の完工高を4,000万円として申請することができます。

P2③のとおり、許可を受けていない業種を積み上げ元にはできませんが、解体工事業の経過措置業者（平成28年6月1日時点でとび土の許可を受けて解体工事業を営んでいる者）である場合、唯一の例外として、許可を受けていない場合でも解体工事の完工高を積み上げることができます。

3. その他

Q 3-1

以前は、土木一式、とび土、舗装の3業種を受審しており、3業種分の手数料（16,000円）を購入しておりました。このたび、とび土、舗装を土木一式に積み上げを行った場合、何業種分の手数料を購入すればよろしいですか。

（回答）

1業種分（11,000円）を購入してください。とび土、舗装は審査しないため、その分の手数料は徴収しません。

Q 3-2

積み上げを行う場合、事前に決算変更届（事業年度終了の届出書）を提出しますが、工事経歴書（様式第二号）を作成するにあたり注意すべき点がありますか。

（回答）

積み上げを行う場合でも、決算変更届に添付する工事経歴書の記載については特段変更ありませんので、従来どおり作成してください。

積み上げを行うことを見越して、積み上げ元の完工高を積み上げ先に移行した状況で工事経歴書を作成することはできません。あくまで、工事経歴書は許可を受けている建設工事の業種に対応する工事を記載します。

Q3-3

経審の審査においては、受審する業種の完工高に計上した工事の契約関係書類を持参していましたが、このたび、とび土、舗装を土木一式に積み上げを行った場合、土木一式の工事経歴書に記載した書類のみ持参すればよろしいですか。

(回答)

積み上げを行った場合であっても、決算届出書の工事経歴書に記載した積み上げ元の工事内容の確認は従来どおり行いますので、土木一式だけでなく、とび土、舗装の契約関係書類もご持参ください。また、積み上げ元であるとび土、舗装が、前(前々)審査対象事業年度において、経営事項審査を受審していない場合は、前(前々)審査対象事業年度の契約書類も併せて持参してください。

Q3-4

平成30年3月(審査基準日:平成29年11月30日)において、とび土と舗装の2業種を土木一式に積み上げを行ったうえで経審の申請を行いました。しかし、近々、舗装工事の発注が出されることを聞いたため、積み上げ前の状態に戻したいと思い、同審査基準日(平成29年11月30日)にて積み上げ前の状態に戻して受け直したいと思っておりますができますか。

(回答)

同審査基準日において複数回受審することはできないため、受け直すことができません。したがって、翌年度の平成30年11月30日を審査基準日とした経審の申請まで、積み上げなしの状態に戻すことができないこととなります。積み上げを行う際には、慎重にご判断ください。

なお、入札参加資格者名簿上の取扱いの流れは、別添資料「積み上げにかかる三重県建設工事等入札参加資格者名簿についてのお知らせ」をご一読ください。

Q3-5

平成30年3月(審査基準日:平成29年11月30日)において、とび土と舗装の2業種を土木一式に積み上げを行ったうえで経審の申請を行いました。結果通知書を受領したところ、この点数ではAランクにならないと判断したため、他の業種も積み上げして点数を上げたいと思い、同審査基準日(平成29年11月30日)においてしゅんせつと水道施設をさらに積み上げ行って申請することはできますか。

(回答)

同審査基準日において複数回受審することはできません。事前に経審の点数はシュミレーションすることができますので、手引のP 84～94の計算式を参照してください。

Q3-6

土木一式の点数を上げたいため、とび土、舗装を土木一式に積み上げを行いました。

この場合、積み上げ元となったとび土、舗装の入札参加資格者名簿上の取扱いはどうなりますか。

(回答)

積み上げを行うと、積み上げ元の業種の経審の点数は抹消されるため、積み上げ元となる「とび土」、「舗装」については、経審を受けていないこととなります。そのため、積み上げを行った経審の結果通知書の通知年月日以降、入札参加資格者名簿に掲載される要件を欠いてしまうため、積み上げ元の業種が、入札参加資格者名簿の入札参加希望業種に登録されている場合は、入札参加資格審査の共同受付に希望業種削除の届出を行う必要があります。

Q3-7

平成29年度は積み上げを行いました、平成30年度は積み上げを行わずに申請したいと考えています。その場合、平成29年度に積み上げ元となった業種の完工高を元に戻すことはできますか。

例：平成29年度はとび土から土木一式に積み上げを行いますが、平成30年度は積み上げを行いません。

【完工高】

H28年度 土木一式4,000万円 とび土3,000万円

H29年度 土木一式5,000万円 とび土2,000万円

H30年度 土木一式3,000万円 とび土4,000万円

(回答)

積み上げは申請年度ごとに見直しが可能ですので、今年度積み上げを行わずに申請したいと考えた場合、前(前々)審査対象事業年度に積み上げ元となった業種の完工高については、以下のとおり積み上げを行っていない状態に戻して完工高を記載してください。逆に、積み上げを行わない場合、元に戻さずに申請することはできません。

●積み上げあり(H29年度申請)2年平均

H28年度 土木一式7,000万円 とび土 受審なし

H29年度 土木一式7,000万円 とび土 受審なし

●積み上げなし(H30年度申請)2年平均

H29年度 土木一式5,000万円 とび土2,000万円

H30年度 土木一式3,000万円 とび土4,000万円

「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」に関する注意事項

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から、様式第25号の14別紙3「その他の審査項目（社会性等）」の項番54『建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況』の項目が、新たに評価されています。

以下の評価方法および提出書類等について、十分にご確認の上、ご申請いただくようお願いいたします。

1 評価の概要

次の1～3の要件をともに満たしている場合に評価されます。

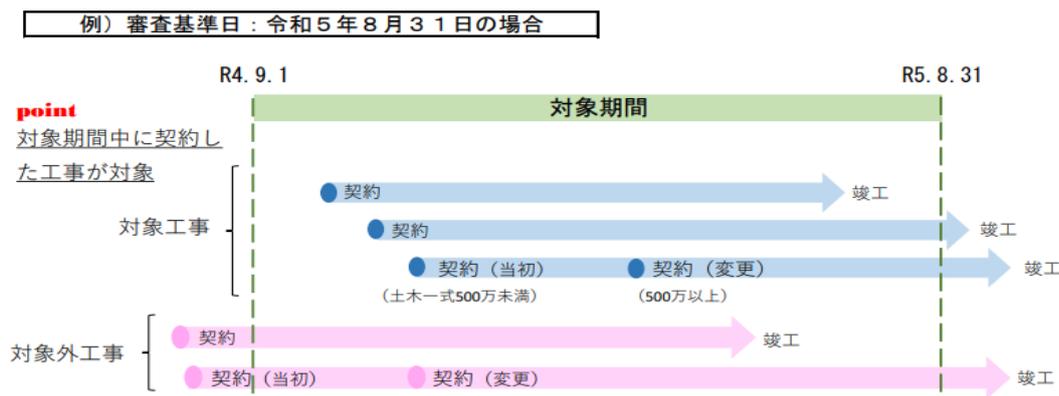
- 1 審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事
- 2 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施
- 3 別記様式6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出

※実際の技能労働者等の就業履歴の蓄積率を評価するものではない。

① 審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事

(1) 「審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った」とは、「審査基準日以前1年のうち発注者と元請の立場で請負契約を締結した」ことを示します。

※日付は当初契約日により判断します。変更契約日は考慮されません。



※対象期間中に契約すると対象工事となり、竣工（予定）日が対象期間外でも対象工事となります。

※対象期間前に契約すると対象外工事となり、竣工（予定）日が対象期間内でも、対象外工事となります。

※対象期間前に契約（当初）を行った後、対象期間中に契約（変更）を実施した場合でも、対象外工事となります。

(2) 「審査対象工事」とは、次の1から3を除く全ての工事のことです。

- 1 建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事

- ・ 建設工事 1 件の請負金額が 5 0 0 万円に満たない工事
 - ・ 建築一式工事 1 件の請負金額が 1, 5 0 0 万円に満たない工事
 - ・ 建築一式工事のうち延べ面積が 1 5 0 m²に満たない木造住宅を建設する工事
- 2 日本国内以外で施工する工事
- 3 災害応急工事
- 防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策

② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、以下の（１）及び（２）を整備することをいいます。

（１）建設キャリアアップシステムにおける現場契約情報の作成及び登録を実施

- 「建設キャリアアップシステムにおける現場契約情報の作成及び登録」とは、次の内容（＝現場情報）の登録を行うことを示します。
- 現場名、組織情報、現場連絡先、現場事務所住所、電話番号等
- 現場管理者、就業履歴蓄積期間、発注区分、有害物質の取り扱いの有無
- ※現場契約情報の登録内容は「現場情報」「契約情報」「工事情報」の３つの情報により構成されます。登録にあたっては「現場情報」は必ず登録が必要ですが、「契約情報」や「工事情報」は省略することも可能です。必要に応じて登録してください。
- 現場契約情報の作成及び登録については、請負契約締結後、建設工事の施工に従事する者の入場までに実施するようにしてください。

（２）建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステムに就業履歴を蓄積できる体制を整備

- 「建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法」とは、「就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム^{（注１、２）}」により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等をいいます。
- （注１）一般財団法人建設業振興基金の公表資料（<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>）を確認し、当該システムが対象となっているかご確認ください。
- （例）「建レコ」「EasyPass」「WIZDOM」等
- （注２）導入している就業履歴データ登録標準 API 連携認定システムにより入力方法は異なります。詳細は、一般財団法人建設業振興基金の公表資料（<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>）を確認してください。
- 就業履歴を蓄積する措置は、竣工までに行うようにしてください。

2 評価区分

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合 (①)	15 点
審査対象工事のうち、 全ての公共工事 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する公共工事をいう。) で該当措置を実施した場合 (②)	10 点

① **民間工事を含む全ての建設工事**で該当措置を実施した場合 (審査対象工事に限る) ⇒ 「1」を記入

- 民間工事と公共工事の全てで該当措置を実施している
- (公共工事で 1 件も審査対象工事となる工事を受注していない場合)
民間工事の全てで該当措置を実施している
- (民間工事で 1 件も審査対象工事となる工事を受注していない場合)
公共工事の全てで該当措置を実施している

② **全ての公共工事**で該当措置を実施した場合 (審査対象工事に限る) ⇒ 「2」を記入

- 民間工事の全てで該当措置をせず、公共工事の全てで該当措置を実施している場合
- 民間工事の一部で該当措置をせず、公共工事の全てで該当措置を実施している場合

③ いずれにも該当しない場合 ⇒ 「3」を記入

- ・ 建設キャリアアップシステムの事業者登録は実施しているが、
上記①と②に該当しない場合
- ・ 建設キャリアアップシステムの事業者登録は実施しているが、
審査対象工事が 1 件もない (元請はなく、下請け工事のみを受注している等) 場合
- ・ 建設キャリアアップシステムの事業者登録を実施していない場合

3 提出書類 (確認書類)

【提出書類】

様式第 6 号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」(なお、加対象とならない場合、様式第 6 号の作成および提出は不要です。)

【確認書類】

建設キャリアアップシステム上で事業者情報が登録されていることが分かる書類 (建設キャリアアップシステムの帳票「3-1 事業者情報」等)

※ 確認資料の取扱を一部変更する場合がありますので、適宜、三重県ホームページを御確認ください。

4 その他

立入検査等により、建設キャリアアップシステムの実施状況の確認を行う場合があります。

様式第6号の記載内容と事実が異なることが判明した場合、建設業法第50条第1項第4号の規定により6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります。

また、虚偽申請として建設業法上の監督処分の対象になりますので、御注意ください。

なお、三重県では、これらを原因として資格停止の措置も実施しています。

元請業者に対するCCUS加点に関するQ & A

Q 1. 「審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事」とは。

A 1. 「1年以内に発注者から直接請け負った工事」は、「審査基準日以前1年のうち発注者と元請の立場で請負契約を締結した」ことを示します。

※日付は当初契約日により判断します。変更契約日は考慮されません。

繰越工事(年度内に完成していない工事)は含みますが、手持ち工事(1年以上前に請負契約を締結した工事)は含みません。

なお、JV工事は各構成員が担当した工事が該当します。

Q 2. 「建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備」とは、「各現場への機器の設置」のみで足りるのか、あるいは下請事業者(登録事業者率)や現場へ入場する技能者への登録(登録技能者率・就業履歴蓄積率等)状況等についても確認をとる必要があるか。

A 2. 元請事業者がカードリーダーの設置等就業履歴蓄積のための措置を講じていることを評価の対象としますので、入退場履歴を記録できる措置(各現場への機器の設置等)が整備されていれば、加点対象となります。

※下請事業者(登録事業者率)や現場へ入場する技能者への登録(登録技能者率・就業履歴蓄積率等)状況は問いません。

Q 3. 申請者から誓約書の提出を受け、加点を行い評価通知を行った後に、「実はCCUSにかかる体制の整備が不十分であったこと」等が発覚した場合には、申請者にはペナルティが課されるか。

A 3. 様式第6号の記載内容と事実が異なることが判明した場合、建設業法第50条第1項第4号の規定により6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります。

虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとき等は、建設業法第28条第1項第2号に定める建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたときに該当し、国土交通省又は都道府県知事が当該建設業者に対して、必要な指示をする場合があります。

(なお、三重県では、これらを原因として資格停止の措置も実施しています。)

経営事項審査申請におけるダンプ車の自動車検査証記録事項に関する注意事項

令和7年3月

令和5年1月以降、経営事項審査申請の「建設機械の保有及びリース台数」（項番64）に係る別添様式『建設機械の保有状況一覧表』において、ダンプ車を記載する場合は、自動車検査証記録事項について、下記の事項に注意してください。

また、自動車検査証記録事項の確認箇所については、次ページを参照してください。

・自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているものであること。

ただし、自動車検査証記録事項の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両や、貨物自動車でない場合は認められません。

・審査基準日において有効であることが必要です。

※車検更新により上記を満たさなくなった場合は不可。

※自動車検査証記録事項の記録年月日の日付が審査基準日以降のものは不可。

なお、自動車検査証記録事項は検査等のたびに更新されることから、更新等の際は写しを保管しておくなどのご対応をお願いいたします。

・車両総重量、最大積載量、ダンプ規制法による表示番号は問いません。

・自ら所有していることを証する書類として、売買契約書や譲渡証明書等の代わりに自動車検査証記録事項を用いることも可能です。ただし、その場合は、自動車検査証記録事項の記載内容が、所有者・使用者ともに自社名義のものであり、かつ、メーカー名、型式、製造番号等が特定できる場合に限りです。

・割賦販売で、所有者が信販会社であるなど、所有権の移転が留保されている場合は、自動車検査証に加え、売買契約書により確認します。

・自動車検査証記録事項には、AタイプとBタイプがありますが、必要な情報が記載されている方を添付してください。

なお、電子車検証に関する詳細やお問い合わせ先は、自動車検査証についての国土交通省ホームページをご覧ください。

(※) IC タグに格納された情報を、汎用の IC カードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで PDF ファイルとしてダウンロード可能。

自動車検査証記録事項（タイプA）の確認箇所

- ① 「記録年月日」が審査基準日前であること
- ② 「登録年月日/交付年月日」が審査基準日以前であること
- ③ 「有効期限が満了する日」が審査基準日以後であること
- ④ 「所有者の氏名又は名称」欄が申請会社であること。
※申請会社でない場合は、別途契約書等所有が確認できるもの若しくはリースの場合はリース契約書が必要です。
- ⑤ 「用途」欄が「貨物」であること。
- ⑥ 「車体の形状」欄が「ダンプ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」であること。
- ⑦ 「備考」欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両でないこと。

【自動車検査証記録事項（例）】

A

① 記録年月日 令和 3年 5月 10日

自動車検査証記録事項

111210000001

1. 基本情報										
自動車登録番号又は車両番号		札幌 300 お 9999								
車台番号		R35-DSG-00001								
登録年月日/交付年月日		令和 3年 5月 10日		初度登録年月		令和 3年 5月		有効期限の満了する日		
								令和 6年 5月 9日		
2. 所有者・使用者情報										
所有者の氏名又は名称		運輸 太郎								
所有者の住所		北海道札幌市東区北36条東〇丁目△△△ [50007 0331]								
使用者の氏名又は名称		***								
使用者の住所		***								
使用の本拠の位置		***								
3. 車両詳細情報										
車名		ニッサン [213]								
型式		CBA-R35				原動機の型式				VR38
自動車の種別		普通		用途 乗用		自家用・事業用の別		自家用		
車体の形状		箱型		[001]		乗車人員		4人		
最大積載量		-		-		最大積載量		-		
車両重量		1900kg		車両総重量		1900kg		高さ 137cm		
幅		165cm		前後軸重		790kg		総排気量又は定格出力		
前後軸重		940kg		前後軸重		-		3.79 L		
燃料の種類		ガソリン		型式指定番号		15965		類別区分番号		
								0001		
4. 備考										
[札幌]、新規登録 自動車重量税額 49,200 [31年度税制] 令和3年5月10日 新規登録 令和2年度燃費基準40%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 車向安定性制御装置搭載車 車線逸脱警報装置搭載車 [走行距離計表示値] 19,000km (令和〇年5月1日) [旧走行距離計表示値] 9,000km (令和〇年5月1日) ハイブリット車 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96db マフラー加速騒音規制適用車 [整備工場コード] 41-00001 番号標再交付 以下余白										

自動車検査証記録事項（タイプB）の確認箇所

- ① 「記録年月日」が審査基準日前であること
- ② 「登録年月日/交付年月日」が審査基準日以前であること
- ③ 「有効期限が満了する日」が審査基準日以後であること
- ④ 「使用者の氏名又は名称」欄が申請会社であること。
※申請会社でない場合は、別途契約書等所有が確認できるもの若しくはリースの場合はリース契約書が必要です。
- ⑤ 「用途」欄が「貨物」であること。
- ⑥ 「車体の形状」欄が「ダンプ」「ダンプセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」であること。
- ⑦ 「備考」欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両でないこと。

【自動車検査証記録事項（例）】

B

① 記録年月日 令和 3年 5月 10日

自動車検査証記録事項

11121000001

1. 基本情報									
自動車登録番号又は車両番号		札幌 300 お 9999							
車台番号		R35-DSG-00001							
② 登録年月日/交付年月日	令和 3年 5月 10日	初度登録年月	令和 3年 5月	有効期間の満了する日	令和 6年 5月 9日	③			
2. 使用者情報									
④ 使用者の氏名又は名称	運輸 太郎								
使用者の住所	東京都練馬区貫井〇丁目△△-□□ [13020 0330]								
使用の本拠の位置	***								
3. 車両詳細情報									
車名	ニッサン [213]								
型式	CBA-R35			⑤ 原動機の型式	VR38				
自動車の種別	普通	用途	乗用	自家用・事業用の別	自家用				
⑥ 車体の形状	事故調査用緊急セミトレーラ [735]			乗車定員	4人		最大積載量	-kg	
車両重量	1730kg	車両総重量	1990kg	長さ	465cm	幅	189cm	高さ	137cm
前後軸重	940kg	前後軸重	-kg	後前軸重	-kg	後後軸重	790kg	総排気量又は定格出力	3.79 ^{kW} _L
燃料の種類	ガソリン			型式指定番号	15965		類別区分番号	0001	
4. 備考									
【本自動車検査証発行時における所有者情報】 所有者の氏名又は名称 国土交通 所有者の住所 東京都千代田区〇〇〇 [00001]									
⑦ 【札幌】新規登録 自動車重量税額 ￥49,200 【31年度税制】令和3年5月10日 新規登録 令和2年度燃費基準40%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 車両安定性制御装置搭載車 車線逸脱警報装置搭載車 【走行距離計表示値】19,000km (令和〇年5月1日) 【旧走行距離計表示値】9,000km (令和〇年5月1日) ハイブリッド車 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96db マップラー加速騒音規制適用車 【整備工場コード】41-00001 番号標再交付 以下余白									

(補足)「公認会計士等の数」「2級登録経理試験資格者等の数」について

審査基準日が令和5年4月1日以降の申請については、「公認会計士等の数」「2級登録経理試験資格者等の数」の要件が変更となります。

	審査基準日が令和5年3月31日まで	審査基準日が令和5年4月1日以降
公認会計士等の数	1級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価)	① 1級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者 ② 1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者
2級経理資格者	2級登録経理試験に合格した者 (一度合格すれば、以降継続して経審で評価)	③ 2級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者 ④ 2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者

【必要な確認書類】

企業会計基準が頻繁に変化する中で、継続的な研修の受講によって最新の会計情報等に関する知識を習得することが重要になってきていることを踏まえ、公認会計士等数の算出にあたって参入できる者を改正しました。この改正により**審査基準日がR5.4.1以降の申請については、研修(講習)を受講しないと加点対象にならないものもありますので**ご注意ください。

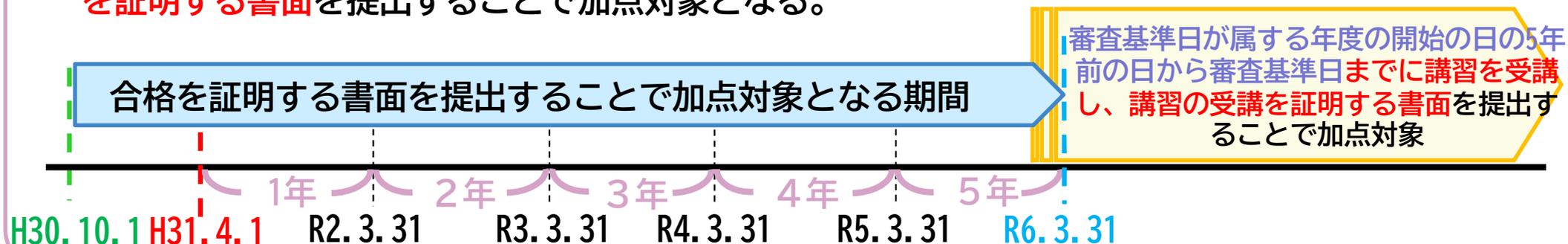
要件	必要な確認書類	研修(講習)受講の要否
②、④ 1級(2級)登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者	登録経理講習を受講した年度の翌年度から 5年を経過していない受講を証明する書面	必要
①、③ 1級(2級)登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から 5年経過していない者	登録経理試験に合格した年度の翌年度から 5年を経過していない合格を証明する書面	不要

(補足) 登録経理試験資格者の加点対象となる期間について

例：H30年10月1日に登録経理試験に合格した場合

合格した年度の翌年度の開始の日 (H31.4.1) から5年経過 (R6.3.31) するまでの間を審査基準日とする申請については、**合格を証明する書面**を提出することで加点対象となる。

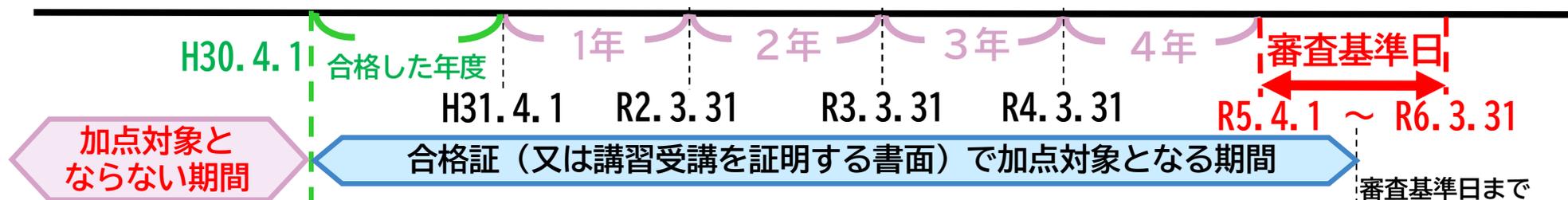
5年経過後以降 (R6.4.1以降)を審査基準日とする申請については合格証では加点対象とならず、審査基準日が属する年度の開始の日の5年前の日から審査基準日までに講習を受講し、**講習受講を証明する書面**を提出することで加点対象となる。



【審査基準日を基準とした考え方】

例：審査基準日がR5年4月1日～R6年3月31日の場合

H30.4.1から審査基準日までの間に登録経理試験合格（又は講習受講）であれば加点対象となる。
H30.3.31以前の合格（又は講習受講）は**加点対象とならない**。



(補足) 技術職員数(Z1)に係る改正(監理技術者補佐)について

令和2年10月1日の建設業法改正により新設された監理技術者補佐について、令和3年4月1日より経営事項審査においても加点対象となりました。(有資格区分コード:005、点数:4点として評価)

【対象者】

① 建設工事の種類に応じた1級技士補(※1)であって、主任技術者要件を満たす者

一級技士補の資格を有するだけでは「監理技術者を補佐する資格を有する者」にはならないため、主任技術者要件も満たす必要があります。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

(※1) 一級技士補:令和3年度からの新たな技術検定制度において、第1次試験に合格した者に与えられる称号です。(令和3年度以降の検定が対象です。) 具体的な検定種目及び業種については、3頁をご覧ください。

② 建設工事の種類に応じた監理技術者要件を満たす者

- 一級施工管理技士等の国家資格者
- 主任技術者要件+実務経験(2年以上の指導監督的な実務経験)
(指定建設業(※2)を除く。)
- 国土交通大臣特別認定者

(※2) 指定建設業:土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7業種

(補足)技術職員数(Z1)に係る改正(監理技術者補佐)について

【①の具体例】

(監理技術者補佐として認められる場合)

【申請業種】 土木一式工事

【主任技術者要件】 2級土木施工管理技士 又は 10年以上の実務経験(土木)

【一級技士補の検定種目】 1級土木施工管理技士補又は1級建設機械施工管理技士補

(監理技術者補佐として認められない場合①)

【申請業種】 建築一式工事

【主任技術者要件】 2級土木施工管理技士 又は 10年以上の実務経験(土木)

【一級技士補の検定種目】 1級建築施工管理技士補

→主任技術者要件を満たしていないため、監理技術者補佐としては認められない

(監理技術者補佐として認められない場合②)

【申請業種】 土木一式工事

【主任技術者要件】 2級土木施工管理技士 又は 10年以上の実務経験(土木)

【一級技士補の検定種目】 1級建築施工管理技士補

→検定種目の要件を満たしていないため、監理技術者補佐としては認められない。

○国土交通省告示第五十七号

建設業法施行令(昭和三十一年政令二百七十三号)第二十八条第一号の規定に基づき、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を次のように定める。

令和二年九月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行令第二十八条第一号の建設業法第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を定める告示建設業法施行令(昭和三十一年政令二百七十三号)第二十八条第一号の建設業法第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件を満たしていること

土木一式工事 舗装工事	一級の第一次検定のうち検定種目を建設機械施工管理又は土木施工管理とするものに合格していること
建築一式工事 大工工事 左官工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 鉄筋工事 板金工事 ガラス工事 防水工事 内装仕上工事 熱絶縁工事 建具工事	一級の第一次検定のうち検定種目を建築施工管理とするものに合格していること
石工事 鋼構造物工事 塗装工事 解体工事	一級の第一次検定のうち検定種目を土木施工管理又は建築施工管理とするものに合格していること

附 則

二 建設業法第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者
この告示は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第一号の規定は、令和三年四月一日から施行する。

電気工事	一級の第一次検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格していること
管工事	一級の第一次検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格していること
しゅんせつ工事 水道施設工事 電気通信工事	一級の第一次検定のうち検定種目を土木工事施工管理とするものに合格していること
造園工事	一級の第一次検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格していること